

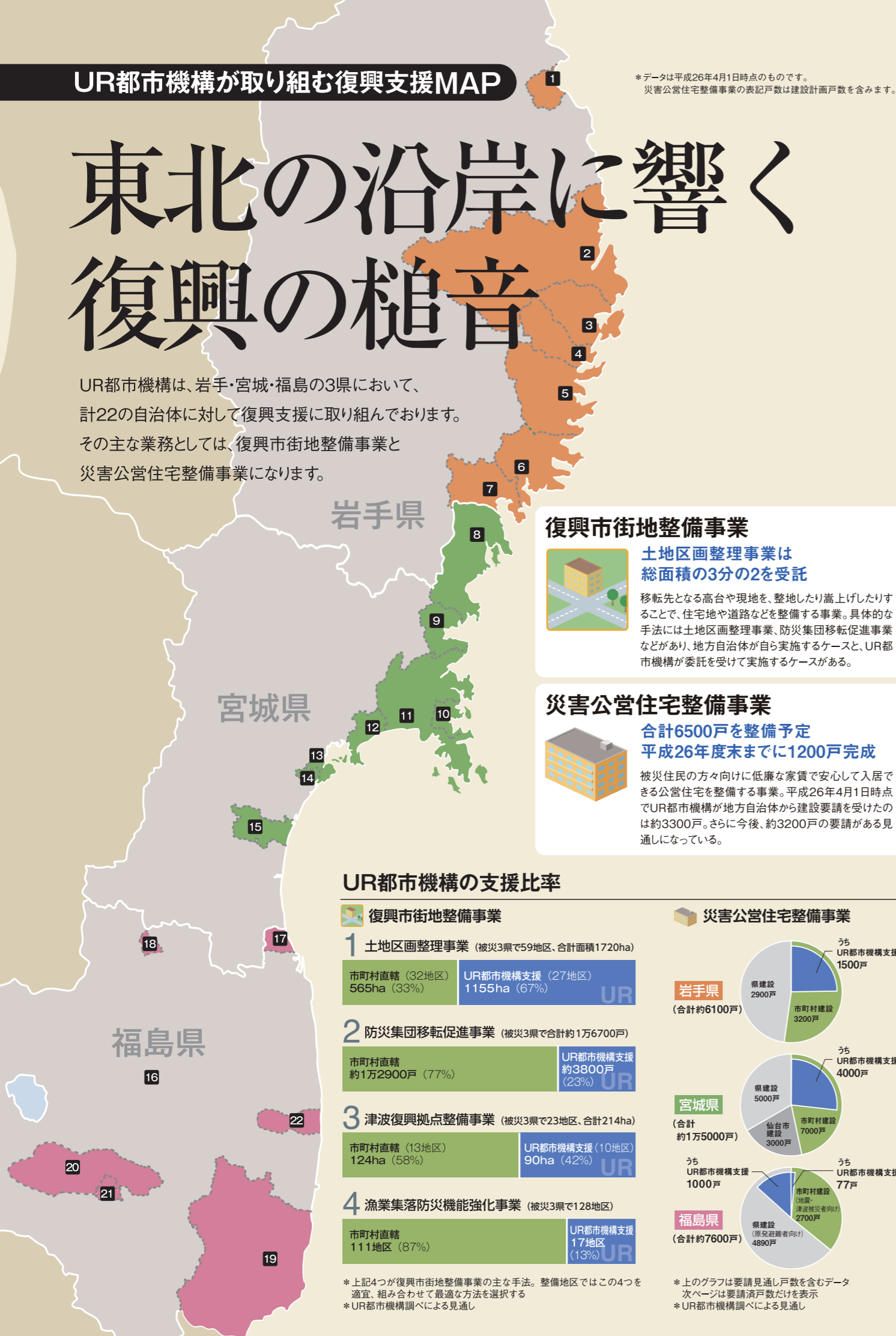
東日本大震災 震災復興支援事業 3年の歩み

被災地の皆さまとともに

東北の沿岸に響く復興の槌音

UR都市機構は、岩手・宮城・福島県の3県において、計22の自治体に対して復興支援に取り組んでおります。その主な業務としては、復興市街地整備事業と災害公営住宅整備事業になります。

*データは平成26年4月1日時点のものです。災害公営住宅整備事業の表記戸数は建設計画戸数を含みます。



復興市街地整備事業

土地区画整理事業は総面積の3分の2を受託

移転先となる高台や現地を、整地したり嵩上げしたりすることで、住宅地や道路などを整備する事業。具体的な手法には土地区画整理事業、防災集団移転促進事業などがあり、地方自治体が自ら実施するケースと、UR都市機構が委託を受けて実施するケースがある。

災害公営住宅整備事業

合計6500戸を整備予定
平成26年度末までに1200戸完成

被災住民の方々向けに低廉な家賃で安心して入居できる公営住宅を整備する事業。平成26年4月1日時点でUR都市機構が地方自治体から建設要請を受けたのは約3300戸。さらに今後、約3200戸の要請がある見通しになっている。

UR都市機構の支援比率

復興市街地整備事業

1 土地区画整理事業 (被災3県で59地区、合計面積1720ha)



2 防災集団移転促進事業 (被災3県で合計約1万6700戸)



3 津波復興拠点整備事業 (被災3県で23地区、合計214ha)

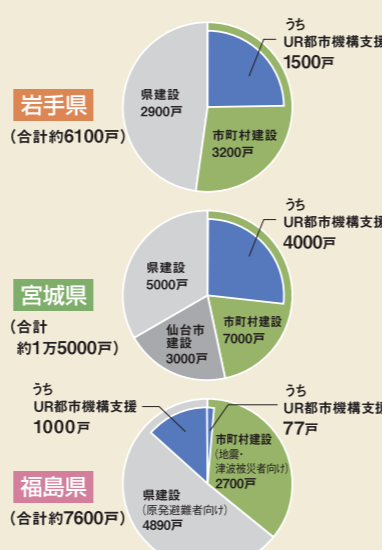


4 漁業集落防災機能強化事業 (被災3県で128地区)



*上記4つが復興市街地整備事業の主な手法。整備地区ではこの4つを適宜、組み合わせて最適な方法を選択する
*UR都市機構調べによる見通し

災害公営住宅整備事業



*上のグラフは要請見直し戸数を含むデータ
*次ページは要請済戸数だけを表示
*UR都市機構調べによる見通し

UR都市機構の自治体別復興支援状況

岩手県 全7自治体

1 野田村
13ha
城内地区
●城内 13ha / コーディネート業務完了

2 宮古市
68ha
田老地区
●田老 44ha / 工事中 / H26年度一部引渡し開始予定
●嶽ヶ崎・光岸地 24ha / 工事中 / H26年度一部引渡し開始予定

3 山田町
81ha
165戸
織笠地区
●大沢 22ha / 工事中 / H26年度一部引渡し開始予定
●織笠 15ha / 工事中 / H26年度一部引渡し開始予定
●山田 44ha / 工事中 / H26年度一部引渡し開始予定
●大浦(大浦第1) 9戸 / 調査・設計中 / H27年8月完成予定
●大浦(大浦第2) 16戸 / 調査・設計中 / H28年7月完成予定
●山田(山田中央) 140戸 / 調査・設計中 / H28年9月完成予定

4 大槌町
39ha
206戸
大ヶ口地区
●大ヶ口 70戸 / H25年8月完成・引渡し済
●屋敷前 21戸 / H25年11月完成・引渡し済
●大ヶ口二丁目 23戸 / 建設中 / H26年9月完成予定
●延内 13戸 / 建設中 / H26年12月完成予定
●町方(末広町) 52戸 / 調査・設計中 / H28年3月完成予定
●寺野 27戸 / 調査・設計中 / H28年2月完成予定

5 釜石市
84ha
78戸
花露辺地区
●片岸 23ha / 工事中 / H27年度一部引渡し開始予定
●大ヶ口 60ha / 工事中 / H26年度一部引渡し開始予定
●花露辺 1ha / 工事中 / H25年度一部引渡し開始
●花露辺 13戸 / H25年12月完成・引渡し済
●東部(大町1号) 65戸 / 調査・設計中 / H28年3月完成予定

6 大船渡市
36ha
128戸
上山地区
●大船渡駅周辺 36ha / 工事中 / H26年度一部引渡し開始予定
●宇津野沢 20戸 / 建設中 / H26年5月完成予定
●赤沢 23戸 / 建設中 / H26年6月完成予定
●上山 11戸 / 建設中 / H26年4月完成予定
●平原 11戸 / 建設中 / H26年4月完成予定
●川原 29戸 / 建設中 / H27年5月完成予定
●蛸ノ浦 14戸 / 建設中 / H27年5月完成予定
●所通東 20戸 / 調査・設計中 / H28年1月完成予定

7 陸前高田市
302ha
210戸
今泉・高田地区
●今泉 113ha / 工事中 / H27年度一部引渡し開始予定
●高田 189ha / 工事中 / H25年度一部引渡し開始
●下和野 120戸 / 建設中 / H26年9月完成予定
●水上 30戸 / 建設中 / H26年12月完成予定
●大野 40戸 / 調査・設計中 / H27年8月完成予定
●田端 20戸 / 調査・設計中 / H27年9月完成予定

宮城県 全8自治体

8 気仙沼市
75ha
839戸
鹿折地区
●鹿折 42ha / 工事中 / H26年度一部引渡し開始予定
●南気仙沼 33ha / 工事中 / H26年度一部引渡し開始予定
●南郷(南気仙沼小学校跡地) 165戸 / 建設中 / H27年3月完成予定
●四反田 70戸 / 建設中 / H27年9月完成予定
●鹿折 284戸 / 調査・設計中 / H28年3月完成予定
●南気仙沼 320戸 / 調査・設計中 / H28年3月完成予定

9 南三陸町
116ha
152戸
入谷桜沢地区
●志津川 116ha / 工事中 / H26年度一部引渡し開始予定
●入谷桜沢 42戸 / 建設中 / H26年7月完成予定
●歌津名足 28戸 / 建設中 / H26年7月完成予定
●志津川東(第1) 82戸 / 調査・設計中 / H28~29年度完成予定

10 女川町
244ha
200戸
女川町民陸上競技場跡地地区
●中心部 221ha / 工事中 / H24年度一部引渡し開始
●離半島部 23ha / 工事中 / H25年度一部引渡し開始
●女川町民陸上競技場跡地 200戸 / H26年3月完成・引渡し済

11 石巻市
24ha
250戸
新門脇地区
●新門脇 24ha / 工事中 / H27年度一部引渡し開始予定
●大街道西二丁目 15戸 / 建設中 / H27年2月完成予定
●大街道北二丁目 39戸 / 建設中 / H27年6月完成予定
●中央一丁目 51戸 / 建設中 / H27年6月完成予定
●駅前北通り一丁目 65戸 / 建設中 / H27年10月完成予定
●泉町四丁目 28戸 / 建設中 / H27年6月完成予定
●中里一丁目 28戸 / 建設中 / H27年8月完成予定
●不動町二丁目 24戸 / 調査・設計中 / H27年10月完成予定

12 東松島市
114ha
307戸
野蒜北部丘陵地区
●野蒜北部丘陵 92ha / 工事中 / H25年度一部引渡し開始
●東矢本駅北 22ha / 工事中 / H25年度一部引渡し開始
●東矢本駅北 307戸 / 建設中 / H28年11月完成予定

13 塩竈市
114戸
伊保石地区
●伊保石 31戸 / H26年1月完成・引渡し済
●錦町 40戸 / 建設中 / H26年12月完成予定
●浦戸桂島 12戸 / 建設中
●浦戸野々島 15戸 / 建設中
●浦戸寒風沢 11戸 / 建設中
●浦戸朴島 5戸 / 建設中

14 多賀城市
482戸
桜木地区
●桜木 160戸 / 建設中 / H26年10月完成予定
●鶴ヶ谷 274戸 / 調査・設計中 / H28年2月完成予定
●新田 48戸 / 調査・設計中 / H27年9月完成予定

15 名取市
50戸
下増田地区
●下増田 50戸 / 建設中 / H27年7月完成予定

福島県 全7自治体

16 福島県 原発避難者向け住宅整備基本協定締結

17 新地町
30戸
愛宕東地区
●愛宕東 30戸 / H25年12月完成・引渡し済

18 桑折町
47戸
桑折駅前地区
●桑折駅前 47戸 / 建設中 / H27年3月完成予定

19 いわき市
93ha
豊間地区
●薄磯 37ha / 工事中 / H27年度一部引渡し開始予定
●豊間 56ha / 工事中 / H27年度一部引渡し開始予定

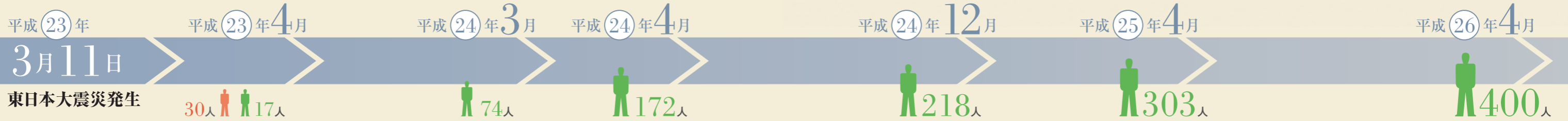
20 須賀川市
3ha
須賀川市八幡町地区(完成イメージ)
●須賀川市八幡町 3ha / 工事中

21 鏡石町 復興まちづくり事業計画策定業務を受託 (H24年3月完了)

22 大熊町 復興まちづくり支援に関する覚書交換

現地400人体制に増員 本格化する工事の加速に挑む

UR都市機構の復興まちづくり支援の歩み



応急仮設住宅建設支援要員 復興まちづくり支援要員

復旧支援



いわきニュータウンに建設された応急仮設住宅

UR賃貸住宅約5000戸を準備したほか、8.25haの応急仮設住宅建設用地を提供。また、延べ184人の技術職員を岩手県、宮城県、福島県、仙台市に派遣し、全国で5万3537戸に及ぶ応急仮設住宅建設の業務支援や被災地危険度判定なども実施。

復興計画策定支援など



復興計画策定の様子

福島県と岩手、宮城、福島各県の18市町村に、延べ59人の技術職員を派遣し、高台移転などの将来のまちづくりの基となる計画づくりなどを技術面からサポート。

協定締結



女川町とパートナーシップ協定を締結(平成24年3月)。須田女川町長(左)、小川UR都市機構理事長(当時)

22の被災自治体とURとの間で復興まちづくりを推進するための覚書、協定などを締結。平成26年4月1日時点で22地区(約1300ha)の復興市街地整備事業の支援と、50地区(3258戸)の災害公営住宅の整備を開始(このほか須賀川市で市街地再開発事業を支援)。

体制づくり



山田復興支援事務所の職員たち

沿岸部の12市町に現地事務所を設置。阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震の復興支援業務に従事した職員をはじめ多数参集。

事業計画策定



権利者約1800人を対象に約50回の住民説明会などを実施(女川町)

住民説明会を開くほか、個別面談も行いながら住民の方々の生活再建への意向を丁寧に確認し、個別地区の事業計画を練り上げていく。

工事



各地で大規模な工事が進む(東松島市)

平成25年度末までに22地区全ての復興市街地整備地区で高台移転などに向けた工事に着手。災害公営住宅の工事は平成26年4月1日時点で35地区の工事に着手。さらに13地区についても平成26年度に工事発注予定。

工事を加速し、一つひとつ着実に事業を完成



東松島市野蒜北部丘陵地区では土砂運搬用ベルトコンベヤーで工事を迅速化



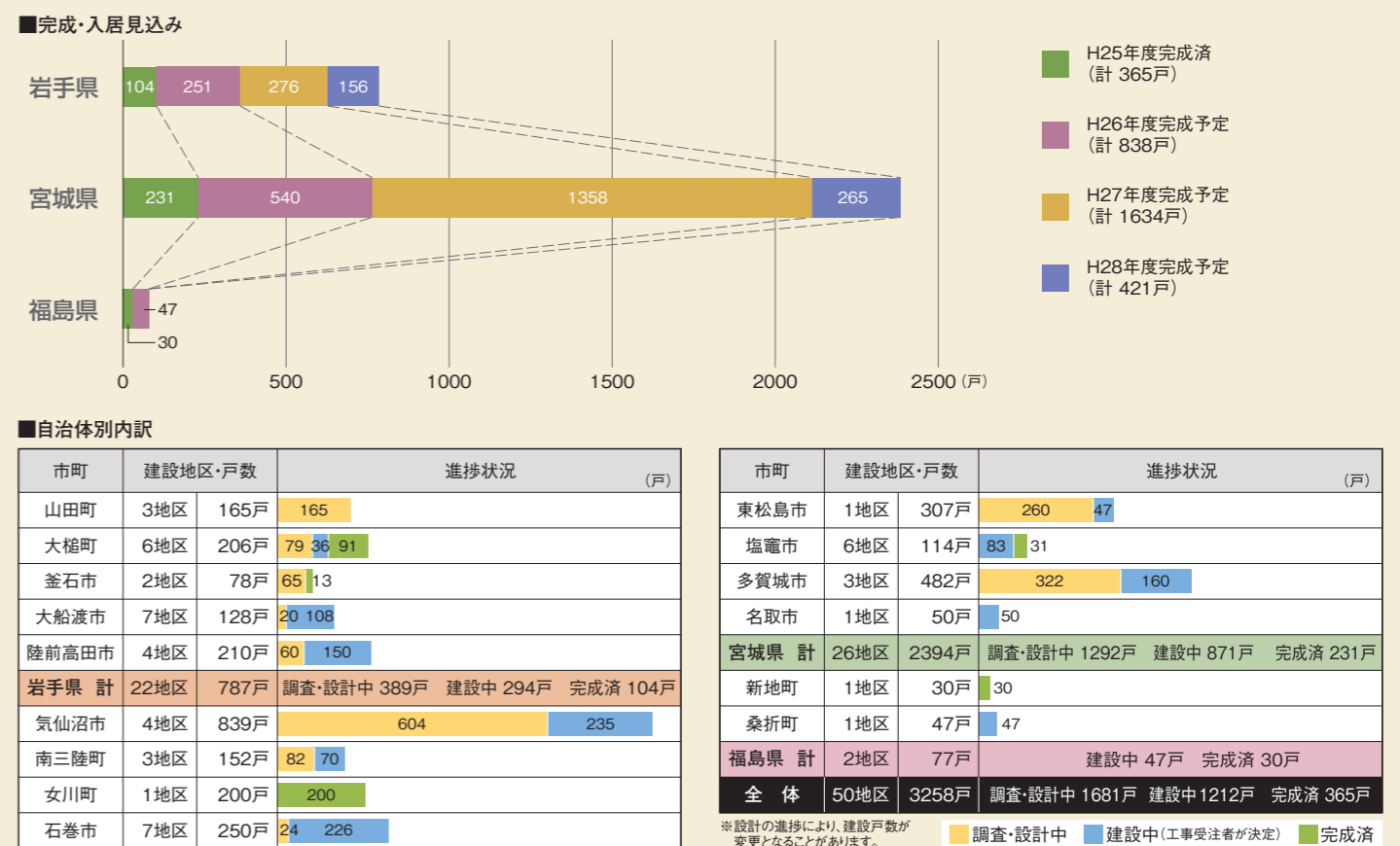
平成25年11月に完成した大槌町屋敷前地区の災害公営住宅

平成25年度に災害公営住宅6地区365戸が完成し、入居が始まった。平成26年度にはさらに20地区838戸が完成予定。復興市街地整備地区では、試験盛土による先行造成、ベルトコンベヤーによる土砂運搬によって工事を加速。一部の地区では平成24年度に宅地の引渡しが始まった。

UR都市機構の復興市街地整備事業の進捗状況

県	市町	地区名	事業手法	計画面積	事業期間(年度)	計画策定等受託				
						H24	H25	H26	H27	H28
岩手県	宮古市	田老	区画整理、集団移転	44ha	H24~H27					
		鉾ヶ崎・光岸地	区画整理	24ha	H25~H27					
		大沢	区画整理、漁集強化	22ha	H24~H28					
	山田町	織笠	区画整理、集団移転	15ha	H24~H27					
		山田	区画整理、津波拠点、集団移転	44ha	H25~H30					
	大槌町	町方	区画整理、津波拠点、集団移転	39ha	H24~H29					
	釜石市	片岸	区画整理	23ha	H24~H30					
		鶴住居	区画整理、津波拠点	60ha	H24~H30					
		花露辺	集団移転、漁集強化	1ha	H24~H26					
		大船渡市	大船渡駅周辺	区画整理、津波拠点	36ha	H25~H31				
陸前高田市	今泉	区画整理	113ha	H24~H30						
	高田	区画整理	189ha	H24~H30						
宮城県	気仙沼市	鹿折	区画整理	42ha	H24~H29					
		南気仙沼	区画整理	33ha	H24~H29					
	南三陸町	志津川	区画整理、津波拠点、集団移転	116ha	H24~H30					
	女川町	中心部	区画整理、津波拠点、漁港強化	221ha	H24~H30					
		離半島部	集団移転、漁集強化	23ha	H24~H27					
	石巻市	新門脇	区画整理	24ha	H25~H29					
東松島市	野蒜北部丘陵	区画整理	92ha	H24~H28						
	東矢本駅北	区画整理	22ha	H24~H27						
福島県	いわき市	薄磯	区画整理	37ha	H24~H28					
		豊間	区画整理	56ha	H24~H28					

UR都市機構の災害公営住宅整備事業の進捗状況



理事長挨拶



UR都市機構(独立行政法人都市再生機構) 理事長
上西 郁夫

一日も早い復興へ全力で取り組む

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災が広範囲であること、津波による大規模な浸水、原子力災害による長期の避難など、我が国にとって未曾有の被害をもたらしました。改めまして被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

UR都市機構では、発災直後から、応急仮設住宅建設支援要員の派遣、応急仮設住宅用地の提供、被災者の方へのUR賃貸住宅の提供などを行い、全力を挙げて復旧活動に取り組みました。

また、同年4月から岩手県・宮城県・福島県下の19の被災自治体に技術職員を派遣し、復興計画策定などの支援を行いました。

震災から3年が経過した現在では地元の方々や地方自治体、国をはじめとする関係各位のご努力により、この困難な震災復興もようやく本格化してきています。

UR都市機構も、平成24年1月から被災自治体からの要請または委託に基づき復興市街地整備や災害公営住宅の建設を開始し、現在22の被災自治体と覚書・協定などを締結し、現地400人体制で復興支援に取り組んでいます。

住宅・まちづくりの実績・ノウハウやその技術力、事業推進力を活用して、CM方式の活用による一体的業務発注や造成・住宅建設の一体的な工事などで復興をさらに加速化するほか、今後は、中心市街地の再生や高齢者の支援など生業や生活の復興支援にも力を入れていきたいと考えています。

引き続き、被災された皆さまが一日も早く安心した生活が送れるよう、全力を挙げて復興支援に取り組み、より安全なまちづくりに貢献していきます。

被災東北3県 県知事からのメッセージ



岩手県知事
達増 拓也

今年は“本格復興推進年”

あの東日本大震災津波から、3年がたちました。大震災津波で貴い命を落とされた方々に、謹んで哀悼の意を表します。また、今もお応急仮設住宅などで不自由な生活を送られている3万3000人の方々をはじめ、被災者の皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

震災直後の4月1日に本県から国土交通省に支援要請を行い、貴機構におかれましては、震災から1カ月後の同月12日から被災した市町村に入り、復興支援に当たっていただきました。

被災市町村での復興計画策定の支援はもとより、6市町に現地事務所を開設し、市街地整備や災害公営住宅の建設を担われるなど、復興を進めるうえで大きな力となっており、厚く御礼申し上げます。

本県では、「岩手県東日本大震災津波復興計画」における「安全の確保」「暮らしの再建」「なりわいの再生」の3つの原則に基づき、これまで復興の基盤づくりに全力で取り組んできました。

その結果、復興まちづくり(面整備)事業では、ほとんどの地区で事業認可を受け約6割で工事が進められ、また災害公営住宅も整備予定戸数約6000戸のうち約3割が着工するなど、事業を着実に進めております。

また昨年は、三陸ジオパークが日本ジオパークに認定されたこと、I L C(国際ニアコライダー)の建設候補地が北上山地に一本化されたこと、「あまちゃん」が全国のお茶の間をにぎわせたことなど、岩手の力が大いに高まりました。

これからは、これまでの成果を土台として、被災者一人ひとりが安心して生活を営むことができ、将来にわたって持続可能な地域社会の構築を目指す「本格復興」に取り組む期間であり、その1年目となる今年を「本格復興推進年」と位置付けております。

県の復興計画に掲げる復興の目指す姿、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を実現するうえで、用地確保や人材・資材不足など、課題は山積していますが、復興を本格化させるべく、貴機構のさらなるご支援とご協力をお願い申し上げます。



宮城県知事
村井 嘉浩

「震災復興支援事業3年の歩み」の発刊に寄せて

未曾有の大災害をもたらした東日本大震災の発生から3年の歳月が経過しました。この間、宮城県では、国や貴機構をはじめ、多くの方々からの多大なるご支援のもと、県民の安全・安心の確保、生活基盤や公共施設の復旧、産業活動の再開に向けた支援など、全力で復旧・復興に向けて取り組んでまいりました。

平成23年10月に策定した「宮城県震災復興計画」におきましては、平成26年度からの4年間で「再生期」と位置付けており、復旧・復興を一層加速させるとともに、「宮城の将来ビジョン」に掲げた将来像を見据えて、本県が発展していくための様々な種をまき、各地で芽吹くよう、新たな取り組みにも挑戦していかなければなりません。そのため、「迅速な震災復興」「産業経済の安定的な成長」「安心して暮らせる宮城」「美しく安全な県土の形成」を政策推進の基本方向に掲げて、県民の皆さまが復興を実感し、経済成長と豊かさを感じていただけるような取り組みを進めてまいります。

私は、今年のキーワードを「前進繕零」という四字熟語で表現しましたが、これは、震災による「繕い」を一刻も早くゼロにして、さらに前に進む年にしたいとの思いを表したものです。私も、まさに全身全霊でスピード感を持って、引き続き復興に当たってまいります。

貴機構におかれましては、震災直後の復旧段階での応急仮設住宅支援要員の派遣、UR賃貸住宅や応急仮設住宅用地の提供に始まり、甚大な被害を受けた沿岸部の5市町に事務所を開設して復興事業を支援していただくなど、本県の復旧・復興に極めて大きな役割を果たしていただき、感謝の念に堪えません。

しかしながら、本県の復興はまだ道半ばであり、創造的復興を成し遂げるためには、貴機構のご支援が不可欠でありますことから、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

福島県知事
佐藤 雄平



福島県の復興に向けたUR都市機構への期待

東日本大震災から3年が経過しました。

国や貴機構をはじめ、関係機関の皆さまからいただきましたこれまでのご支援とご協力に対し、心から感謝申し上げます。

この間、福島県は、地震、津波、原子力災害やそれに伴う風評被害などの厳しい状況に見舞われながらも、皆さまのご尽力などにより、着実に元気を取り戻してまいりました。

貴機構には、応急仮設住宅の建設や用地の提供、また、市町村の復興計画策定などへの支援要員の派遣など、震災直後から大きな役割を果たしていただき、感謝の念に堪えません。

福島県では、東日本大震災や原子力災害からの復興・再生を確実に進めるため、新たな総合計画「ふくしま新生プラン」を策定し、『夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”』の基本目標のもと、「人と地域」を礎に、「活力」、「安全と安心」、「思いやり」を3つの柱として、新しい県づくりに取り組んでおります。

復興のための重点プロジェクトの一つが、復興公営住宅の建設による生活環境の整備であります。

特に、原子力災害により長期間ふるさとへ帰れない方々が安心して生活できる拠点づくりとして、福島県復興公営住宅整備計画を定め、4890戸の復興公営住宅を整備することとしており、そのうち貴機構には、昨年11月、いわき市における約1000戸の住宅建設をお願いしたところです。

また、復興まちづくりについても、震災復興土地区画整理事業において、計画策定から工事実施までを担っていただくなど、貴機構の豊富な経験やノウハウを十二分に発揮していただいております。

これからも貴機構のお力添えをいただきながら、復興の流れを大きく、より確かなものにしてまいりますので、引き続きご支援のほどよろしくごお願い申し上げます。

東日本大震災 震災復興支援事業 3年の歩み

被災地の皆さまとともに



第1章

被災状況と復旧支援

1. 発災と総合災害対策本部の設置

2	東日本大震災の概要	16
4	総合災害対策本部の設置	16
6	小川忠男前理事長インタビュー	17

2. 復旧支援活動

8	応急仮設住宅建設支援要員の派遣	19
10	応急仮設住宅建設用地などの提供	20
10	宅地危険度判定士の派遣	20

3. UR賃貸住宅の復旧と被災者への提供

11	UR賃貸住宅の復旧	21
12	現地調査団の派遣	21
13	UR賃貸住宅の提供	22

第2章

復興支援の本格化

1. 復興計画策定支援要員の派遣

派遣の概要	23
派遣職員の人選	
派遣に当たっての課題・対応	24
実際に派遣された職員からのコメント	27

被災自治体から求められたUR職員の派遣
(復興支援統括役 松田 秀夫)

復興計画策定等職員派遣先自治体
(平成26年4月1日現在)

覚書・協定の締結一覧

2. 復興まちづくり事業の始動

復旧から復興へ(平成23年度)	33
事業受託と工事着工(平成24年度)	33
復興事業の本格化と住宅・宅地の供用開始 (平成25年度)	34

Cover Story

200世帯の新生活が始まり
復興は新たなステージへ

UR都市機構の震災復興支援において、宮城県女川町はとりわけ象徴的なエリアである。町から包括的支援の依頼を受け、平成24年3月に「パートナーシップ協定」を締結、平成24年4月に現地に事務所を開設し、平成26年4月現在、職員29人体制で、復興まちづくりをトータルにサポートしている。

女川湾を望む高台には平成26年3月、200戸の災害公営住宅が完成。被災した住民が隣接する仮設住宅などから引っ越して、新しい生活をスタートしている。大きな被害を受けた市街地でも、復興まちづくりを急ピッチで進めている。



撮影者：沖 裕之 (Blue Hours)

URの復興支援の特長(事業者としての復興支援)

3. 復興まちづくり事業支援手法

復興市街地整備事業	35
災害公営住宅整備事業	36
〈参考〉復興まちづくりに係る国の動き	38

4. URの技術力による復興の加速化

CM(コンストラクション・マネジメント)方式	39
発注者支援方式の導入	39
設計・施工一括発注方式(災害公営住宅)	40
災害公営住宅買取事業における技術支援	
復興の加速化に向けて(理事長代理 廣兼 周一)	

5. 復興支援体制の強化、宿舎・事務所の整備

体制強化と現地支援要員の推移	
宿舎・事務所の整備状況	

6. 震災復興支援の3年間を振り返って

震災事業の初期段階の「総括」が重要 (震災復興推進役 小山 潤二)	38
多くの方々への感謝と組織としての継承 (前宮城・福島震災復興支援局長 茂木 貴志)	39
持続するまちづくりを進め、地元経済を活性化 (前岩手震災復興支援局長 佐々木 功)	39
【コラム】 被災地産直品販売、Tシャツ、義援金など	40

第3章 復興まちづくり概要 (22自治体への支援事業)

42	岩手県 [野田村] 村職員と机を並べてスムーズな事業進捗	66	[東松島市] あの日を忘れず ともに未来へ～東松島一心～
44	[宮古市] 森・川・海との共生を目指して～多重防災型まちづくり～	68	[塩竈市] 沿岸部や浦戸諸島 少ない平地で住宅建設
46	[山田町] 津波から命を守るまちづくり 碧い海とともに暮らす町	69	[多賀城市] 現地再建による復興まちづくり
48	[大槌町] 海に見える美しい町の復興へ	70	[名取市] いつまでも暮らしたくなるまちを目指して
50	[釜石市] 撓まず屈せず スクラム釜石のまちづくり	福島県	
52	[大船渡市] 「災害に強いまち」へ早期復興	71	[福島県] 原子力災害避難者向け住宅 URが1000戸整備
54	[陸前高田市] 奇跡の一本松を復興のシンボルに海浜新都市の創造へ	72	[新地町] UR建設では福島県内第1号 着工から約1年で完成
56	宮城県	73	[桑折町] 町唯一の災害公営住宅をURが建設
56	[気仙沼市] 津波死ゼロのまちづくり～嵩上げによる現地復興～	74	[いわき市] ～日本の復興を「いわき」から～がんばっぺ、いわき
58	[南三陸町] 志津川ならではのまちづくりに向けて	76	[須賀川市] 被災した公共公益施設の再建と復興を通じた中心市街地活性化
60	[女川町] 千年に一度のまちづくりを全面的にバックアップ	77	[鏡石町] 内陸部の震災復興を加速する全体事業計画策定
64	[石巻市] 最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指して	78	[大熊町] 原子力災害からの復興 4年後の帰町に向けて
		資料編	
		80	事業年表
		85	終わりに

第1章



被災状況と
復旧支援



被災直後の中心市街地

1. 発災と総合災害対策本部の設置

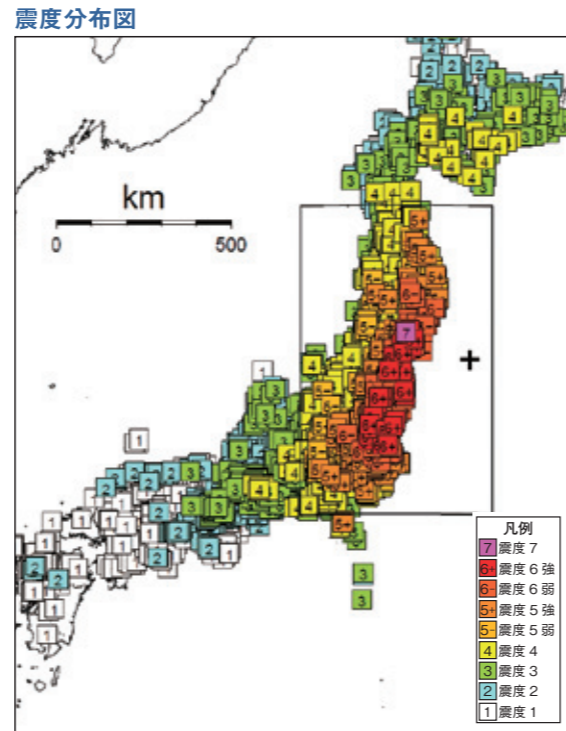
東日本大震災の概要

平成23年3月11日[金] 14時46分 東北地方太平洋沖地震発生

震源:三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度)
震源の深さ:24km
地震の規模:モーメントマグニチュード9.0

出典:平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第149報) / H26.3.7 消防庁

被害状況	
●災害救助法適用市区町村	9都県 241市区町村*1
●人的被害	死者……………1万5884人 行方不明……………2640人 負傷者……………6150人 復興関連死*……………2916人*2
●建物被害	全壊……………12万6631棟 半壊……………27万2653棟 一部破損……………74万3492棟*3
●避難者数(ピーク時)	平成23年3月14日 約74万人 (青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県の避難状況の合計)*4
●浸水範囲	561km ² (山手線内の面積63km ² の約9倍) (青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県62市町村の浸水範囲面積の合計)*5



出典: 気象庁ホームページ



津波が堤防を越える様子(野田村)

*1 平成23年3月12日長野県北部を震源とする地震により適用されたものを含む 出典:平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の適用について(第11報) / H23.3.24 厚生労働省 長野県北部の地震にかかる災害救助法の適用について(第1報) / H23.3.12 厚生労働省
*2 「復興関連死の死者」とは、東日本大震災による負傷の悪化などにより亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方 出典:平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置 / H26.1.10 警察庁
東日本大震災における震災関連死の死者数(平成25年9月30日現在調査結果) / H25.12.24 復興庁、内閣府(防災担当)、消防庁
*3 出典:平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置 / H26.1.10 警察庁
*4 出典:復興の現状と取組 / H25.11.29 復興庁
*5 出典:津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報) / H23.4.18 国土地理院

東日本大震災の特徴

●広範な被害範囲

東日本大震災の特徴として、被害の範囲が極めて広範囲であることが挙げられる。

震度6弱以上の揺れを記録したのは岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉の計8県にわたる。

我が国の観測史上最大規模、世界的にも1900年以降4番目の規模である東日本大震災は、東北地方および関東地方の太平洋沿岸を中心に、東日本全域に大きな被害をもたらした。

●津波浸水被害

東日本大震災では、津波による被害が甚大であったことも大きな特徴である。地震によって発生した津波の高さは、宮古、大船渡、石巻、相馬の検潮所で8m以上の観測値を示したほか、痕跡などからは10mを超えるものであったと推定されている。浸水範囲は6県62市町村で合計561km²(山手線内の面積の約9倍)に及び、岩手、宮城、福島の3県をはじめとする多くの沿岸市町村の市街地は、壊滅的な被害を受けた。

人的被害の要因(死因)としては、溺死の割合が9割を超えている。

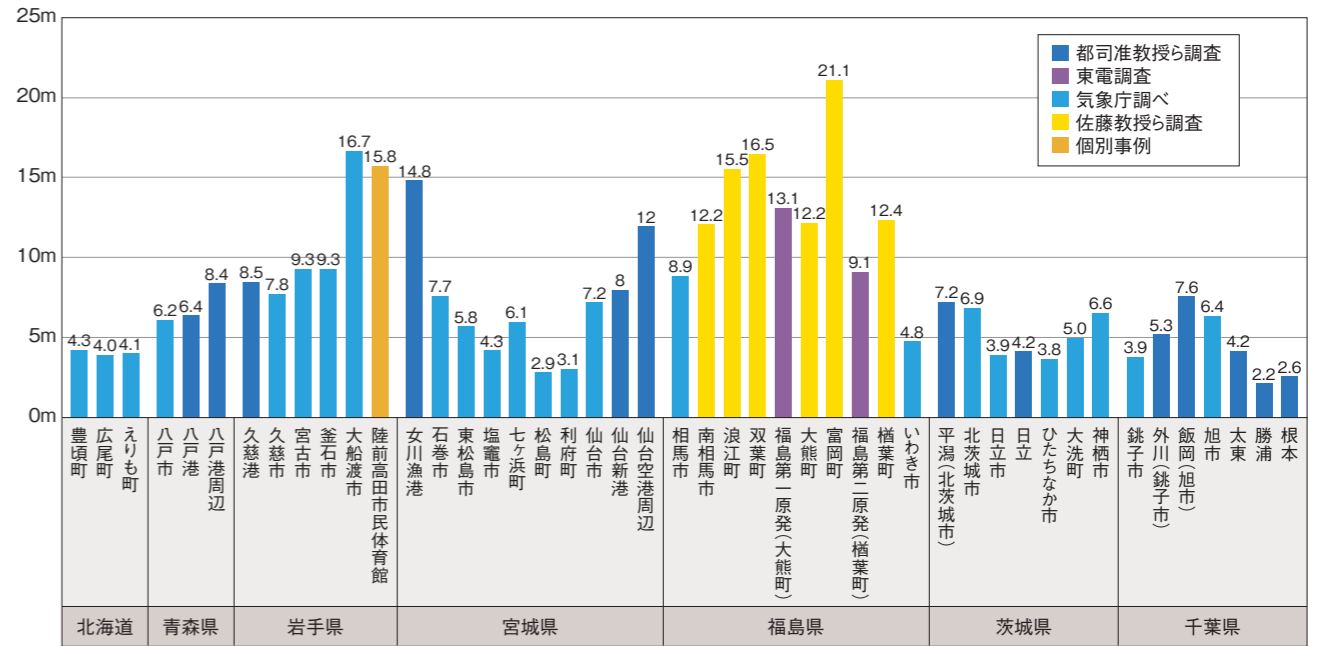
●原子力災害

東日本大震災の地震・津波により、福島第一原子力発電所は全電源を喪失し、我が国がかつて経験したことのない重大な原子力災害に直面することとなった。

●復興に向けた課題

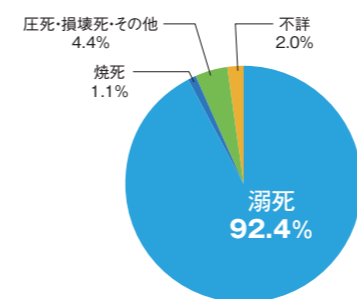
被災が広範囲に及んだこと、高台への集団移転、市街地の嵩上げなど、津波に対して安全な基盤整備が必須であったこと、また、原子力災害に伴う長期避難、除染などの問題が併発したことが、後の復興事業の課題となった。

東日本大震災で確認された津波の高さ——多くの被害は、津波による被災



*気象庁調べの北海道は上位3地点、その他は市町村最高地点、それ以外は気象庁調べにないか上回る結果を掲載
出典:毎日新聞2011.3.25(港湾空港技術研究所と東京大学都司嘉准教授の調査)、気象庁調べ(「平成23年3月地震・火山月報(防災編)」)、痕跡等から推定した津波の高さ、東京新聞2011.7.9(東京電力による詳細調査結果)、毎日新聞2011.4.17(東京海洋大学岡安章夫教授推定による陸前高田市民体育館事例)、NHK2012.2.19(東京大学大学院佐藤真司教授の研究グループによる警戒区域内初の痕跡調査の結果)

東日本大震災における死因



警察庁資料より内閣府作成
平成23年4月11日現在の東日本大震災における死因(岩手県・宮城県・福島県)



壊滅的な津波被害(宮古市)

総合災害対策本部の設置

発災直後の動き

平成23年3月11日金曜日の14時46分、緊急地震速報アラームを受信すると、間もなく本社横浜アイランドタワーでも強い揺れが始まった。揺れはなかなか収まらず、周囲のビルが大きく左右に揺れる光景が見られ、恐怖感とともにこれまで経験したことのない、ただならぬ事態であるという空気が漂った。

テレビの報道により東北地方を震源とする非常に強い地震の発生を確認、甚大な被害が発生した可能性が高いことから、理事長を本部長とする「総合災害対策本部」を速やかに設置し、本部事務局となる本社総務人事部総務チーム(当時)では、総動員で直ちに本社内、在京の各支社などに対し、職員の安否、事務所の被害状況、UR賃貸住宅や事業地区の被害状況の確認を開始した。同時に、本社内で一部破損ありとの情報があり、ビル内の全エレベーターが非常停止中、各階フロアの被害確認作業に奔走した。

被害状況などの確認作業は難航した。支社や事務所へは災害時優先電話を繰り返しかけて、なんとか指示、連絡。情報が入り始めると、確認内容は走り書きでメモを作成し、担当者に集約。それでも東北地方の各現地事務所、仙台市内のUR賃貸住宅、首都圏におけるUR賃貸住宅の情報さえも把握困難な状況が続いた(これを受け、平成25年3月に職員の安否確認



総合災害対策本部会議の様子

システムを導入)。

17時30分に本社全部室長参加による緊急会議を招集し、さらに19時30分からの総合災害対策本部会議で本部長などに対し、ここまでの確認状況や本社災害対応体制を報告し、当面の方針を確認した。職員に対しては、被害状況などの確認作業を継続するとともに、本社各部および首都圏支社などの対応体制を指示、確認。また、首都圏を走るほとんどの鉄道路線の運休に伴い、事務所待機に備えるため、会計チームから防災物品として乾パンなどの非常食や防災用毛布などが支給された。

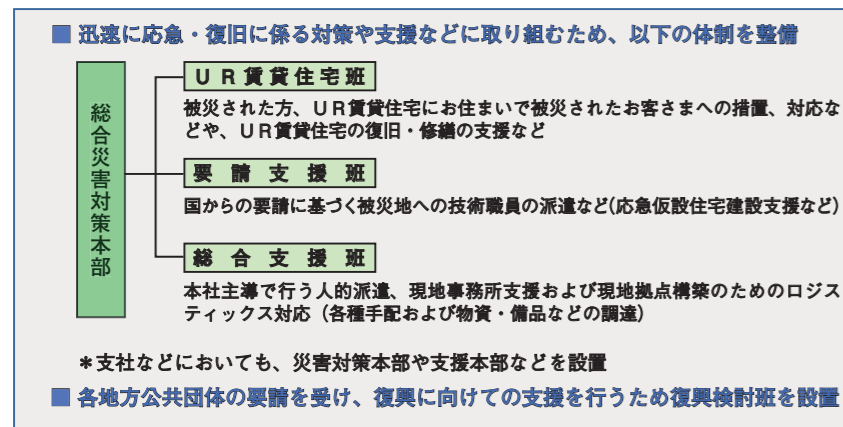


東日本支社(当時)より仙台へ向けて搬送される物資

地震発生以降、本社や各支社などの関係各部では夜を徹して被災情報などの収集を行い、対応方策の検討や準備を続け、そのような中で、仙台市内のUR賃貸住宅の被災状況調査などのための第1陣として、翌12日早朝に本社住宅経営部と技術・コスト管理室(当時)による6人のメンバーが本社を出発した。

発災後しばらくの間は連日、毎朝10時から役員および本社全部室長出席のもと、総合災害対策本部会議を開催、UR賃貸住宅などの被害状況および復旧対策、支援方策をはじめ、国土交通省からの応急仮設住宅支援要員の派遣要請、仮設住宅建設用地並びに首都圏のUR賃貸住宅の提供要請に対する方針などについて協議され、次々と震災復旧対応がなされていった。

体制と役割



人海戦術による物資調達

本社総務人事部総合支援班(当時) 三瀬 修一

震災翌日の早朝に出発した仙台への第一次現地調査団派遣を皮切りに、その後の緊急支援要員の派遣が次々と決まっていた。被災地では、ライフラインが断たれ、食料・生活用品また燃料の調達も厳しいことが予測されたため、15日の第二次現地調査団のマイクロバスには、派遣職員や仙台都市整備事務所職員のために、本社に備蓄していた備品、急ぎ調達した食料などの大量の物資を後ろ半分の座席に搭載し出発した。

仙台ではガスの供給がストップし、カセットコンロや電気ポットが使える程度で、食材は長時間並ばないと購入できない状況であった。現地事務所の食料は非常食用の乾パンやアルファ米ばかりという情報も得て、震災以降、首都圏におい

ても、物流の混乱や買い占めなどによって、極端に生活物資が不足していた状況の中、本社や東日本支社(当時)では、スーパーやコンビニを人海戦術で何軒も回り、簡単に調理することが可能なカレーなどを作るために必要な野菜、温めるだけで食べられるおでんや牛丼、そして果物なども調達した。同時に、中部・西日本・九州の3支社に支援物資調達への協力を要請すると、入手困難となっていたトイレトペーパー、乾電池、カセットコンロ、ガスボンベなどが続々と集まってくるともに、栃木県で農園を営んでいる職員の実家からは100kgの米が仙台都市整備事務所へ送られた。

現地調査団などの宿泊先の確保も難航した。仙台市内のホテルの多くが休

業中、ここも人海戦術で電話をかけ、利用の可否を確認。ガス供給の復旧のめどが立たず当面お湯が出ないような部屋であっても、空室があればとにかく確保を依頼した。また、被災地でのガソリン不足は非常に深刻で、調査団を乗せ東京を出発した車が、道中でガス欠となり関東まで戻って来られないというリスクを常に伴っていた。首都圏のガソリンスタンドでも給油制限がかかる中、限られた量のガソリンを携行缶に詰め持参しても、被災地に入る前の往路の途中で必ず給油する必要があり、調査団から「数時間並んだが東北道で給油ができた」、「無事に仙台に到着した」といった連絡が入る都度、安堵する日々が続いた。

発災から1週間の動き

		状況	URの対応			状況	URの対応		
3月11日(金)	14:46	三陸沖を震源地とする地震発生(マグニチュード9.0、最大震度7)	地震発生と同時に、理事長を本部長とする「総合災害対策本部」を設置(本社)	3月14日(月)	11:00	計画停電により始発から多くの電車が運休するなど首都圏全域で交通機関がまひ	総合災害対策本部会議(本社)を開催 ホームページに計画停電実施に伴う共用設備のご利用の注意を掲載 本社をはじめ、各事務所でも節電の徹底を図る		
	14:49	大津波警報を発表	職員の安否、事務所の被害状況、賃貸住宅や事業地区の被害状況を確認			福島第一原発から20~30km圏内に屋内退避を指示	第二次現地調査団が出発(〜24日)		
	21:23	福島第一原発から半径3kmに避難指示 3~10km圏も屋内退避	支社長を本部長とする「東日本支社総合災害対策本部」を設置(東日本支社) その他の支社においても対策本部を設置			10時「総合災害対策本部会議」、17時「総合災害対策本部事務局会議」を毎日開催 いわき都市開発事務所は業務の継続が困難となり一時休業	第二次現地調査団が出発(〜24日)		
3月12日(土)	3:59	新潟県中越地方を震源とする地震が発生(マグニチュード6.6、最大震度6強)	緊急部長会議(本社)および総合災害対策本部会議(本社)を開催。被害状況の確認・報告 本社各部門の情報収集業務に携わる者への事務所待機を指示 仙台への第一次現地調査団の派遣が決定	3月15日(火)	22:31	静岡県東部を震源とする地震が発生(マグニチュード6.0、最大震度6強)	応急仮設住宅建設用地、計46画地65.6haを提供候補に		
	5:44	福島第一原発からの避難指示を半径10kmに拡大	第一次現地調査団が出発(〜16日)			3月16日(水)	11:15	枝野官房長官が「燃料の買いだめを控えてほしい」と呼びかけ	第一次応急仮設住宅建設支援要員が出発(〜31日)
	18:25	避難指示を半径20kmに拡大	3月17日(木)					19:30	東京電力が「計画停電を実施する可能性あり」と発表
3月13日(日)		国交省からの建築物応急危険度判定士の派遣要請を受け、第一次の派遣を決定するも、交通規制などの理由で見合わせ					ホームページに特別枠を設け、対応状況を掲載 応急仮設住宅建設用地、計80画地207.2haを提供候補に		

小川忠男前理事長インタビュー

備えあり その当時思っていたこと

普通の揺れじゃない。その時私は、理事長室で打ち合わせをしていました。ビルが激しく揺れて、扉がバタンと閉まり、机の引き出しが飛び出ました。その後は、遠く東京湾を挟んだ対岸に見える市原の精油所で爆発があり、電話は不通、電車もストップとなり、車は交通渋滞、まさに横浜は孤立しているかのようでした。

当時、URは、政府のあり方検討会で組織見直しの報告書が公表されるなどの環境下であり、私自身も常々今後のURの展開、10年から20年先の進むべき方向性を模索していた頃でした。事業の柱は2つ、賃貸住宅経営と都市再生です。賃貸については、まちを経営、管理する発想で、企業的経営体としてのURブランドの確立を図るべきであり、都市再生についても、例えば都心の一等地などはまさにビジネスとして、民間から必要とされる場面に経営的立場から出ていけばいいという考えです。

むしろURが本領を発揮するのは地方。地方には、まちづくりの技術者やノウハウが足りないところが多い。ここに公的機関としてのURが入って、必要なまちづくりを実行していく。このような構想を持っていたところに、大震災が発生し、極めて特異な入り方にはなりましたが、市町村と1対1でまちづくりを実行していく状況となったのです。

被災地へ プロ集団の活用を

URの前身である公団は、阪神・淡路大震災においても、復興まちづくりの支援を行いました。今回は、地震の後に来た津波による被害が甚大であり、被災市町村においては、職員が犠牲に遭われたところもありました。全国の自治体からの支援もありますが、仙台市など大きな市町村を除けば、どこも外部からの相当強力な支援体制が不可欠になります。

そんな中、URは、組織力で計画的



平成26年2月インタビュー時

にまちづくりのプロ集団を動員できる最大の組織であり、国の機関であるという立場からも当然の責任として、総力を挙げて取り組んでいくべきであると思っていました。そこで、発災直後から応急仮設住宅の建設支援要員を送り出しました。さらに関係者には、200~300人の規模で復興支援体制を整えるべく、早々に指示を出しました。

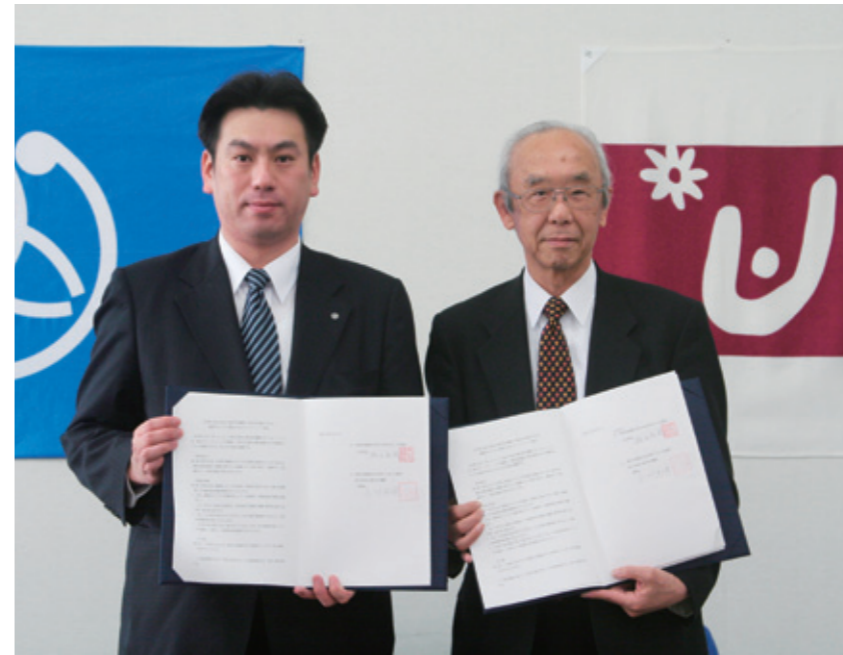
また、これからのURを背負って立つ若手諸君をメンバーに数人ずつチームを組み、被災状況を視てもらいました。

「今」である必要はないが、行く先々、この体験を仕事のうえで「返してもらおう」という思いでした。

4月に入ると岩手県から要請があり、復興計画策定支援のための職員派遣を開始しました。そして5月、私は被災地を訪問し、被災状況を目の当たりにします。これまで現地派遣職員からの報告やテレビ報道などの映像で理解していたつもりでしたが、実際に現地を見ても、やはり筆舌に尽くしがたいものがありました。また、現地において



平成23年10月、復興計画策定支援要員派遣先を視察(南三陸町)
左:川邊氏 中央:小川前理事長 右:奥田氏



平成24年3月、女川町とのパートナーシップ協定調印式 左:須田女川町長 右:小川前理事長

は、被災市町村の幹部の方々と会談し、URの支援に対して感謝の言葉をいただくとともに、引き続き支援をお願いしたい旨の話がありました。続いて6月に宮城県知事から、10月に福島県知事から国土交通大臣に対してURの活用について正式要請があり、国土交通大臣から私に対して要請がありました。

こうしてURは、国家からの明確な位置付けのもとに、プロ集団として被災地に入ることとなり、復興を強力に推進していくための場が与えられました。

女川町 URが力を発揮すべきところ

復興計画策定支援で職員を派遣していた多くの市町村とは、その後まちづくりの協定を締結することになりますが、その中でも宮城県女川町とは、唯一「パートナーシップ協定」を締結しました。

女川町が他の被災市町村と何が違うかという、被害が極めて深刻であること、復興に欠かせない行政側のマンパワーが不足していること、さらに漁業集落などあらゆるパターンの復興事業が必要となっており、しかもそれが全容

を把握できる比較的狭い範囲内にあるということです。また、須田女川町長からは、「URに全て任せたい」というお言葉をいただき、絶対的な信頼関係の構築が可能であると確信が持ったこともパートナーシップ協定締結に至った大きな要因でした。さらにあえて言えば、URの全面支援のもとに、復旧・復興が急ピッチで展開している状況をモデル的につくり出したかった、ということもあります。

ただし、被災した沿岸市町村の規模は甚大であり、URのマンパワーにも限りがあります。同じマンパワーで達成できる仕事の量を飛躍的に増やすとともに、より短期間で対応しなければなりません。工事1つを進めるにしても、通常の発注方法では復興が進みません。これまでURが担っていた役割の一部分に、民間企業に参加してもらい、発注単位も例えば小さな集落ごとではなく、半島一括でというように、事業展開、発注方法、契約の組み立てなど、全面的に大胆に組み替えなければ乗り越えられません。そこではじめてCM(コンストラクション・マネジメント)方式(29ページ参照)の発注を採用することにしました。また、東北の復興に不可欠で

ある漁業集落の再建に当たっては、水産庁と連携することになりました。

自衛隊からURへ 復興はUR

東日本大震災から3年を迎えて、現場はかなり動き出したという印象です。URはまちそのものを経営できる唯一の組織だと思っています。しかしながら、3000人の職員に共通して、自らの組織が持っている力、ポテンシャルを必ずしも十分には自覚していないように思います。特に、現場で勤務している職員には、自信を持って思いっきりやってもらいたい。そして、まちが復興して、URが引き揚げるときには、ぜひ地元の方に「URはよくやってくれた」という評価をもらって帰ってきてほしいです。

私の持論ですが、驚天動地の大地震が起きたときに、真っ先に派遣されるのは自衛隊、その次に復旧・復興のまちづくりとなったときに送られるのはUR。このようなイメージを持ってもらえるよう、東北の地におけるURのますますの活躍を期待しています。さらに東北復興の暁には、URのまちづくりの全国展開が待っていることを確信しています。

経歴

東日本大震災発生当時、UR都市機構の理事長として、復旧・復興支援活動を指揮
昭和42年 建設省入省
平成16年7月 UR都市機構副理事長就任
平成20年7月 UR都市機構理事長就任
平成24年9月 一般財団法人建設経済研究所理事長就任(現職)

2. 復旧支援活動

応急仮設住宅建設支援要員の派遣

派遣の概要

東日本大震災において、URは、被災した方が一時的に住まう応急仮設住宅建設のための職員派遣を行った。国土交通省は被災各県からの要請を取りまとめ、URに派遣を要請、3月17日から岩手県庁に1人、宮城県庁に1人、福島県庁に2人の計4人の職員を第一次支援要員として派遣を開始した。その後、3月23日には宮城県に1班4人、3月24日には岩手県に1班4人を追加派遣。3月31日には宮城県に2班体制とするため、さらに1班4人を派遣。4月7日からは岩手県庁勤務の1班4人が工事監理を担当するため、遠野市の土木事務所に移動。4月14日からは遠野事務所を2班体制とするため、1班4人を追加派遣。4月26日からは候補地調査班として、気仙沼市と石巻市にそれぞれ1班5人の派遣を行い、その時点で3県合わせて最大30人の派遣体制となった。

職員の派遣期間は2週間で、2班の



敷地調査の様子

派遣職員が1週間ずつ重なりながら交代し、経験者と新任者が1班ずつセットになることで、業務が途切れることがないように配慮した。そのため、毎週9人から11人(最多で21人)の職員を赴任地に送り出した。派遣期間は平成23年8月13日までの150日間で、第22陣まで延べ182人(建築、土木、機械、電気)を被災各県および渋谷区(事業者公募資料の審査)に派遣した。応急

仮設住宅の建設支援に当たっては、各地方公共団体からも多くの職員が派遣されていたが、建築職中心であったことから、URから派遣された土木職や設備職は特に重宝された。

派遣された職員は、建設候補地調査、配置計画の策定、設計、工事監理、中間検査、完成検査などを行った。その結果、候補地調査地区は184地区、完成検査地区は513地区に上っ

候補地調査実績

派遣先	UR調査地区数*	完成地区数(8/31時点)	割合	
気仙沼班	気仙沼市	55地区	87地区	63.2%
	南三陸町	51地区	58地区	87.9%
石巻班	石巻市	49地区	131地区	37.4%
	女川町	29地区	30地区	96.7%
合計	184地区	306地区	60.1%	

*調査地区数には、候補地として不適と判定された地区を含む

完成検査実績

派遣先	地区数	戸数*	担当割合(戸数)	完成戸数*(派遣終了時点完成戸数)
岩手県	222地区	1万149戸	73.4%	317地区 1万3833戸
宮城県	187地区	6003戸	37.6%	358地区 1万5985戸
福島県	104地区	8301戸	64.8%	156地区 1万2810戸
合計	513地区	2万4453戸	57.4%	831地区 4万2628戸

*集会所、談話室も戸数に計上



中間検査の様子



完成検査の様子

た。さらに単なる建設支援にとどまらず、デイサービスセンターやグループホームなどの高齢者施設設置の必要性を説明し、計画案の策定において実施の筋道を立てるなど、URの総合的な技術力を提供することができた。また、配置検討チェックリストや完成検査チェックリストなどを作成し、被災各県

におけるその後の設計チェックや検査の際の基礎をつくり上げた。

本社の技術・コスト管理室(当時)では、後方支援班を立ち上げ、派遣職員の全面的なバックアップを行った。特に派遣初期においては、移動ルートや給油場所、レンタカー、宿泊地、食品、そのほか必要備品を確保することが非

常に困難な状況だった。総務人事部(当時)の総合支援班と協力してそれらの確保に努めたが、特に宿泊地については、キャンプ場のコテージや学生用アパートを活用しながら相部屋で対応せざるを得ないほど、逼迫したものであった。

情報の一元化に取り組む

東京都心支社技術監理部市街地設計チーム(当時) 永井 正毅

私は候補地調査と配置計画、建設、検査、引渡しに係る一連の業務支援のため、岩手県の県土整備部建築住宅課に着任した。各市町村からの要望を受けて、合計1万8000戸超の応急仮設住宅を建設するという膨大な業務の第1陣として、責任の重い業務であった。

仕事を始めると、同じ敷地であるにもかかわらず、名称や建設予定戸数、調査予定日程などが資料によって違うことに気付いた。このままでは全体計画に支障を来すばかりでなく、外部への公表データにも誤りが出る可能性が高い。県

の職員もこの点に気付いているのだが、休日もなく眠る間も惜しんでの業務で、この課題に取り組む時間などなかった。

そこで大阪府からの支援メンバーとともに、11の市町村について候補地の検討状況、着工戸数、完成戸数、入居戸数などを一元管理するとともに、地図、配置図、確認時の懸案事項を記したチェックシートを閲覧できるシステムの構築を提案した。

県職員1人を特命として、アクセス(PCソフト)を使った管理プログラムを作成。同時にデータ入力用の管理シートを指定

し、入力や更新は指定フォーマットを使用。新しくできたシステムでの登録は誰もが可能だが、一元管理するために登録するオペレーターも専属とした。

2週間という支援期間の中で、本来業務を行いながらの作業ということもあり、完全にシステムが稼働したかどうか確かめる時間はなかったが、何とか目標とするシステムの構築、アウトプットフォームを完成させデータの入力をスタートさせることができた。

寒さに耐えて

本社技術・コスト管理室設計計画・都市デザインチーム(当時) 宮本 俊次

私が派遣された宮城県では、仮設住宅建設を目的に土木部住宅課内に「(仮称)建設支援室」が組織され、国土交通省の指導のもとで県職員、兵庫県、東京都、UR(私)で活動していた。活動内容は、建設候補地の絞り込み、その周辺におけるインフラなどの復旧状況などを調査、仮設住宅の配置設計、施工監理業務などであった。

県南の亘理町、山元町と県北の女川町、石巻市では被害状況に大きな差があった。県南は海岸部がなだらかで、1

～2mの津波が3～5kmの広大な田園地帯をのみ込み、県北はリアス式海岸で港を中心とした市街地を公表7m(実際は約15m)の津波が全ての建物を破壊したという状況で、現地を見た瞬間は鳥肌が立ち恐怖感を覚えた。

しかしながら避難所の子もたちは、心に大きな傷を受けながらも自分の居場所遊び場所を見つけ元気いっぱいだった。彼らがいる限り復興できるし、しなければならぬという思いで活動した。

仙台市内は大きな建物被害はなかった

ものの、都市ガスの供給は止まったままで、業務のために宿泊したホテルは暖房なし、給湯なしが続いた。平年よりも寒い日が多く、夜は寝袋に潜り込んでベッドに入る日が続いた。業務を終えて日課となったのが電気ポットでお湯を沸かしながら体を洗うことだった。コンビニ、スーパーは閉店が多く、深刻な物不足でカップラーメンを買うにも半日並ぶ状況だった。そのような中で、居酒屋、炭火焼肉屋はすぐに営業を再開し、現地調査で冷えた体を温めることができた。

応急仮設住宅建設用地などの提供

URは国土交通省からの依頼に基づき、応急仮設住宅の候補地を広域的に選定(85画地約205ha)し、地方自治体の要請に応じて以下の3地区で応急仮設住宅建設用地を提供した。

宮城県仙台市のあすと長町地区では、震災の翌日12日早朝には仙台市から土地提供に係る問い合わせがあり、同日、まずは3画地(2.65ha)を候補地として回答。その後、15日までに営業活動中だった3画地(2.09ha)についても、追加候補地として回答した。その結果、宮城県から要請のあった2画地(1.38ha)について、それぞれ3月と5月に土地を提供し、応急仮設住宅78戸および高齢者用グループホーム型福祉仮設住宅18室が建設された。

福島県のいわきニュータウン地区では、福島県の要請を受け、平成23年3月29日から応急仮設住宅建設用地

6.87haを順次提供し、475戸の応急仮設住宅が建設された。県・市有地と合わせ、地区内全体で1000戸の応急仮設住宅が建設供給された。

岩手県の盛岡南新都市地区では、盛岡市の要請を受け、平成23年4月6日から仮住まい住宅(区画整理事業の

施行に伴う区域内地権者向け)8戸を無償貸与した。当仮住まい住宅は、被災地からの学生向け共同住宅や、復興支援関係ボランティア活動拠点として活用されている。平成25年4月に上記8戸を含む全25戸を市へ無償譲渡した。



(上)あすと長町地区 (下)いわきニュータウン地区

宅地危険度判定士の派遣

震災直後から「被災宅地危険度判定士」の資格を有する職員の派遣要請に備えて、技術・コスト管理室(当時)にて、数十人規模で派遣できる体制をあらかじめ準備していた。平成23年4月14日、国土交通省より、4月18~22日の期間で仙台市へ3人の派遣要請があった。要請人数が3人のみだったことや、地震発生直後に派遣体制を準備

していたこともあり、人選は速やかであった。まず過去の経験者より班長を選定し承諾を得、他2人の人選はニュータウン業務部工事計画チーム(当時)で行った。宿泊場所は要請先である仙台市が手配した。東京・仙台間の交通手段、現地レンタカーの手配などは、後方支援班が行った。地震発生から1カ月ほど経過しており、現地

への交通手段として、新幹線は未復旧であったが、高速バスの連絡があり、また、現地レンタカーの確保も順調であった。また、派遣先の同一市内にあすと長町地区を担当する仙台都市整備事務所(当時)があり、必要資材などの配送などに有利であった。

ハードな短期集中業務

氷雨から雪に変わる天候の中で始まった被災宅地の危険度判定。先が思いやられるスタートではあったが、2日目以降天候に恵まれ、割り振られた53件は予定通り調査を完了できた。今回の調査は、近畿地方の府県市およびURで編成された総勢60人、20班による混成部隊で実施された。広域にわたる被災地

東京都心支社業務第三部基盤施設計画チーム(当時) 西村 真二

を連日、朝早くから暗くなるまで走り回り、帰宅後は、報告書作成などの事務処理にと、連日深夜に及ぶ内業続きでハードな短期集中業務であった。救われたのは指定宿泊所が仙台の奥座敷といわれる秋保温泉の宿であったため、毎日温泉に漬かることができ、疲れを癒やすことができたことである。

今後、危険度判定を行うような場面があるならば、1班3人体制を4人体制とし、1人は交代で内業を行うことでより効率的な調査が可能となるであろう。震災から3年がたった現在、復興事業に携わっている者として、被災地が震災前の元気を一日も早く取り戻し、震災から立ち直ることを願うばかりだ。

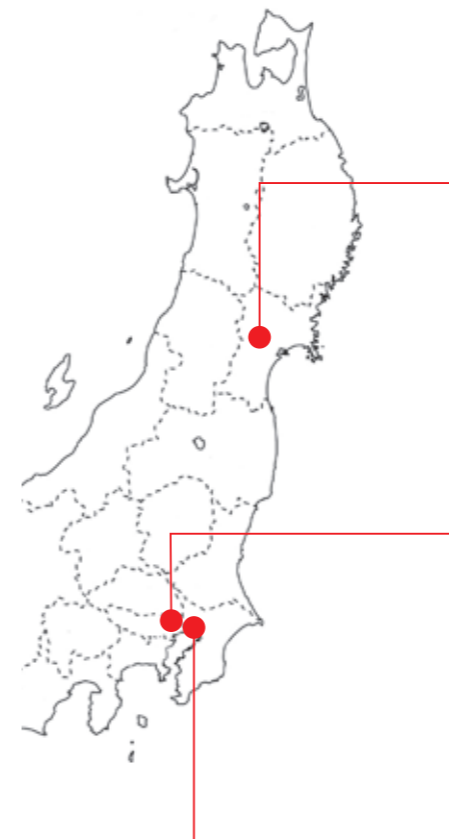
3. UR賃貸住宅の復旧と被災者への提供

UR賃貸住宅の復旧

東日本大震災では、宮城県(仙台市)(16団地4078戸)、首都圏(1都4県)(923団地42万4532戸)の全てのUR賃貸住宅について、被災状況などの調査を実施した。その結果、342棟3万547戸において、一部破損などの被害は見られるものの、1団地(仙台長町団地1棟84戸)を除き、居住を継続するうえで大きな支障はない範囲であることを確認した。

仙台市内のUR賃貸住宅(16団地4078戸)では、津波による被害はなかったものの、ガラス破損やクラックなど、13団地で被害があった。中でも仙台長町団地については、柱コンクリート部分にも損傷があり、太白区による応急判定で「危険」の判定を受け、居住者全員が避難、建物の除却が決定した。また、東北地方に限らず首都圏のUR賃貸住宅でも、躯体・外壁への被害

(154団地)、エレベーター停止(340団地以上)、屋外ライフラインなどへの被害が発生した。特に千葉県湾岸部の浦安市や習志野市内では、液状化現象による道路の隆起・陥没、それに伴う断水などが発生し、住宅管理センター(当時)などの現場職員が仮復旧作業に奔走した。現在、被害箇所は復旧完了している。



仙台長町団地(仙台市太白区)管理開始年度:昭和44年 管理戸数:84戸



葛西クリーンタウン清新プラザ(東京都江戸川区)管理開始年度:昭和58年 管理戸数:325戸



コンフォール浦安弁天(千葉県浦安市)管理開始年度:平成10年 管理戸数:199戸

東北・首都圏におけるUR賃貸住宅の被災状況

	管理戸数	一部破損	
宮城県	4078戸	81棟	3238戸
茨城県	5081戸	10棟	534戸
埼玉県	8万2797戸	60棟	5343戸
千葉県	8万9524戸	18棟	617戸
東京都	17万1957戸	117棟	1万5725戸
神奈川県	7万5173戸	56棟	5090戸
合計	42万8610戸	342棟	3万547戸

現地調査団の派遣

発災直後、総合災害対策本部の下部組織として、本社住宅経営部に住宅経営部長を事務局長とした「対策事務局」が設置され、仙台市内のUR賃貸住宅(16団地4078戸)について、被災状況の調査およびお住まいの方の安全確保・仮移転住宅のあっせんなどを実施するため、調査団を現地に派遣することが決定された。

翌12日から16日まで、第一次現地調査団6人が仙台に派遣され、その後東日本支社(当時)や日本総合住生活(株)(JS)とも連携を取りながら、4月14日に仙台市内に東日本復旧支援連絡室が開設されるまでの間に、第五次現地調査団まで延べ職員21人、JS 29人、協力会社34人が派遣された。

東日本復旧支援連絡室は、現地調査団による調査報告などを引き継ぎ、UR賃貸住宅の被害状況の確認、安全確保、お住まいの方への対応および復旧・修繕工事を迅速かつ組織的に実施し早期に完了させるために、現地に設置された組織である。

現地の体制は、住宅復旧に関する総合窓口、基本方針などの協議・決定および被災者向け住宅のあっせん業務を行う業務班と、建物復旧の方針検討、復旧工事の指示、監理、把握を行う復旧班で構成され、復旧班には(財)住宅管理協会(当時)(協会)からも複数人が加わり、同じく現地に設置されたJS仙台事務所やお客様コールセンター(協会)と連携し、現地業務を行った。



(上)本社出発前の第一次現地調査団
(下)住戸内点検の様子

UR賃貸住宅の提供

発災から住宅提供に至るまで

3月11日の発災により、被災地域において住宅・市街地の甚大な被害が確認されたことから、URでは、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震の発災時に住宅提供を行った経験も踏まえ、直ちに被災者への住宅提供に向けた検討を開始した。一方、国土交通省からも「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴うUR賃貸住宅の提供について」により被災者に対するUR賃貸住宅の提供について最大限「配慮」するよう要請を受けたほか、被災地に限らず、全国の地方自治体などからも住宅提供の打診が相次いだ。

このような状況の中で、まず、全国のUR賃貸住宅の中から、補修済み住宅など入居まで日数を要しない住宅2500戸を選定し、家賃、共益費および敷金を無償とする条件で提供する準備を行った。3月18日に貸与方針を公表し、22日に貸与対象者や取り扱いなどの具体的な内容や受付に関する案内を開始した。

被災地や関東地域での住宅提供に係る要望が非常に多かったため、補修済み住宅のみならず軽微な補修により入居が可能となる住宅も提供することとし、また、今後発生する空き家の見込みを含めるなどして、対象の範囲を拡大した。併せて、協議が調った他の地方自治体においても、UR賃貸住宅を、あっせんなどを行う住戸として提供するなど、随時連携していくこととした。その結果、UR賃貸住宅の提供可能戸数は、累計で約5100戸となり、阪神・淡路大震災における提供可能戸数と同程度となった。

窓口での対応

募集窓口では、通常の募集業務と並行して、被災者個々への提供に係る受付業務を行うこととなった。これは、提供戸数の大半を地方自治体へ提供した阪神・淡路大震災のときと異なっていた点である。このような状況に対応

するため、被災者から問い合わせが多かった関東地域における募集窓口では、支援専用フリーダイヤルを設置しつつ、対応に係る窓口案内者の増員を行った。

営業センターにおいては「電話による仮予約受付」「緊急入居の手配」など通常の受付とは異なる対応を3月中は定休日も含めて行った。募集窓口のうち、新宿・津田沼・大宮の3営業センターは、後述の「公共住宅情報センター」と連携する観点も踏まえ、始業時間を30分早める対応を行いつつ被災者対応専門のHA(ハウジングアドバイザー)が常時待機して、電話問い合わせから契約業務まで行った。さらに、被災者向けに提供するUR賃貸住宅団地のうち、16団地においては、鍵の受け渡しが行われるよう、4月末まで定休日においても管理サービス事務所の臨時営業を行った。

また、3月22日から同28日までの7日間については、子育て世帯や高齢者世帯などに申し込み資格を限定し、子育て高齢世帯などセーフティネット層に対する配慮を行った。

この他、国土交通省においては、UR賃貸住宅や公営住宅などの公共住宅に係る情報の一元化を図るため、「公共住宅情報センター」を設置しており、URも、同センターへの登録・情報提供を行い、被災者へのさらなる周知を図ることとした。

申し込み手続きへの対応

これまで災害時における住宅の無償提供の際には、「住民票」と併せて「罹災証明書」の提出を義務付けていたが、東日本大震災においては、被災地の行政機能が壊滅的被害を受けたため、必要書類の発行が進んでいない状況が認められた。よって、手続き時点で必要書類がそろわない被災者に対しては、後日の書類取得および提出を約する「念書」の提出をもって、入居手続きを進めることとした。



新宿営業センターに設けられた特設ブース

また、これまで経験したことがないレベルでの「原発事故」を原因とした「避難」または「屋内退避」指示の対象地域においては、当初「罹災証明書」が発行されない状況であったため、このような被災者に対しては「住民票」などにより居住地の確認を行い、「罹災証明書」の提出は不要とする取り扱いとした(その後、原子力災害による「被災証明書」などの発行が進み、基本的に後日提出を受けている)。

災害救助法に基づく

応急仮設住宅としての借り上げ

UR賃貸住宅については、平成23年3月25日付厚生労働省通知「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について(その3)」および平成23年3月28日付国土交通省事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る応急仮設住宅として公営住宅等を活用することについて(情報提供)」に基づき、災害救助法に基づく応急仮設住宅として取り扱うことが認められた。平成24年4月1日からは、災害救助法の弾力的な運用を行い、救助を必要とする被災3県がUR賃貸住宅を応急仮設住宅として直接借り上げることとなった。

被災者の方々との交流

東日本大震災などにより被災された方々のため、一定期間無償でUR賃貸住宅を提供し、多くの方々にご入居いただいたが、単に「住まい」を提供するだけでなく、入居後のケアも大切であると考えた。このため、慣れない地に避

発災翌日、不安な気持ちを抑えて出発

第一次現地調査団
本社住宅経営部ストック活用技術チーム(当時) 飯島 忠雄

発災当日夜、仙台市内のUR賃貸住宅の被災状況の確認および緊急修繕を優先するため、現地に調査団を派遣することが決定。石井理事(当時)から「明日、第1陣として仙台に現地調査に行ってもらえないか」と言われ、「無事に行けるだろうか。こんな大役が務まるだろうか」と不安がよぎった。

翌朝7時に本社職員6人体制で、大勢の職員に見送られながら本社を出発。高速道路が全面通行止めのため国道4

号線をしばらく走行しているうちに、「一部緊急車両であれば高速道路の通行が可能」との連絡が入り、すぐに矢板インターチェンジで緊急車両の許可申請。何とか東北自動車道の通行が認められ北上。その後、徐行運転ではあったが夕方6時頃仙台都市整備事務所(当時)に無事到着。市内はほとんどが停電していたが、被災状況は想像していたよりもひどくなく、ほっとしたことを記憶している。

翌日から、市内のUR賃貸住宅の募

集・管理業務を受託している宮城県住宅供給公社の協力のもと現地調査などに着手。主な被害状況としては、①共用廊下部の雑壁のせん断破壊 ②玄関扉の開閉不良 ③高架水槽の破壊 ④エレベーターの停止であった。

発災時には、ガス、水道、電気などのライフラインのほとんどが機能停止状態であり、応急対応すら困難な状況で大変苦労したことを思い出す。

被災者への住宅提供に走り回った9日間

第三次現地調査団 東日本支社住まいサポート業務部
ストック改善事業チーム(当時) 森内 寿弥

3月23日、スーパーやコンビニは閉店状態、インフラの復旧時期も分からないまま、長町団地居住者への仮移転住宅のあっせん、応急対策実施の現地体制確立準備、市内のUR賃貸住宅の空き家状況の確認のため、関係会社社員4人を含む7人で現地へ出発した。

任務初日、長町団地居住者の安否確認を行う中、他団地への仮移転希望者が宮城県住宅供給公社に訪れたので、高齢者世帯を優先に低層階住宅

へあっせんする計画を取りまとめ、用意した毛布とカイロを支給した。長町小学校に避難していた居住者の方を含め全員の方から感謝の言葉をいただき、住宅に携わる仕事の大切さを再認識した。

また、現地応急対策事務所を探すため、仮移転手続きの合間に市内の不動産屋を回り、物件情報の収集に努めた。

空き家状況の確認については、被災された方のプライバシー確保や寒さ対策に貢献できる住宅の提供を第一優先とし

た。関係者一同で受け入れ可能な空き家基準を整理し、メンバー全員で空き家確認を行うことにより、早期に被災者受け入れ可能な住戸と補修に時間を要する住戸を選別した。

厳しい職務環境の中、メンバーと住宅供給公社の方々、支社のサポートメンバーなどに支えられ9日間の任務を全うすることができた。改めて感謝の気持ちを伝えたい。

難されてきた方々が、少しでも早く地域になじみ、安心して生活できるよう、URと地域コミュニティの核である団地自治会が共同するなどにより「交流会」を開催した。

交流会は、高島平団地(東京都板橋区)など計10団地で実施された。多くの被災者の方が参加され、被災者の方同士、または団地にお住まいの方と親睦を深める中で、行田団地(千葉県

船橋市)では被災後に連絡が取れなくなっていた方同士が会場で偶然再会するといった感動的なシーンも見られた。



交流会の様子(行田団地)

被災者の立場になって住宅を選定する

UR渋谷営業センター(当時) 小山 美代子

震災当日、私はUR渋谷営業センターで7人のHA(ハウジングアドバイザー)と勤務していた。地震発生時、お客さまは2組、若い男性と中年の男性の方で、中年の男性は落ち着いていたが、若い男性は不安そうだったので、担当していたHAが机の下に誘導した。

交通機関は止まり、渋谷駅周辺は多くの帰宅困難者で埋め尽くされていた。HAの家族の安否が心配だったが、23時頃全員の無事が確認できた。夜中、電車で帰宅できたHAは5人、私と2人の

HAは事務所です不安な夜を明かした。

翌日からは被災者の方、親戚知人の方から電話での問い合わせが続き、間もなく事務要領による指示があり、入居に向けた業務が始まった。

ある時7~8人のお客さまが一度にいらしたので、何組かのお客さまかと思ったら、1組の親族とのこと。「3DK1戸でよい」と言うので、私が「近い所でいくつか契約されたら」と提案すると、「今はみんなで一緒に住みたいのです」とのこと。こちらでは想像できない恐怖と不安を経験さ

れたのだと改めて感じた。

団地を決めるに当たっては「どこでもよいです」と言う方が多かったが、首都圏は広く、親戚や友人の住まいなど、普段は聞かない立ち入ったことまで聞いて団地を選定した。

清瀬旭が丘団地を紹介したお客さまからは、「見に行っても良い所だと思った。あなたのおかげで住宅が決まった」との言葉をいただき、大変に困難なときでさえ、感謝の言葉をかけてくださる被災者の方に、頭の下がる思いだった。



第2章



復興支援の本格化

1. 復興計画策定支援要員の派遣

派遣の概要

岩手県への派遣

平成23年4月1日、岩手県知事が国土交通省に対し、「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波被害に関する緊急要望」を提出。その要望の「具体的事項」の1番目に被災町村の震災復興計画の策定や、復興事業の実施等に係る国及び都市再生機構等関係機関による支援の強化とあった。

4～7日に松田審議役(当時)を筆頭とする全6人の現地調査団が岩手県庁で具体的な支援内容や派遣先、派遣期間・時期、派遣人員などについて、岩手県と協議した。既にこの時7つの市町村から派遣要請が県に上がっており、後にURが事務所を設置し支援することとなる。

11日に国土交通大臣からURに対し、被災市町村への職員派遣の正式な要請があり、13日に大船渡市と山田町に土木職と建築職の2人ずつの派遣が開始された。21日に野田村と宮古市、28日に釜石市、陸前高田市、大槌町についても派遣が行われた。

派遣職員の人選

平成23年4月の大船渡市、山田町の派遣開始後、徐々に対象自治体が増えていった。その際の派遣の判断は、理事長から指示を受けた審議役(当時)が行い、その指示を受けた全国まちづくり支援室(当時)が技術調査室(当時)の技術人事ライン(土木、建築)に職員の人選を要請、技術調査室は各部門と調整し、適任者の選考を行った。

復興計画の策定支援のために派遣要請されたが、被災自治体からの具体的なニーズが分からない中、また最終

宮城県への派遣

平成23年5月10～12日に小川理事長(当時)が実施した、被災地現地調査および地方自治体首長との会談において、宮城県知事も会談。その後17日に小山理事(当時)を筆頭とした現地調査団3人が宮城県に現地調査入りし、県の土木部長と会談。その際県から派遣に係る打診があった。

その後6月15日に宮城県知事が国土交通大臣に対し、被災市町村における復興計画策定のため、URからの専門家の派遣などの技術支援要請があり、同日付で国土交通大臣からURに対し、復興計画策定のためのUR職員の派遣について協力要請があった。28日に国土交通省住宅局からURに対し、派遣先として名取市など7市町村に平成23年度末までの派遣要請があった。

URはこの要請に応え、7月1日付で宮城県下の復興支援を行う組織「宮城震災復興支援事務所」を設置、同日付で名取市に、16日付で気仙沼市、南

的な派遣人数が分からない中での派遣であったため、派遣職員を選考するに当たっては、当初東北出身者や東北の大学を出ている者を中心に選定した。被災元の要望が「復興についての首長のアドバイス役となる者」という具体的な場合には、経験豊富な管理職経験者を充てることもあった。いち早くOB組織(建築系、土木系(部門別なので事務職も含む))からの提案があり、5月にOB組織の事務局が全会員に復興の現地派遣について意向調査を実施。土木系OBに関しては、「意思あり」

三陸町、女川町、山元町に土木職、建築職を2人ずつ、東松島市に土木職1人(後に建築職も)、岩沼市へは建築職1人(後に土木職も)を派遣した。その後12月1日付で亘理町に土木職、翌平成24年1月1日付で石巻市に建築職1人を派遣した。

福島県への派遣

平成23年10月13日福島県知事が国土交通大臣に対し、被災市町村における復興計画策定のため、URからの専門家の派遣などの技術支援要請があり、同日付で国土交通大臣からURに対し、復興計画策定のためのUR職員の派遣について協力要請があった。

URはこの要請に応え、11月1日付で宮城震災復興支援事務所を「宮城・福島震災復興支援事務所」と改称し、福島県下の震災復興支援を行う組織を設置。同日付で新地町に職員派遣を開始した。また、平成24年4月1日から福島県庁に復興公営住宅建設のため2人派遣した。

との回答があった者の連絡先などの情報を受け取り、本人と面談。派遣の意思、健康、家族状況などを確認した後、6月からの現地派遣へとつながった。

一方技術系6級以下職員に対しても、技術調査室を事務局、人事チームを窓口として意向調査を実施。特に現地で人員不足が深刻な土木職のみ11月に、より具体的な意向調査を実施した。過酷な生活環境を強いるため、本人の意向を重視。当初派遣された者は、東北復興に強い意欲を持つ者を中心に選ばれた。

当初人選に当たった職員は、以下のように振り返っている。「(被災自治体から要望を受けた)国からのミッションもまだ不明な時期であり、かつ、現地での業務内容も不明、生活環境などのバックアップ体制も未整備という段階であったので、志願してくれる職員の『心

意気』にすぎない状況であったにもかかわらず、ごく初期から現地に入り、その仕事ぶりで地元の皆さまからURに対する期待、信頼を積み上げてくれた派遣職員、特に第一次派遣職員の功績は大きい」。

派遣職員からの日報で、現地の状

況・情報を収集、本社震災復興支援室内で毎朝朝会を実施し、派遣職員からの要望への対応、関係役員への報告を行った。当時、派遣職員からの日報が貴重な現地の情報で、国土交通省へもこの情報を毎日送り込んでいた。

派遣に当たっての課題・対応

派遣職員業務内容など

復興計画策定支援要員としての業務内容は、派遣時期によって変化した。初期段階においては、現地調査を行って被災状況を正しく把握することから始まり、首長と協議を重ねたうえで復興イメージの作成を経て、復興計画策定に向けて手順やスケジュール作成などの支援を行った。住民からの声を取り込んだうえで、国の直轄調査コンサルタントと協力しながら各種事業メニューの検討を重ね、復興計画の素案を作成し、平成24年度中には大方の被災自治体で復興計画の策定が完了した。この時期においては、役場も平時とは程遠い状況にあることから、復興計画策定にとどまらず、各種復旧活動や応急仮設住宅・仮庁舎の建設支援など、支援先から求められることに柔軟に対応しながら、支援に取り組んだ。

復興計画が定まると、事業の具体化に向けての技術的な支援が本格化した。復興市街地整備事業や災害公営住宅整備事業の計画検討段階では、住民意向調査、説明会・合意形

成支援、災害公営住宅の建設候補地や供給戸数の検討などを行った。また、各種事業の補助金制度に係る情報提供や復興庁に対する復興交付金の申請補助も行った。

被災地におけるURの知名度が低い中、被災自治体と信頼関係を構築し、URの立場を確立していくことは困難だったが、UR職員の技術力やノウハウの提供により、次第に信頼を得ることができ、その後の協定締結、事業受託へとつながった。

今回のURの職員派遣は、国または県の要請とはいえ、技術的支援の位置付けが曖昧であったため、当初は多くの被災自治体にとって、その活用方法が不明であった。

前述の通り、その後、多くの派遣職員は復興計画策定支援に活躍したが、自治体によっては、「本来の役割を与えられず本意」、「重要な方針検討の会議に参加できない」、「パソコンで市のイントラに接続できない」など、十分な情報共有もできないとの派遣職員からの不満の声も聞かれた。

URという組織の性格上、各自治体からの応援職員と同様に、公務員として職務ラインに入って業務を行うには制約はあるが、事前に現地の自治体とその役割を十分に確認して職員を派遣する必要があった。

バックアップ体制の整備

平成23年4月岩手県下への職員派遣が開始されると、本社内において都市再生企画部(当時)を中心にバックアップ体制を整え、同時に盛岡市内へ



建設事務所内の会議室



執務室の様子

も3人のバックアップ要員を派遣した。7月、宮城県下への派遣開始と併せて、本社に震災復興支援室、仙台と盛岡に震災復興支援事務所を設置すると、はじめて組織としてバックアップ体制を整えることができた。

派遣職員はURから支給されたノートパソコン、プリンター、携帯電話を持ち込み、各被災自治体へと入った。庁舎が被災した自治体においては、プレハブの仮庁舎などで各自治体からの応援職員などと同様に執務を行った。

当初岩手県下へ派遣された職員は、派遣先近辺のホテルを転々としながらの生活が続いた。ホテルも不足していたため選択ができる状況ではなく、派遣職員同士の相部屋となることもあった。盛岡市内で借り上げ宿舎が確保できるようになると、休日は盛岡市内の借り上げ宿舎、平日は沿岸部でホ



気仙沼市長との会談の様子

テル住まいという生活へと変化していった。宮城県内では、仙台市内の借り上げ宿舎に住まいながら、毎朝沿岸部

の派遣先自治体まで、遠い場合には2時間近くかけての車通勤となった。特に冬場になると、雪や路面凍結が深刻

で、スタッドレスタイヤを利用しても慎重に運転しなければならず、通勤時間においても緊張感が求められた。

実際に派遣された職員からのコメント

役割分担の難しさ

◆私たちは3月11日の発災後、4月21日に被災自治体に入った。その意味から自治体の職員からは信頼されたのではないと思う。いち早く、現地に行くことが重要ではないかと痛切に感じた。当初はURとして何を支援するのか明確でない中、支援業務を行った。被災地の意向に柔軟に対応できるUR職員の育成が望まれる。

◆UR職員の身分での派遣であったこと、具体的な役割分担が明確でなかったことから、当初、市の職員と一体となった活動がうまくいかなかった。混乱の中ではあったが、最初にお互いの役割を確認しておくことが、短期間に能力を発揮するためにも重要だと考える。

執務環境

◆派遣先は大正時代に建設された木造2階建ての小学校。冬は最低気温がマイナス14度の日が多々あるが、暖房は石油ストーブのみ。隙間風が強く、本当に寒かった。

◆国土交通省は、災害対応設備が整っており、ネットワークが構築されているパソコンやソーラー充電の携帯電話、防災服など、停電・断水している被災地での支援に必要な装備が整っていた。同じチームで作業するうえで大きな差が生じていた。

◆当初URから支給されたモバイルノートパソコンは、モニターやキーボードが小さく、使いづらかった。ネット環境も、通信速度が遅く頻繁にフリーズした。

業務内容編

自治体職員との接し方

◆自治体のトップの方針や判断を的確につかみ業務を行うことは、対被災住民への対応上からも必要不可欠なことだった。しかしながら、上層部の考えがなかなか伝わってこない。ほかの派遣者も含め、幹部会議に一切出席させてもらえない状況であった。また、情報を得るツールとして、派遣先のWebを使えることが必要で、上層部へ直談判し、パソコンをネットワークにつなげてもらった。このため、格段に情報の把握力が上がった。

◆URの認知度が低いせいもあったが、URがまちづくりコンサルタントとは違う存在であるということを町に認識してもらうとともに、URの立場を確立することに当初、苦心した。

バックアップ体制編

派遣体制

◆現地でプレゼンや図面検討を求められることが多かったが、派遣職員と現地の機材だけでは対応できないことが多かった。派遣職員には少なくともCADで簡単な図面作成ができる能力を持った者を派遣すべき。

◆宿泊場所の手配から旅費の精算などの事務的なことで貴重な時間を取られた。事務処理が効率的にできるような人員とセットで派遣すべき。

◆盛岡市内の借り上げ宿舎に居住し、月曜日、1週間分の着替えなどを持って盛岡の事務所に出社し、出発準備を整えて公用車で現地に移動。被災地周辺の宿は警察など多くの支援者が入っており、ほとんど予約できない状況で、1時間以上離れた隣市や山間のホテルを転々とする毎日を過ごした。

住民の方々との接し方

◆津波を直接体験していない私たちは、津波に襲われる状況についてイメージが甘い。臨場感がない。このことが、被災住民の感情、特に被災エリアに近づくことができない心情などを十分に理解できないことにつながっていた。市街地を復興して再び住民の皆さんに戻ってきてほしいという事業への意欲が、時々住民を傷つけることになるということ。戻りたくないという住民は多かったが、安心・安全を基本に将来について時間をかけて夢を語り合うことによって、この心情を少しでも和らげることができることを住民との個人面談でたくさん経験した。

◆被災した住民の方々にどう接していったらよいのかと心配していたが、まちづくり懇談会の終了時に、必ず拍手が起ることが、やる気にもつながり、うれしかった。

衣食住など

◆土日は1週間分の洗濯に追われ、休養できる状態ではなかった。洗濯乾燥機など備品を用意してくれることとなったが、アンケートが11月で配備は2月。迅速な対応が望まれるところ。

◆気温が低かったので、衣類や靴など全て現地で購入した。それなりに大きな出費となったので、初期の赴任手当があればよいと思った。

◆生活面で一番困ったことはやはり食事。食べる場所も限られ、ほとんどコンビニ弁当で過ごした。

◆支援先では、風邪など病気にかかっても、医療・看護など面倒を見てもらえる状況になく、日常生活においても相当気を配った生活が求められる。

被災自治体から求められたUR職員の派遣

震災直後

全国まちづくり支援等担当の審議役をしていた私に、小川前理事長から復興支援の取りまとめをせよとの指示があったのは、震災発生数日後のことだった。被害状況や政府の対応などがはっきりしない中、必ずやURの出番が来るだろうとの見通しのうえでのご指示であった。程なく、岩手県から国交省を通じてUR職員の派遣の要請があったので、職員派遣の枠組み検討と人選を内部で始めるとともに、現地に行き、県幹部との打ち合わせと被災地の状況調査を行うこととなった。

岩手への現地調査

4月5日、最初に訪れた陸前高田で目にした、市街地一面が破壊され尽くした光景は、本当に衝撃的で今でも目に焼き付いている。野田村の村長からは、津波が来た際の生々しい話をお聞きし、宮古市の部長からは「私たちは戦後50年超にわたってまちづくり事業をやってきたが、その面積を上回る市街地が今回被災した。その復興を今回は5～10年という短期間でやらなければいけない。ぜひURに助けていただきたい」と切実に訴えられた。これらのことが私の復興支援の原点となった。

岩手への職員派遣

4月半ば、第1陣として大船渡市、山田町へ各2人を派遣。同時に盛岡には、後に岩手復興支援局長となる佐々木氏ほか数人が駐在し、派遣職員のバックアップと県庁との連絡などを行った。ほかの5市町村へも順次2人ずつ派遣。期間は当面1か月程度ということであったが、そんな短期間では完了しない、という共通認識があり、その後2か月、半年と延長を続け、6市町では最終的に事業受託に至った。

社内支援体制の整備と

宮城、福島への職員派遣

6月まで、本社内では暫定的に全国

まちづくり支援室(当時)が復興支援に関わる派遣職員への情報提供、アドバイスによる後方支援を行った。通信事情が良くない中、派遣職員から日報が来て、本社内で毎日のように検討会を行いバックアップに努めていた。

5月に理事長の宮城県知事訪問をきっかけに、宮城県内の各自治体からも要請が来たので、6月、後に宮城復興支援局長となる茂木氏らとともに、各自治体の首長などにお会いしたが、「前からお願いしていましたが、ようやく来ていただけました」と言ってくださる方もあり、URに対する期待を強く感じた。

7月1日付で本社に震災復興支援室が発足、盛岡に次いで仙台に支援事務所ができた。14日付で私は理事として震災復興支援を担当することとなり、前理事の小山氏が震災復興推進役として現地を統括いただくこととなった。岩手に続き、宮城へ、そして福島へも職員派遣が開始された。

ガバメントオーダーで

小川前理事長は、当初から「ガバメントオーダー」にこだわり、被災自治体からの要請を国交省を通じて受ける形とした。これが後に、UR職員の派遣費用に充てるための交付金制度や、機構法の特例(復興事業の受託を本来業務とする)につながったと思う。

事業受託へ

技術支援の段階から、次の事業段階を見据えてURに対し期待が高まり始めた。当初は、職員数3400人のURの対応能力からして、こんなに多くの地区(復興市街地整備22地区)を事業受託することになるとは思っていなかった。現に、平成23年10月の役員意見交換会では、「復興市街地整備は10地区、災害公営住宅は6000戸、UR職員はピーク時200人程度」との想定を報告している。

職員派遣は、23年度末までに、北は岩手県野田村から、南は福島県い



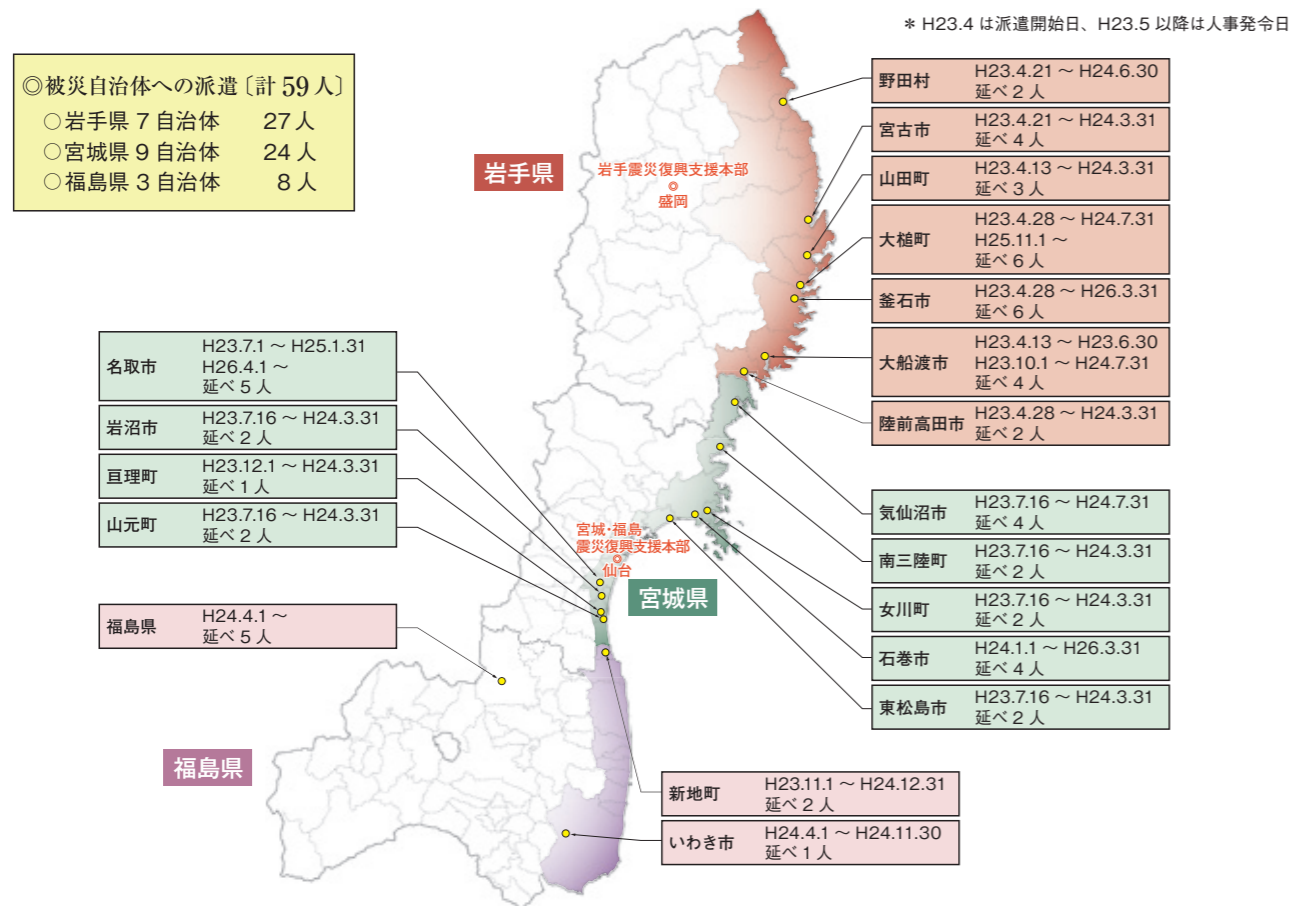
わき市まで18市町村に及んだが、結果的には、宮城県の南半分のみならず、事業受託に至ることはなく、全体で12市町への支援事務所設置となった。

派遣職員に感謝

最初に被災地に派遣された職員は、1～2週間ごとに宿を転々とする状態が続いたり、1年以上ホテル住まいを余儀なくされた者もいた。2人ペアなので、「男2人でこの半年、昼も夜も(執務も宿の部屋も)一緒」とか、定宿に観光客が増えたので「窓のない部屋に移され、以来そのまま」という職員もいた。執務場所も、市役所がいっぱいで県のダム事務所の中だった例も。とにかく苦労をかけたと思う。職員の通勤は車が多いので、冬の路面凍結時期などには、とにかく事故がないことを祈った。

UR職員が派遣されて1年あまりたち、ある役場を訪問した際、副町長が派遣職員の肩を抱きながら、「この○○さんは、去年の4月△日に来てくれて」と正確な日まで述べ、「本当によくやってくれた」と、心から感謝の気持ちを述べられた時は、我がことのようにうれしく思った。多くの自治体で復興事業受託と災害公営住宅建設に至り、URが復興で存在意義を示すことができたのも、各自治体に寄り添って復興支援に取り組んだ派遣職員の皆さまのおかげだと感謝している。

復興計画策定等職員派遣先自治体(平成26年4月1日現在)



覚書・協定の締結一覧

県	市町村	覚書(復興まちづくり推進)	協力協定(復興市街地整備)	基本協定(災害公営住宅整備)
岩手県	野田村		H24.6.25(コーディネート受託)	
	宮古市	H24.4.11	H24.4.11	
	山田町	H24.1.17	H24.3.2	H24.3.2
	大槌町	H24.3.28	H24.7.5	H24.4.11
	釜石市	H24.3.9	H24.3.23	H24.3.23
	大船渡市	H24.3.28	H24.7.23	H24.7.23
	陸前高田市	H24.3.2	H24.3.2	H24.3.2
宮城県	気仙沼市	H24.6.27	H24.6.27	H24.6.27
	南三陸町	H24.3.2	H24.8.9	H24.5.11
	女川町	H24.3.1(パートナーシップ協定)	H24.7.19(事業実施協定)	H24.5.11
	石巻市	H24.10.1	H25.3.13	H24.3.10
	東松島市	H24.2.29	H24.3.29	H24.3.29
	塩竈市			H24.2.1
	多賀城市			H24.3.30
福島県	名取市			H25.3.21
	福島県			H25.11.26(原発避難者向け)
	新地町	H24.2.29		H24.2.29
	桑折町			H25.3.22
	大熊町	H26.3.3		
	須賀川市	H24.7.27	H25.1.30(基本協定)	
	鏡石町		H24.7.13(コーディネート受託)	
いわき市	H24.8.29	H25.2.8		

2. 復興まちづくり事業の始動

復旧から復興へ(平成23年度)

URは、半世紀にわたるまちづくり・住まいづくりの実績、阪神・淡路や新潟などの復興まちづくりの実績を持つ技術者集団として、復興事業の支援を期待されたが、東北沿岸部の被災市町村では、従来URの事業エリアではなかったことから認知度が低く、その役割は当初手探りの状況であった。

行政改革の影響から国は、発災直後必ずしもURを前面に出しての復興事業に積極的ではなかったが、平成23年12月の東日本大震災復興特別区域法の制定により、都市再生機構法の特例で、URが本来業務として被災自治体の委託による復興整備事業に取

り組むことを明確に位置付けた。

これらと並行して、国とURが被災自治体に、URの阪神・淡路大震災での取組実績や買取方式による災害公営住宅の整備支援を紹介する中で、次第に復興事業の支援を要請する機運が高まってきた。これには、国や県の要請を受けて被災自治体に復興計画策定支援のため派遣されたURの技術職員の役割も大きかった。

平成24年1月17日の岩手県山田町との復興整備事業などの推進に向けた覚書交換、2月1日の塩竈市からの災害公営住宅の建設要請、3月1日の宮城県女川町とのパートナーシップ協

締結など、震災1年目の平成23年度中に、岩手県山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市、宮城県南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、塩竈市、多賀城市、福島県新地町と12の被災自治体と覚書を交換または協定などを締結し、URによる復興まちづくり事業の支援が始まった。

具体的には、2月28日に塩竈市と災害公営住宅の業務実施契約を締結。3月27日には陸前高田市と市街地整備の計画策定受委託契約を締結した。URが調査設計に着手し土質調査などが始まった地区では事業着手式を開催。復興の槌音が響き始めた。

事業受託と工事着工(平成24年度)

平成24年4月に現地体制が172人に増強され、小山震災復興推進役のもと、宮城・福島震災復興支援局、岩手震災復興支援局に組織を改編し、現地で迅速な意思決定、調査・工事などの契約発注ができる体制とした。

平成24年度は、新たに岩手県野田村、宮古市、大槌町、大船渡市、宮城県気仙沼市、名取市、福島県いわき市、桑折町、須賀川市、鏡石町と10の被災自治体と覚書交換または協定などを締結し支援を開始した。

復興市街地整備

URが支援する復興市街地整備事業地区についての役割分担を定めた基本協定を順次締結し、従来の市町村への職員派遣の支援体制から、現地事務所にUR職員を配置する現地専任チーム体制に次の通り移行した。

年度	月	自治体
平成24年	4月	宮古市、山田町、釜石市、陸前高田市、南三陸町、女川町、東松島市
	8月	大槌町、大船渡市、気仙沼市
平成25年	3月	いわき市
	4月	石巻市

(計12市町)

さらに、URが行う計画策定や事業認可などの手続きが進んだ復興市街地整備地区では、第1号として9月26日に陸前高田市の高田、今泉地区、27日に女川町の中心部、離半島部地区、10月4日に東松島市の野蒜北部丘陵地区の各地区の先行地区で事業受委託契約が締結された。

これらの3市町(5地区)の次期工区も含めた段階的で大規模な工事は、自治体ごとに3件の工事に大括り化し、設計・施工・マネジメントをまとめて発注するCM方式(29ページ参照)でURが発注することとなり、7月から公募手続きを開始、10~12月に順次CM事業者と工事請負契約を締結し、工事着手に至った。着工に先立ち、9月29日に

「女川町復興まちづくり事業着工式」、10月25日に「東松島市復興まちづくり事業着工式」が開催され、須田町長、阿部市長から復興まちづくりへの決意が表明された。

平成24年度末までに11地区で事業受委託契約が締結された。

災害公営住宅

URは、平成24年度末までに、12の市町から合わせて29地区、2218戸の災害公営住宅についての建設要請を受けた。調査設計、基盤整備工事の後、第1号として11月16日に花露辺地区(釜石市)の建設業者が選定され、平成24年度は、合わせて10地区、635戸の住宅建設工事に着手をした。

URの役割は、岩手県(全体6100戸)、宮城県(全体1万5000戸)で計画されている災害公営住宅のうち、各市町村が整備する住宅(県が建設する住宅を除く)について、個別地区ごとに要請を受けることとなった。各市町ご

URが行う復興まちづくり支援メニュー一覧

メニュー	概要	実施地区数	実施公共団体
復興市街地整備事業	「東日本大震災復興特別区域法」または「福島復興再生特別措置法」に基づき、被災自治体からの委託により、被災市街地の現地復興や高台移転などのため、URが土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備事業、漁業集落防災機能強化事業、漁港施設機能強化事業などを実施。	計12市町 22地区	岩手県 宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
			宮城県 気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市
			福島県 いわき市
災害公営住宅整備事業	被災自治体が災害公営住宅の用地選定、建設戸数および事業期間などの計画を定め、「独立行政法人都市再生機構法」第14条に基づき、URに対し建設を要請。URは災害公営住宅を建設し、完成後に被災自治体へ譲渡。	計15市町 50地区	岩手県 山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市
			宮城県 気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、塩竈市、多賀城市、名取市
			福島県 新地町、桑折町
コーディネート業務	[計画策定支援業務] 被災自治体からの委託により、復興まちづくり事業計画策定業務などを実施。	計3市町村	岩手県 野田村
			福島県 須賀川市、鏡石町
	[発注者支援業務] 被災自治体が自ら発注する複数地区の復興工事を一括り化し、特に技術力と中立性を要する工事発注業務を支援。	計2市町	岩手県 大槌町
			宮城県 石巻市
[住宅買取事業支援業務]	計1町	宮城県 女川町	

平成26年4月1日時点

とのURへの要請地区は、おおむね次の通り分担されている。

- ① 全てURが建設(山田町、大槌町、陸前高田市、塩竈市、多賀城市)
- ② RC住宅をURが建設(大船渡市、女川町、名取市)
- ③ 市街地のRC住宅についてURと民間買取りなどで分担(気仙沼市、南三陸町、石巻市)
- ④ URの復興市街地整備地区でUR

が建設(釜石市、東松島市) このほか、福島県新地町、桑折町からは、各1地区の要請を受けている。URの災害公営住宅の支援体制は、平成24年度は、自治体との窓口は現地専任チームに置くが、住宅計画、基本検討、現地調整を仙台・盛岡の震災復興支援局で、基本設計・工事発注を東日本賃貸住宅本部で集約的に行う体制でスタートした。

復興事業の本格化と住宅・宅地の供用開始(平成25年度)

平成25年4月、現地体制は303人(前月比+83人)に増強された。復興事業の本格化に伴い、現地専任チームから組織改編された12の現地復興支援事務所と2住宅工事事務所を大幅に増強(+75人)した。また、新たに福島県の原子力災害からの復興について支援要請があり、11月26日福島県と復興公営住宅整備に係る基本協定を締結、平成26年3月3日大熊町と復興まちづくりに向けた

覚書を交換し、合わせて22の被災自治体を支援することとなった。

復興市街地整備

計画策定や事業認可などの手続きの進捗に伴い、新たに11地区で被災自治体と事業受委託契約を締結した。事業受託地区は22地区となり、平成25年度末までにCM方式などにより全地区工事に着手。CM方式による工事発注実績は13件(19地区)となった。

復興コーディネート業務

6月25日、野田村と土地区画整理事業のコーディネート業務委託契約、平成25年1月30日、須賀川市と市街地再開発事業支援業務基本協定を締結し支援に着手した。また、新たな支援方式として、3月1日に大槌町と協力協定を締結し、被災自治体の工事発注業務の支援を開始した。

工事は、用地買収の進んだ高台の造成工事が先行し、田老地区(宮古市)、織笠地区(山田町)、今泉・高田地区(陸前高田市)、女川中心部(女川町)、野蒜北部丘陵地区(東松島市)などでは、民間事業者提案によるベルトコンベヤーや重ダンプの活用により、高台の造成工事が大きく進んだ。また、7地区において災害公営住宅用地や鉄道敷などの一部の先行整備宅地の引渡しが始まった。

災害公営住宅

平成25年度は、新たに21地区、1002戸の建設要請を受け、25地区942戸について、工事に着手した。支援地区の増加に伴い、住宅建設工事を震災復興支援局で発注するなど、段階的に業務を現地にシフトしていった。また、UR支援地区第1号として大ケ口地区(大槌町70戸)が完成し、8月29日に竣工式が開催された。木造長屋建てで、木材の約6割に地元産材を使用し、切妻屋根、縁側、木格子などを配した地域のシンボルとなる和風の外観が話題となった。このほか屋敷前地区(大槌町21戸、11月)、愛宕東地区(新地町30戸、12月)、花露辺地区(釜石市13戸、12月)、伊保

石地区(塩竈市31戸、平成26年1月)、女川町民陸上競技場跡地地区(女川町200戸、平成26年3月)の計6地区365戸の災害公営住宅が竣工し、多くの被災者の方々が新生活を迎えることができた。一方、福島県は長期化する原子力災害避難者向けに県内に4890戸の復興公営住宅を整備することとし、いわき市内に整備する1760戸のうち1000戸についての建設をURに要請する方針を固め、これにURが協力する基本協定を11月26日に締結した。

復興コーディネート業務

災害公営住宅整備の新たな支援方式として、7月31日女川町と覚書を交

換して、町が地元建設協議会から買取る離半島部150戸の戸建住宅について、町の買取業務をURが技術支援することとなった。また、石巻市、気仙沼市の離半島部において工事発注業務の支援を開始した。



入居者代表者への鍵渡し(福島県新地町愛宕東地区)

URの復興支援の特長(事業体としての復興支援)

URの復興支援は、事業体として計画策定から関係者調整、工事まで継続的に組織で行う復興まちづくり支援が特長であった。

復興市街地整備

URが発災直後から復興計画策定のため職員を派遣していた18市町村のうち12市町で、大規模な中心市街地整備など22地区の復興市街地整備事業を受託し、野田村では土地区画整理事業のコーディネート支援を行うこととなった。このほか、名取市、岩沼市、亘理町、山元町、新地町の5市町は、自治体独自で復興市街地整備を行うことになり、順次職員派遣を終了した。

URのマンパワーにも限界があったが、CM方式の工事発注、現地事務所に常駐し権利者調整などを支援する民間人材の活用などにより、効率的に外部のマンパワーを活用し、22地区の事業受託を可能とした。

また、ニュータウン事業など、大規模な市街地整備の経験を生かし、多数の権利者に対して、仮換地指定や用地買収に先立ち工事着手の承諾を

得る起工承諾や、合同説明会、合同契約会の開催、これらの手続きについて被災自治体に提案のうえ業務支援した。今後の課題としては、国の直轄調査をベースに被災自治体が決定した復興計画について、その後の住民意向調査を踏まえた適切な計画見直しが挙げられる。

災害公営住宅整備

東北3県で約2万9000戸計画されている災害公営住宅の整備は、被災自治体の用地選定から始まった。高台の住宅適地には、既に仮設住宅が建設され、大規模な復興市街地整備には時間を要することから、用地選定が難航した。

また、県や市の住宅建設担当部署は土木職が不足していたこともあり、URへの要請地区は傾斜地などの大規模な造成工事、土砂崩れ対策に加え、取り付け道路や上下水道などのインフラ整備が必要な地区が多かったが、基盤整備から住宅建設まで一貫して行うURの総合力により、住宅の早期整備を可能とした。

また、復興市街地整備地区においても先行街区に住宅建設を行うとともに、区画整理事業着手前に地主の承諾を得て、嵩上げ工事、住宅建設工事を行った下和田野地区(陸前高田市120戸)など、早期着手のための工夫をしている。

URグループの復興支援

URの関係会社も、社員がURに向向し、現地で復興支援に活躍した。このほか被災自治体などからの委託業務を関係会社自ら実施するため、平成26年4月1日現在、約100人の社員が現地で復興支援に従事している。また、(株)URリネージュ、(株)URサポート、(株)URコムシステム、(株)九州都市整備センターの4社は、URに震災復興支援事業に使用するための寄付を行っている。このようにURグループを挙げて復興支援に取り組んでいる。

3. 復興まちづくり事業支援手法

復興市街地整備事業

復興市街地整備事業支援の位置付け

URは、現在、12市町の被災自治体からの委託により、22地区の復興市街地整備事業を実施している。これは、今回の震災復興支援に当たり、平成23年12月に制定された東日本大震災復興特別区域法(以下「復興特区法」と記載)第74条による都市再生機構法(以下「機構法」と記載)の特例で、「URは本来業務として委託に基づき復興整備計画(*)に記載された復興整備事業を行うことができる」とことが位

置付けられたことによるものである。

URは、国および被災自治体からの要請を受け、被災自治体の復興まちづくり計画策定など支援のため職員を派遣し、事業化に合わせて覚書・協定を締結。そのうち、委託または要請を受けた地区について、事業計画策定および事業実施に係る業務受委託契約を締結し、事業を実施する(図1)。

*被災自治体が復興に向けたまちづくり・地域づくりに必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等のための各種事業を記載することができる計画(復興特区法第46条)

主な復興市街地整備手法

URが委託により実施する主な復興市街地整備事業は次の通り。

〈土地区画整理事業〉

被災した市街地の復興を図るため、公共施設と宅地を計画的かつ一体的に整備することのできる事業である。原位置での復興を基本とする地区や移転の受け皿となる市街地を整備する際に適用する。この際、防災上安全な宅地を確保する観点から、隣接す

図1 UR都市機構の復興市街地整備事業基本支援フロー

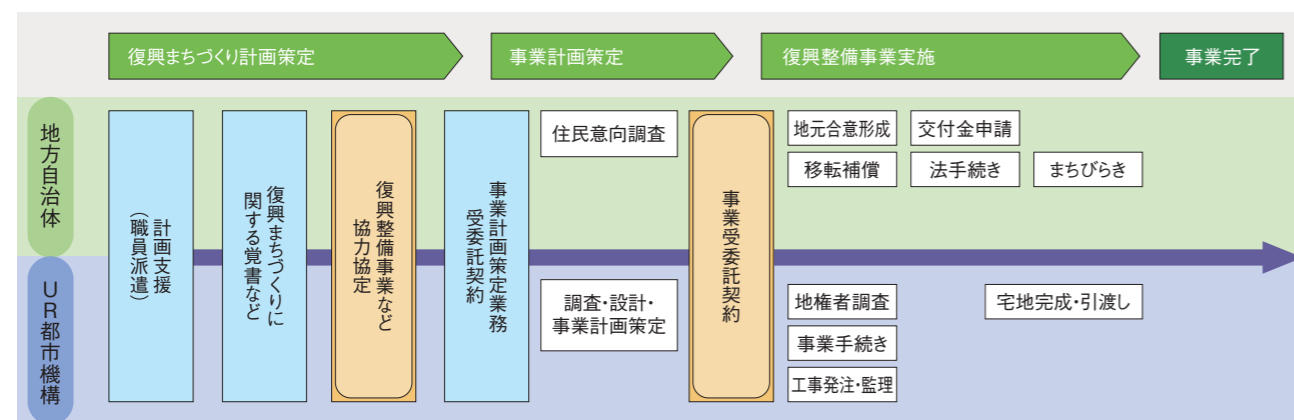
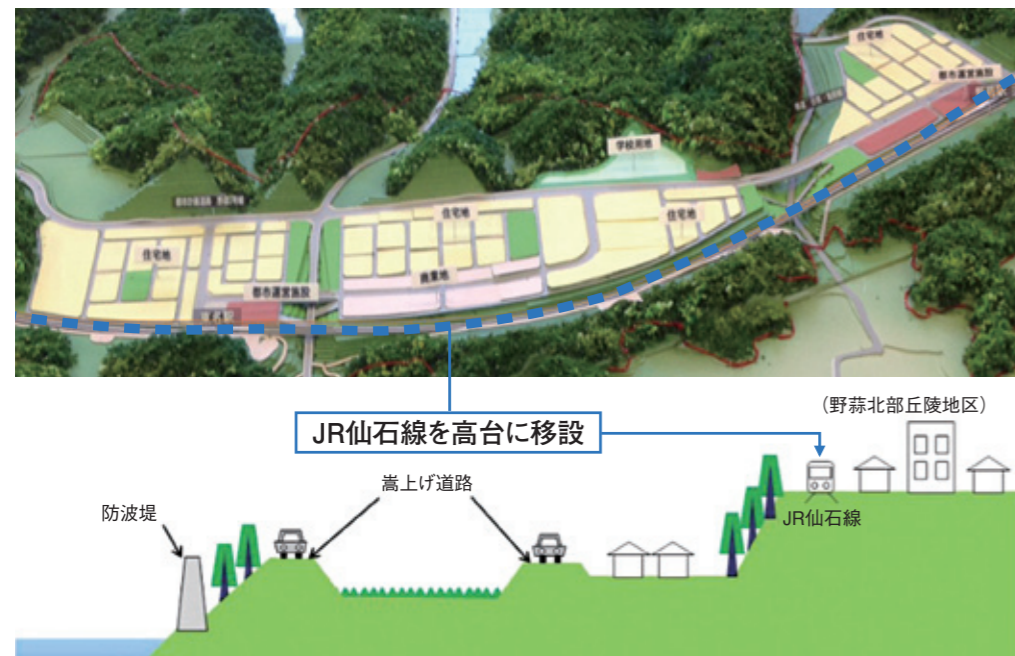


図2 高台に安全な住宅市街地を整備(土地区画整理事業、防災集団移転促進事業)



野蒜北部丘陵地区(東松島市)では、津波被害を受けた区域からの集団移転先を高台(野蒜丘陵)に整備するとともに、平成27年には運転を見合わせているJR仙石線を現在の位置から高台に移設復旧させることを進めている

野蒜北部丘陵地区土地区画整理事業(約92ha)など
 施行者:東松島市(URが受託)
 事業期間:平成24年度~28年度

る丘陵地と一体的に整備することや、必要に応じて津波に対して防災上必要な市街地の高上げ(盛土)を実施することができる(図2、図3)。

〈防災集団移転促進事業〉

被災地域のうち、居住に不当でないと認められる区域(移転促進区域)の住居の集団移転を目的とした事業である。移転促進区域は非住居系の土地利用とし、当事業により従前住宅地を買収するとともに高台の住宅団地を整備し、移転を促進する(図2)。

〈津波復興拠点整備事業〉

津波により被災した地域の復興を先導する拠点とするために、住宅、公益

施設、業務施設などの機能を集約させ、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として都市計画決定された都市施設を整備する事業である。都市計画事業として実施することで、取用権の付与、課税特例などを伴う用地買収が可能となり、他の事業と組み合わせることで、事業全体としてより一層効果的な実施が可能となる。

〈漁業集落防災機能強化事業〉

被災した漁業集落の安全・安心な居住環境を確保するため、集落の高上げ、道路・排水などの生活基盤、高台避難地、避難路などの防災安全施設を整備する事業である(図5)。

〈漁港施設機能強化事業〉

津波により機能が低下し、十分な安全確保がなされていない漁港施設について、水産加工場用地など漁港施設用地の高上げや浸水防止施設の設置、排水対策など、漁港施設の機能強化を図る事業である。

復興市街地整備事業の財源措置

〈東日本大震災復興交付金〉

被災市町村が自らの復興プランのもとに進める地域づくりを支援し、復興を加速させることを目的に復興交付金制度が創設された。復興交付金事業計画に基づく土地区画整理事業を含む40事業(復興特区法第77条第2項第3号に規定。以下「基幹事業」と記載)

図3 高上げにより既成市街地を安全な市街地に整備(土地区画整理事業)



鹿折地区(気仙沼市)では、沿岸部に水産加工場、倉庫などを集約し、緩衝緑地北側の内陸部を土地区画整理事業により約3m高上げ、津波に対して安全な住宅市街地を整備する。地区内には「復幸マルシェ」などの商業施設や住宅、福祉センター、水産加工場が整備される予定

鹿折地区土地区画整理事業(約42ha)
 施行者:気仙沼市(URが受託)
 事業期間:平成24年度~29年度

を実施する場合に交付される通常の国費に加え、地方負担額の2分の1についても追加交付される。さらに、残りの2分の1についても原則として復興交付税が交付され、基幹事業の実施に際して地方負担が生じないこととなっている。また、基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業等(以下「効果促進事業等」と記載)についても、復興交付金8割、復興交付税2割が交付される(図4)。

図4 復興交付金制度による地方負担の軽減

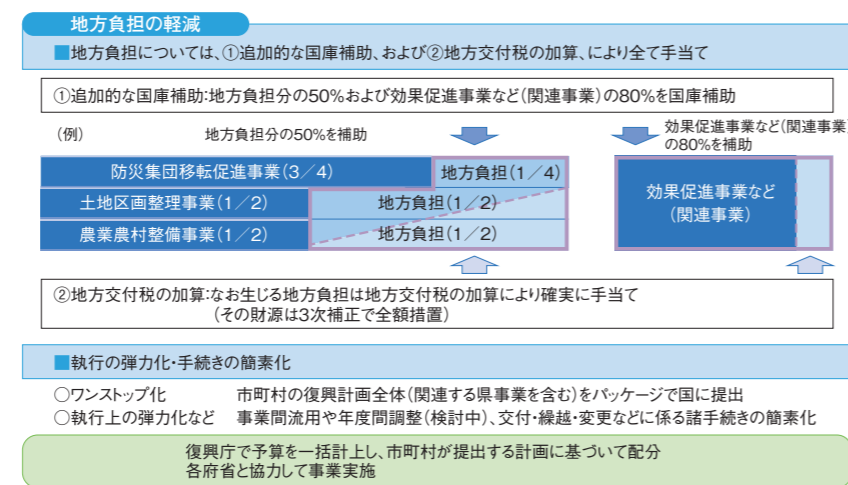


図5 漁業集落の復興(防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業)



釜石市の漁業集落である花露辺地区では、低地部の防災集団移転促進事業の移転候補地として、住宅を高台の宅地や災害公営住宅に移転する。移転跡地は漁業集落防災機能強化事業で道路、避難路、水路、避難場所などを整備する

釜石市花露辺地区(防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅整備事業)
施行者: 釜石市(URが受託)

災害公営住宅整備事業

災害公営住宅整備支援の位置付け

URは、災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合において、地方自治体の要請に基づき、災害公営住宅(*)の建設、譲渡を行うことができる。これは、機構法第14条第3項に定める地方自治体の要請に基づき、同第11条第1項第16号業務として行うものである。

災害公営住宅整備支援のフロー

URによる災害公営住宅整備支援は、基本的に次の手順で進められる(図6)。

- ①地方自治体は、機構法および同施行令に基づき、地区の名称および区域、住宅の戸数、事業の施行期間そのほかの基本的事項を定め、URに住宅建設の要請を行う。
- ②URは、地方自治体が指示する住宅の構造、仕様および事業費に基づき、基本設計を実施する。

③地方自治体は、基本設計を確定させ、概算買取額などについて議会承認後、URと住宅譲渡契約を締結する。

④URは、住宅譲渡契約に基づき住宅を建設し、完成後に地方自治体へ引渡しを行う(買取方式)。

災害公営住宅整備支援に係る資金調達

建設要請受諾以降、地方自治体から住宅譲渡代金を受領するまでの間に、URは設計業者・施工業者への請負代金などの支払いを行う必要がある。これら建設期間中の資金調達については、必要な資金を各年度の予算として要求を行い、財政融資資金の調達を行っている。

地方自治体は、引渡しを受ける際に、国費(整備費用の8分の7)および地方債など(整備費用の8分の1)を活用して、買取費用をURに対して支払う。

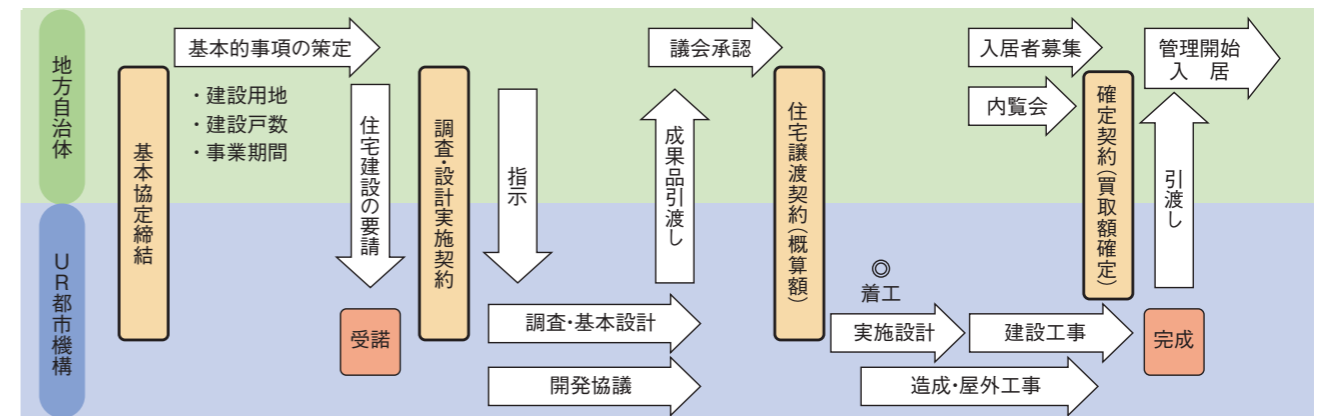
UR買取方式のメリット

URからの買取方式による地方自治体のメリットは、以下の通り。

- 住宅建設のノウハウ(設計・監理など)がなくとも、構造、戸数など、基本的な計画内容を示すことにより、URのノウハウを活用し、整備ができる。
- 住宅建設適地が限られる状況下においても、土地造成、住宅建設をURが一体的に行うことにより、住まいの再建の早期化を図ることができる。
- 入れなどの工事発注手続き、発注者が行う工事の監理の手間を省くことができる。
- 代金支払いが建物引渡し時の1回で済むことにより、工事業者への代金支払い、復興交付金手続きに係る事務の手間を省くことができる。

* 震災により住宅を失い、自力では住宅確保できない方に、低廉な家賃で賃貸される公営住宅。地方自治体自ら建設や買取などに係る費用については、東日本大震災復興交付金の対象となる(補助率: 国8分の7)。復興公営住宅ともいう。

図6 災害公営住宅整備支援のフロー



伊保石地区災害公営住宅(塩竈市)



宇津野沢地区災害公営住宅(大船渡市)

〈参考〉復興まちづくりに係る国の動き

東日本大震災復興基本法

平成23年6月24日、東日本大震災からの復興についての基本理念や基本的施策などを定めた「東日本大震災復興基本法」が公布された。この法律においては、復興に必要な資金を確保するために公債(復興債)を発行すること、規制の特例措置を適用する復興特別区域制度を整備すること、東日本大震災復興対策本部および本部の諮問機関、東日本大震災復興構想会議を設置するとともに、別途、復興に関する事務をつかさどる復興庁を設置することとしている。

復興債発行は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(復興財源確保法)」により、復興特別税導入と併せ具体的な措置が講じられ、復興特別区域制度、復興庁の設置についても同様に法整備、具体化が行われることとなった。

東日本大震災からの復興の基本方針、平成23年度補正予算(第3号)

平成23年7月29日に決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」では、地方自治体が自ら策定する復興プランのもと、復興に必要な各種施策を展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設することや、今後実施する復興施策などが掲げられた。10年の復興期間のうち当初5年間を「集中復興期間」と位置付け、その間に実施すると見込まれる施策・事業の規模については、少なくとも19兆円程度と見込まれた。

本格的な復興のための平成23年度第三次補正予算は、平成23年11月21日成立した。補正予算には、「東日本大震災復興交付金」1兆5612億円を含む、東日本大震災関係経費11兆7335億円が計上された。これには、被災地地方自治体および国土交通省の要請に基づき、URが職員を派遣し、復旧・復興業務に係る技術支援を行う

ための、派遣に係る臨時的な経費への措置3億9000万円が含まれる。当該措置は2カ年度にわたって行われ、平成24年度予算においては、4億3000万円が計上された。

東日本大震災復興特別区域法

東日本大震災からの復興の円滑、迅速な推進を目的とした「東日本大震災復興特別区域法」は平成23年12月14日に公布された。この法律に定める、東日本大震災により一定の被害が生じた区域における復興推進のための特別な措置は、次の3つから構成される。

- 1)復興推進計画の作成とこれに基づく規制・手続きの特例、雇用の創出などを支援する税制上の特例、金融上の特例
- 2)復興整備計画の作成とこれに基づく事業に必要な許可の特例・手続きのワンストップ処理や、市街化調整区域内での土地区画整理事業実施を可能とするなど新しいタイプの事業制度創設
- 3)復興交付金事業計画の作成とこれに基づく復興交付金の交付

また、同法においては、復興整備計画に記載された復興整備事業について、委託に基づき、独立行政法人都市再生機構法(以下「機構法」)第11条第3項各号の業務を行うことができる(当該業務を本来業務として行うことを可能とする)、機構法の特例が設けられた。

復興庁発足

復興庁設置法が平成24年2月10日施行され、同日、東日本大震災復興対策本部が廃止、復興庁が設置された。復興庁には、復興推進会議・復興推進委員会と地方の出先機関として岩手・宮城・福島各県にそれぞれ「復興局」および2つの「支所」、青森・茨城両県に「事務所」が置かれ、復興に関する国の施策の企画、調整、実施(基本方針などの企画立案、各省復興施策の総合調整・勧告、復興事業の

統括・監理など)や地方公共団体への一元的な窓口と支援(復興特区制度による復興支援、復興交付金と復興調整費の配分など)の役割を担っている。

福島復興再生特別措置法

福島の復興・再生に関しては、「福島復興再生特別措置法」が平成24年3月31日公布され、税制上の特例など、「避難解除等区域の復興および再生のための特別な措置」や、規制・手続きの特例や農林水産業の復興・再生のための施策を講じるなど、「原子力災害からの産業の復興および再生のための特別な措置」などが定められた。

また、同法においては、東日本大震災復興特別区域法と同様、福島の公共団体からの委託に基づき、居住制限者に対する住宅および宅地の供給に係る機構法第11条第3項各号の業務を行うことができるとする、機構法の特例が設けられた。

その後の動き

以上は、発災から約1年間の、主に組織・法律・予算に関連する国の取り組みをまとめたものであるが、その後の動きについて主なものを以下に挙げる。

- 復興財源フレームの見直し(約19兆円⇒約25兆円)
- 人口減少・高齢化など我が国が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「新しい東北」の創造に関する取り組み
- 福島の復興の加速化の取り組みとして、新たな交付金制度創設や、長期避難者の生活拠点の形成などを目的とした福島復興再生特別措置法改正、福島復興再生総局などの設置

4. URの技術力による復興の加速化

CM(コンストラクション・マネジメント)方式

導入の経緯

東日本大震災による被災規模は極めて大きく、広範囲にわたるものである。また被災自治体では、これまで経験したことがない大規模な工事が大量かつ同時に発生する一方、まちづくりの技術者が不足している。URでは国や被災市町村からの要請に基づいて、復興市街地整備や災害公営住宅建設の復興まちづくり支援を行っているが、復興市街地整備事業の現場で従来型の発注・契約方式により事業を進めていくには、次のように多くの課題があった。

- 工事規模が極めて大きい
- 高台移転地の整備内容を確定するまでには長期間を要する

- 高台移転地は岩盤主体の急峻な地形であり、一部高盛土箇所も含め、発注精度を上げるためには綿密な地盤調査や地形測量が必要である
- URの人的資源にも限りがある

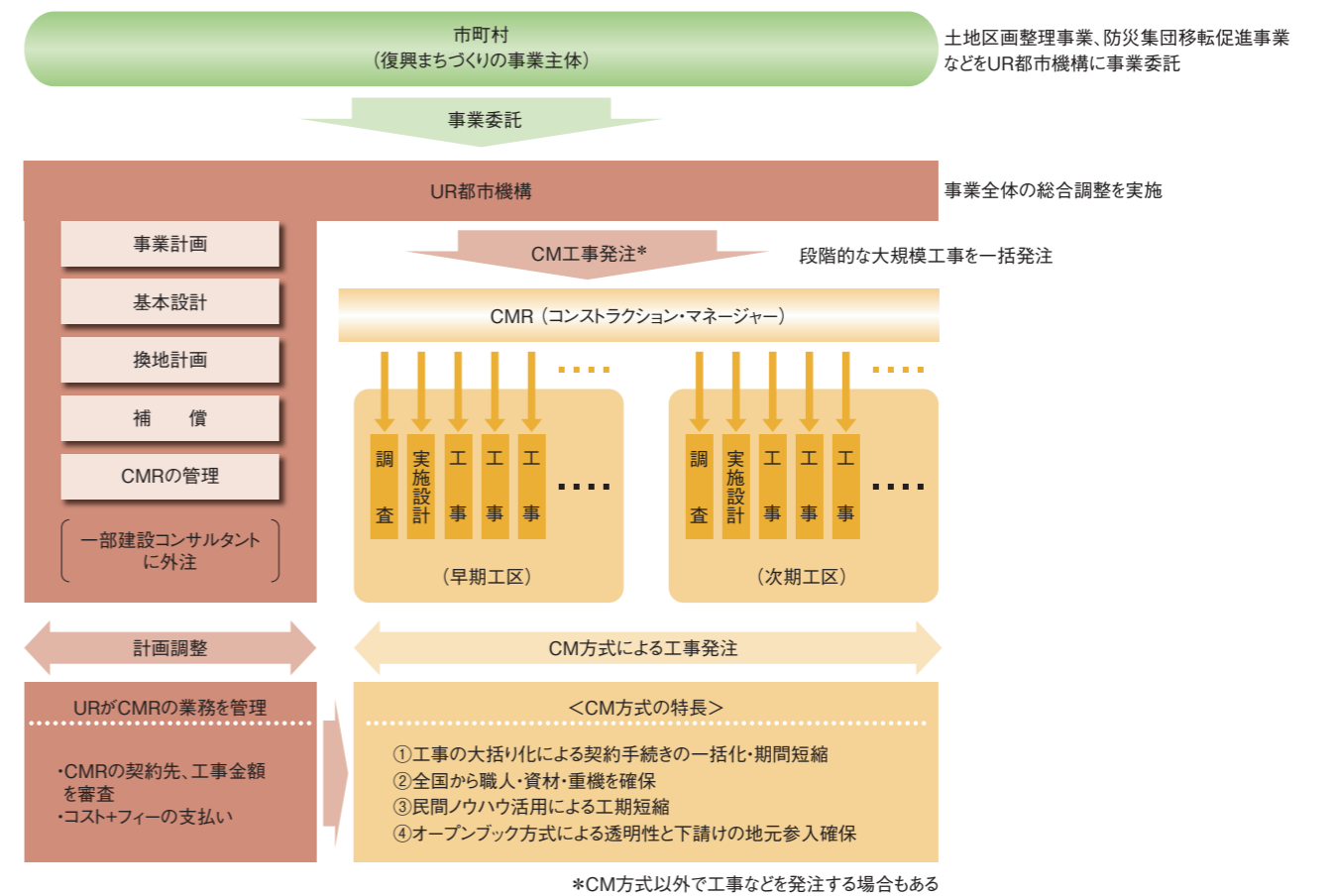
実施体制

復興まちづくりでは、何よりもスピードが重要であり、一刻も早い復興を実現させるためには、これまでの建設調達に対して契約枠組みなどの工夫が求められた。そこで、官民が明確な役割分担のもとで連携する体制を整え、URとしてははじめてCM(コンストラクション・マネジメント)方式の導入を図ることとした。これまでURが担っていた各地区の工事に関連する調査、測量、設計お

よび工事施工については、その役割を包括的にCMR(コンストラクション・マネージャー、CM業務実施者)に委ねることとした。URはその分、計画・換地・補償など複数地区や複数事業全体を見渡したうえで、事業全般のマネジメントや総合調整に尽力することとした。

CMRには、工事に関連する調査、測量、設計および工事を一体的に実施することによる、工期短縮を実現するための施工ノウハウの活用や資機材の早期調達、早い段階から施工の工夫によるコスト削減が期待されている。また、CMRは必要な追加調査や測量、設計および工事について、地元企業の優先活用を図りながら専門業者に発注を行う。

CM方式による復興の加速化



施工確保対策

復興市街地整備事業の実施に当たっては、労務、資材の高騰や通常の率計算ではカバーしきれない現場管理費などが発生する懸念がある中、不要な工事費の増額を防ぐ必要がある。また、工事費の透明性を確保しつつ地元経済の復興に寄与する必要がある。

上記視点から、本方式ではさまざまな施工確保対策を講じている。下記にその一部を示す。

●コストプラスフィー方式

資材価格などの高騰や地元企業を含む専門業者への適正な契約・支払いのため、業務の実施に要するコスト（業務原価）にマネジメントフィーを加えた額を契約金額とするコストプラスフィー契約を導入する。コストは調査原価、測量原価、設計原価および工事原価を加えたものである。また、フィー率は『調査・測量・設計』および『工事施工』のそれぞれに対し設定するものとし、受注者の過去3カ年の決算書などに基づいて算出するものとした。

●オープンブック方式

コストおよびフィーの透明化のため、受注者が発注者に対してコストに関する全ての情報を開示するオープンブック方式を採用する。オープンブックの実施に当たっては、発注者および受注者で情報開示のレベル、実施体制の構

築、実施プロセスおよび情報開示を定めた確認書を締結する。開示された情報は第三者機関や発注者がコストとしての妥当性などを監査・確認する。

●地元企業の活用

地元経済の復興・活性化に寄与するため、受注者が行う専門業者の選定に当たっては、地元企業を優先的に活用する。一方、大規模土工事などを迅速に進めるためには、専門性の高い企業の施工ノウハウなどが必要である。こうしたことから専門業者選定に関する確認書を締結し、地元企業と専門性の高い企業とを適切に選定するものとする。

コスト管理

契約の透明性や工事費変動に柔軟に対応できるコストプラスフィー方式の導入と並行して、さまざまなコスト抑制方策を講じている。下記にその一部を示す。

●インセンティブ基準価格の導入

インセンティブ基準価格はコスト縮減額を測定するための管理値であり、新たな概念として導入したものである。縮減が図られた場合には、CMRに縮減額の50%をインセンティブフィーとして支払う。

●リスク管理費の導入

リスク管理費は発注者および受注者がリスク要因を共有してコスト抑制に努

めることなどを目的として、新たに導入したものである。日常的にリスクの管理を行い、発注者およびCMRが連携してリスクの発現を回避する、または発現を低減するための努力をするものとしている。

外部評価など

CM方式による発注実績は表1の通りである。コストプラスフィー契約やオープンブック方式の導入については、「CMRから赤字のリスクが低減され、受注者としての安心感がある」「無駄遣いをしていないことをアピールできる良いシステムである」「透明性を持った事業推進によるゼネコンのイメージアップにつながる」などの評価が寄せられている。また、こうした新たな取り組みは、国土交通省が設置した「多様な契約方式活用協議会」において参考事例として位置付けられるなど、社会から高い関心を持って注目されている。

その一方で、短期間で多岐にわたる業務を処理することが必要なことや、発注者、CMRの双方が新たな仕組みに不慣れなこともあり、業務に手間取っているという評価もある。このためマネジメントを活用した事業推進検討会を立ち上げ、業務の省力化やコスト低減に向けた改善策などのフォローアップを推進していくこととしている。

CM方式の鍵はURと民間企業の役割分担

本社技術・コスト管理部担当部長 渡部 英二

UR職員が大幅に不足していることや計画が十分に煮詰まっていない中で、スピード感のある復興を実現するための方策を考えよ。これが最初に与えられた命題である。一般的な建設調達では、計画の確定したエリアから順次工事発注を実施していくが、命題に応えることのできないものであった。工事に目を転ずると、これまで経験したことのないような大規模造成を短期間で完了させることが求められ、一方で地元経済の活性化のためには、建設業をはじめとする地元企業の活用が必須である。こうした命題に応えるためには、官民連携が不可欠と考えられ、CMの導入につながっていった。事

業を効果的に進めるためには、URと民間の役割分担が鍵である。URは工事着手につなげるまでの調整や工事着手の全体コントロールを担当する。民間は最も技術力が発揮できるステージから参画する。工事施工に加えて、調査、測量、実施設計、公共団体との設計協議やライフライン調整などを包含して、常に一步前から工期短縮や原価低減に向けた最適解が選択できる仕組みである。

次の課題は契約方式をいかにするのかであった。計画が煮詰まっていない中での総価一括契約では、振れ幅が大きく設計変更の領域を超えることや受注者側に大きなリスクを与えることが懸念

された。このためコストプラスフィー契約やオープンブック方式の導入に踏み切った。我が国の公共事業としては初めての試みでもある。原価算入に関するルールとフィー率の決定が難問であった。民間の企業経理や海外の実例、これまでバイブルとしてきた公共工事積算基準との工事費総価面での整合である。URが目安として提示した10%にたどり着くまでには長い道のりであった。こうして導入を図ったCM方式であるが、現場ニーズを踏まえた枠組みづくりは、ますます重要になっていくものと考えられる。土木技術者が果たしていくべき大きな役割である。

CM方式を活用した復興まちづくりについて

東京大学大学院 工学系研究科社会基盤学専攻 小澤 一雅 教授

最初は小さなきっかけだった。平成24年3月某日、たまたま宴席で同席されたM部長との会話がきっかけで、URのW部長とN氏が当研究室を訪ねてこられた。当時、URでは東北の市町村復興のために苦勞して描いてきた計画を実現するため、工事に入る準備を始めていた。W部長の説明に対して、「そのようなやり方では、当面の契約はできても、現場では後で大変な苦勞をすることになります。海外で実施されている契約方法も参考に、現場のニーズに応える新しい契約の方法を考えましょう」と、失礼を顧みず提案した。W部長の、その後の対応は目を見張るものであった。

大規模な面整備工事を早期に完成させるためには、大手のゼネコンの調達力やマネジメント力を活用する必要があること、一方で、地元の建設業をできるだけ活用したいという市町村の要望があること、設計がある程度固まった地域だけでなく、設計作業を実施しながら隣接地域の事業も同時に契約に含めたいという地元からの要望があることなどを考慮し、

オープンブック方式を採用したアットリスク型のCM方式をベースとした契約方法を実現することが最も望ましいということとなった。調達制度としては、我が国ではじめて実現されたものも数多く含まれている。これらは全て現場のニーズに応えるために制度設計されたものであり、我が国のまちづくり事業の歴史に大きな足跡を残すことになったものと思われる。

新しい事業スキームを始めるに当たっては、ゼネコンやコンサルタント業界、そして地元の意見を事前に取り込むことをお願いした。事業を実際に動かすプレイヤーと意識を共有することが極めて重要だからである。また、はじめての契約方式を実施するに当たって、現場職員の方々が悪苦勞される中で、現場で発生する数々の疑問や問題への素早い対応をお願いした。現場からのフィードバックを取り込み、制度や手続きをタイムリーに改善することが重要と考えたからである。この方式の契約件数は、既に10件を超え、新たな一つの契約方式として確立されつつある。



平成26年4月、URには、これらの経験を蓄積し、調達の工夫だけでなく事業のマネジメントスキルを組織全体で生かすための新しい組織も構築されたと聞く。さらなる大きな発展が期待されるところである。

略歴
昭和62年東京大学工学部土木工学科助手、平成4年同学科助教授、平成9年建設省土木研究所建設マネジメント技術研究センター主任研究員、平成11年東京大学新領域創成科学研究科助教授を経て、平成16年より現職。国土交通省中央建設業審議会委員、発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会委員長（国土交通省）、前土木学会建設マネジメント委員会委員長、などを務める。専門は、建設マネジメント。

表1 CM方式による発注実績

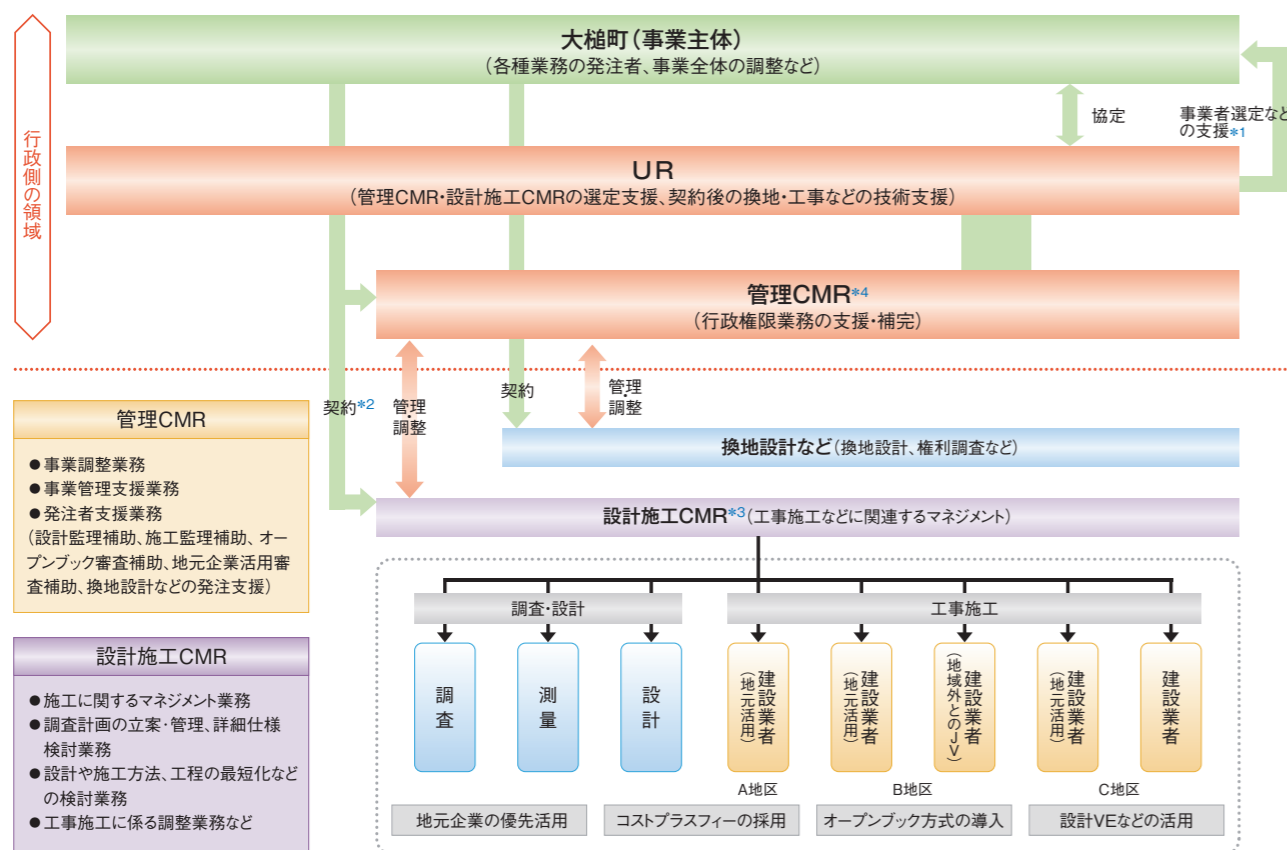
市町村	地区名	契約	受注者
女川町(宮城県)	中心部、離半島部	H24.10.19	鹿島・オオバJV
東松島市(宮城県)	野蒜北部丘陵	H24.11.2	大成・フジタ・佐藤・国際開発・エイト日技JV
陸前高田市(岩手県)	今泉、高田	H24.12.10	清水・西松・青木あすなろ・オリエンタルコンサルタンツ・国際航業JV
山田町(岩手県)	織笠、山田	H25.4.16	大林・戸田・飛鳥・建設技術研究所・復建技術JV
宮古市(岩手県)	田老	H25.6.14	鹿島・大日本コンサルタントJV
大槌町(岩手県)	町方	H25.6.21	前田・日本国土・日特・バスコ・応用地質JV
気仙沼市(宮城県)	鹿折、南気仙沼	H25.7.10	清水・西松・奥村・バスコ・アジア航測JV
南三陸町(宮城県)	志津川	H25.7.24	飛鳥・大豊・三井共同建設コンサルタントJV
大船渡市(岩手県)	大船渡駅周辺	H25.10.18	東急・東洋・植木・日本測地・CPCJV
釜石市(岩手県)	片岸、鶴住居	H25.10.29	大林・熊谷・東洋・復建エンジニアリング・中部復建JV
いわき市(福島県)	薄磯、豊間	H25.11.12	安藤ハザマ・五洋・西武・玉野総合・基礎地盤JV
山田町(岩手県)	大沢	H25.11.26	奥村・森本・玉野・ウエスコJV
石巻市(宮城県)	新門脇	H26.3.27	竹中工務店・竹中土木・八千代エンジニアリングJV

発注者支援方式の導入

被災した自治体では、全国から派遣されている応援職員の支援を受け自ら復興事業を実施していたが、被災の大きい自治体では、技術職員の不足により工事発注に支障が生じることが懸念されていた。そのため、URは事業全体を受託するフルパッケージ型の支援に加え、国や地方自治体からこれら工事発注業務に対する支援も求められた。

そこで、これらの要望に効率的に対応するため、被災自治体が直接実施する事業について、工事施工や実施体制などの枠組みづくりに加えて、技術者不足を補うために行政権能の一部を補完する業務の実施者(管理CMR)や工事施工業者(設計施工CMRなど)の選定手続きを支援する『公共団体発注支援型』による支援を実施することとした。具体的には、工事費の積算、発注関

連図書の作成、技術提案審査など、技術力と中立性を要する発注手続支援を行っている。第1号として岩手県大槌町と平成25年3月「工事発注支援に係る相互協力協定」を締結、9月には復興整備事業の工事施工などに関する一体的業務について契約相手方が決定した。このほか、宮城県石巻市と平成25年9月に相互協力協定を締結、12月に契約相手方が決定している。



- URが支援を行い(※1)、事業主体である大槌町が管理CMR、設計施工CMRを選定(※2)
- 設計施工CMRは、工事に関する調査、測量、設計および工事を一括して実施(※3)
- 管理CMRは、不足する大槌町の職員業務を支援、補完(換地設計等業務の発注支援を含む)(※4)
- URはCMRの選定、契約などの技術支援を実施することで、円滑で迅速な事業推進をサポート

発注者支援方式による発注実績

市町村	地区名	CMタイプ	契約	受注者
大槌町(岩手県)	浪板、吉里吉里、赤浜、安波、小枕・伸松	管理CM	H25.8.16	日本工営・吉田測量・防災技術・日本シビック・玉野総合JV
		設計施工CM	H25.9.18	前田・日本国土・日特・バスコ・応用地質JV
石巻市(宮城県)	北上、河北、雄勝、牡鹿の総合支所管内石巻地区半島部	管理CM	H25.12.20	昭和・オオバ・URリンケージJV
		施工CM	H25.12.23	清水・奥村JV

設計・施工一括発注方式(災害公営住宅)

設計・施工一括発注方式について

災害公営住宅については、自治体からの要請に基づき、これまでURが住まいづくりの専門機関として培ってきたノウハウを生かし、地域の特性に応じた住宅の提案、建設を進めているところである。設計および建設工事の実施に当たっては、被災者の方々の一日も早い入居を目指すとともに地元企業や地元産材の活用などに配慮し、各地区の特性に応じた最適な発注方法を検討・採用している。

「設計・施工一括発注方式」は、事業期間の短縮や民間企業が持つノウハウの活用による品質確保・コストダウンなどを目的として、設計および施工を受注者に一括発注する方式をUR賃貸住宅の建設において広く採用しているが、本方式の災害公営住宅建設工事への適用に当たり、以下に示す新たな取り組みを併せて実施している。

まず、主に木造の住宅を設計・建設する際の新たな取り組みとしては、一層の設計・施工期間の短縮を図るべく、「設計・施工一括プロポーザル方式」を採用している。本方式の採用により、

基本設計段階から民間企業のノウハウを活用することができ、近年、URにおいて設計事例のない木造住宅についても円滑に設計・建設を進めることが可能となっている。

また、島しょ部での施工のように、資材の運搬のために台船が必要など厳しい制約条件が建設スケジュールを大きく左右するケースでは、発注時期の異なる複数地区をパッケージ化し、一括受注する者を決定する方式を新たに採用した。本方式の採用により、島しょ部の複数地区における施工計画の最適化を図ることができ、建設スケジュールの遅延を防いでいる。

復興のスピード感を保つためのこうした取り組みの一方、受注者選定に当たる総合評価において、地元企業の活用や地元産材の活用といった災害公営住宅建設工事用の新たな評価項目を設定しており、地元経済の振興にも寄与している。

不調・不落対策

被災地では復興関連工事の本格化による資材などの調達難、労働者不足

やそれに伴う工事遅延、工事費の高騰が懸念されており、実際に地方自治体発注工事においては、多くの入札不調・不落案件が発生している。

災害公営住宅建設工事における主な不調・不落対策としては、①高騰する被災地の労務費および資材価格の実勢価格を把握し、より適正な予定価格の作成を目的とした「見積りの提出を求める方式」の試行実施、②入札辞退の要因となり得る監理技術者の確保困難への対策として、「建築・電気・機械・屋外等工事の総合発注」が挙げられる。

このうち「見積りの提出を求める方式」については、地域事情や現場条件からURの標準積算と乖離が予想される工種などについて、競争参加者から見積書の提出を受け、実勢価格を踏まえた予定価格を作成するもので、UR発注の全ての災害公営住宅建設工事(設計・施工一括プロポーザル方式は除く)において適用しており、不調・不落発生防止に大いに効果を発揮している。

災害公営住宅買取事業における技術支援

女川町離半島部においては、高台移転用地の造成を実施するほか、14の集落に合わせて約150戸の災害公営住宅を建設する必要があった。しかし、各集落はそれぞれ距離を置いて点在しており、体制確保などの面から、女川町、一般社団法人女川町復興公営住宅建設推進協議会およびURの三者が協働する新たな仕組みを導入した。

地元建設関係企業から成る協議会が災害公営住宅を建設し、これを町に譲渡する、買取方式の災害公営住宅整備事業(買取事業)を導入するとともに、URが買取事業に係る技術支援(※)や高台整備と連携した計画・施工調整を行う。これにより、地域に即し



基礎工事の様子(出島地区)

た良質な木造戸建災害公営住宅の迅速、着実な整備を図っている。

平成26年2月には、出島地区の25戸の災害公営住宅が着工に至り、7月

の完成を予定している。他の集落においても、高台造成工事が完了次第、住宅建設が開始される見込みである。

※買取事業スキーム作成、住宅基本計画検討、設計図書・事業費・工事進捗確認、住宅引渡しに係る支援

復興の加速化に向けて

理事長代理 廣兼 周一



URは阪神・淡路大震災の復興支援当時には4900人の職員を抱え、260人体制で臨んでいた。今般の東日本大震災の復興支援に当たっては、3200人の職員に対し現時点で400人体制を取り8分の1の職員を割いているが、阪神・淡路大震災と比較にならないほど対象エリアが広く、また関係自治体の数も大変多くなっている。そのため「限られたマンパワーで、現地で要求される課題にいかにか柔軟に迅速に対応していくか」がURに課せられた最大のテーマであった。

未曾有の出来事に手探りで取り組まざるを得ない状況であり、これまでのやり方では対応できないことは明らかであった。また、工事費高騰や技術者不足から来る不調・不落も予想され、民間事業者が参加しやすく、その意欲を引き出すような仕組みも不可欠であった。

平成24年3月にパートナーシップ協定を締結した女川町において、200haを超える区画整理や離半島部での高台移転に少ないマンパワーで対応するためにCM方式を構築したことを皮切りに、CM方式を各地区に展開、現在では19地区での実施に至っている。

また、地元企業に最大限力を発揮していただくこともキーポイントである。女川町離半島部では三者協働システムを編み出し、そのほかにも、民間ノウハウ・マンパワーの活用としての「設計施工一括プロポーザル発注方式」の導入、資材不足に対応した「設計標準化の推進」、不調・不落対策としての「適切な発注条件の設定」、「見積りの提出を求める方式」などさまざまな工夫を具体化してきている。

URは、これまで培った公的主体としてのまちづくりや住宅建設・管理の知識と経験を下敷きにした総合力を発揮し、技術力に裏打ちされた実行性のある工夫につなげている。また、工事実施局面にあっては、工事監理の実施、検査部門による指導など品質管理にも目を配って取り組んでいるところである。

現時点では復興はまだ道半ばであり、また被災者の方々から見れば「進展が遅い」と感じられることもまた事実である。現状に甘んじることなく、技術やノウハウに裏打ちされた思い切った工夫を職員一人ひとりが心掛けることで、一日も早い復興に向けて少しでも貢献していきたい。

5. 復興支援体制の強化、宿舎・事務所の整備

体制強化と現地支援要員の推移

平成23年度⇒24年度
(74人⇒172人)

平成23年4月の岩手県内被災市町村の職員派遣および7月の宮城、岩手両震災復興支援事務所の設置に始まった現地支援体制は、同年度末には74人の体制となった。平成24年度からは、両支援事務所が局になり、事務1チーム、復興市街地整備、災害公営住宅整備各2チームの計5チームを配置。また、7市町に現地専任チームを配置し、従来の派遣から事業化を支援する体制を整えた。

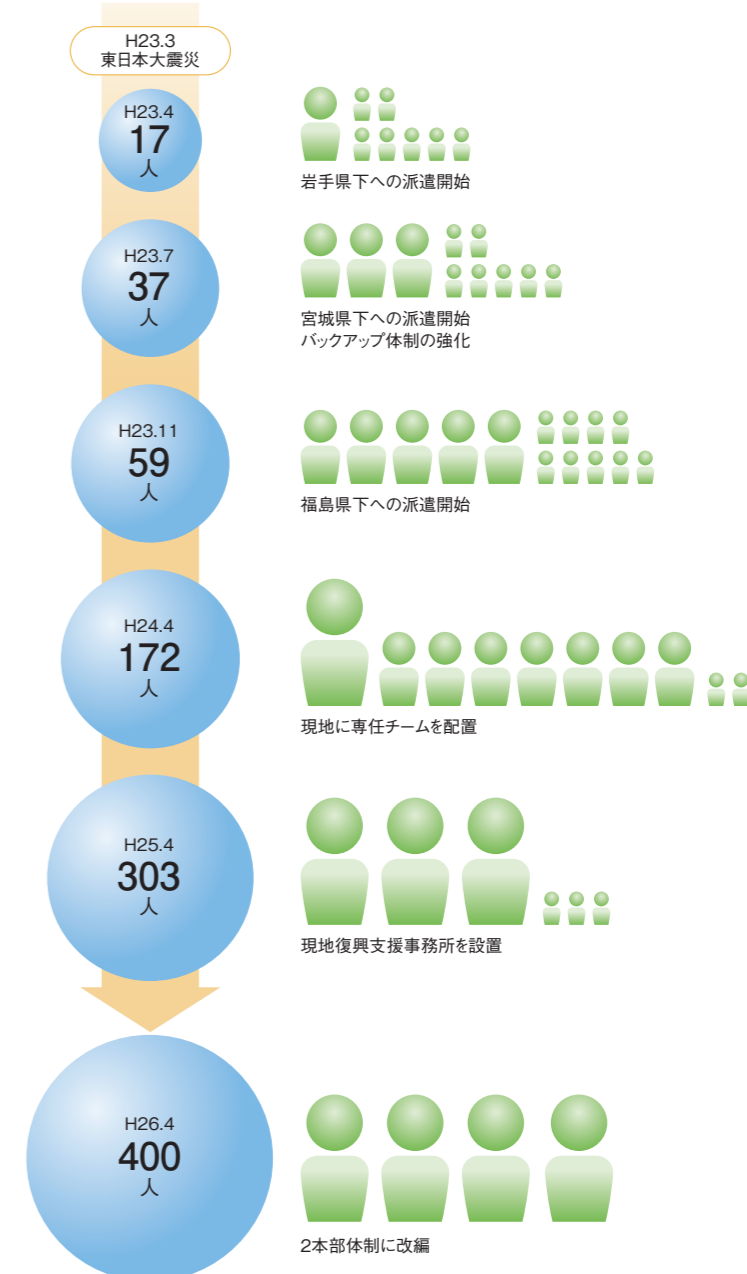
復興市街地整備では計画担当者に加え、換地や補償、工事担当者の配備、災害公営住宅整備では計画・設計担当職の配備が必要となった。

平成24年度⇒25年度
(220人⇒303人)

平成24年度172人で始まった現地支援体制は、年度途中の人員増により、同年度末には220人となった。平成25年度からは上記7市町に5市町を加えた12市町で復興支援事務所を設置、岩手県釜石市と宮城県仙台市には災害公営住宅の施工監理をする復興住宅工事事務所を設置した。また、総務経理チームを総務チームと経理チームに分離した。

平成25年度⇒26年度
(332人⇒400人)

平成25年度303人で始まった現地支援体制は、復興支援事業の本格化により、平成26年3月には332人となった。復興のさらなる加速化のため、平成26年度からは、現地復興体制を400人に強化し、各本部で迅速に意思決定できる岩手震災復興支援本部(175人)、宮城・福島震災復興支援本部(225人)の2本部体制に組織を改編した。



職員	雇用種別内訳			合計	職種別内訳		
	嘱託職員等				事務	技術	
	関連会社	OB	民間			居住	都市整備
28人	8人	1人	0人	H23.7 37人	3人	16人	18人
141人	18人	13人	0人	H24.4 172人	23人	73人	76人
259人	23人	12人	9人	H25.4 303人	34人	121人	148人
363人	18人	5人	14人	H26.4 400人	56人	163人	181人

宿舎・事務所の整備状況



地図使用承認©昭文社第53G125号



地図使用承認©昭文社第53G125号



旧女川事務所
(陸上競技場の審判記録員室を間借り。トイレの際はスタンドまで歩いた)

拠点の整備

平成23年7月、岩手と宮城、両震災復興支援事務所が発足した。岩手では盛岡市内の小さなビルで、宮城では仙台市内にある仙台都市再生事務所の一角で業務を開始した。平成24年4月、人員の拡大に合わせて事務所の移転が必要となり、仙台と盛岡にそれぞれ独自に事務所を構えた。また、事業の動き出しに伴い現場拠点の整備が必須となり、一部市町村では庁舎内に執務スペースを間借りしながら、徐々に自前の事務所を設置していった。平成26年4月1日時点で、仙台および盛岡に2本部、被災自治体に12事

務所と3工事事務所(1工事事務所分室)を設置している。

宿舎の整備

被災地では住宅不足が深刻で、宿舎の確保は困難な状況だった。被災市町村への派遣職員は、平日は現地ホテル住まい、休日は盛岡や仙台の借り上げ宿舎に戻るといった生活を送らざるを得ず、冬場は凍結した危険な道路を自主運転での長距離通勤となることから、事務所近くの宿舎確保が急務となった。特に近辺に借り上げ宿舎の手配が難しい事務所を対象に、本社会計チームが中心となって、平成24年



1 釜石職員宿舎



1 釜石事務所



2 気仙沼職員宿舎



3 東松島職員宿舎

6月には釜石宿舎、9月には東松島宿舎、平成25年3月には気仙沼宿舎を整備していった。いずれの宿舎も、現地の住環境を把握しきれない中、部資材や専門技術者などが不足している状況で、短期間で設置することが求められた。また、特に寒冷地であることから断熱材を十分に用いるなど、配慮して施工した。釜石宿舎では、周辺環境を考慮して食堂を併設し、朝晩の食事を提供できる環境を整えた。食堂の設置に当たっては、厨房設備の仕様検討や消防・保健所との調整など、通常の宿舎設置・管理業務の中では経験のない難しい課題が多くあった。

復興に向けて日々奮闘する現場職員のために

宮城震災復興支援事務所支援調整第1チーム(当時) 北根 岳巳

平成23年7月、私は、宮城震災復興支援事務所発足と同時に配属となり、最初の半年間は岩手震災復興支援事務所と兼務であった。当時は、下から突き上げてくるような余震が頻発している状況で、勤務場所の仙台長町は、道路に凹凸が残り、近所の郵便局やスーパーマーケットが営業を再開できないなど、市内のあちこちにまだ傷痕が残っていた。また、盛岡市内では、県庁の駐車場に自衛隊の車両が駐車されており、平時ではない緊張した空気が流れていたのを覚えている。

業務は、事務全般だが、特に被災市町村で勤務していた職員の苦労を目の当たりにしていたので、宿泊費・高速代・ガソリン代など必要経費の立て替え払いの精算や、毎月のように増員となる職員の宿舎、レンタカー、パソコン、携帯電話の確保がなるべく早くできるように、本

社の震災復興支援室をはじめ労務厚生チーム、会計チームと連携しながらなんとか行っていた。

年が明けて平成24年に入ると、「被災地に復興の槓音を!」という希望への掛け声のもと、復興計画策定のお手伝いをしてきた各市町村と復興まちづくりの覚書や協定を締結することになり、今度は本社広報チームと連携して、現地での式典の準備、記者発表、取材対応、写真撮影など、東北では全くといいほど無名な「UR」のPRに努めた。そして、4月には組織が事務所から局となり、100人超の大幅な増員となるため、局の引越しと沿岸市町村に拠点事務所を設置することになった。業務は多忙を極めたが、心強いチームメンバーとともに事務所賃貸借契約、備品の調達、電話やLAN回線の開通など役割分担を決めて業務を行った。しかしながら、建物が津波

によって破壊された町には、賃貸オフィスなどは皆無。プレハブの事務所ができるまでの間、陸上競技場の審判記録員室で業務を行った女川事務所、寒い寒いユニットハウスで業務を行った南三陸事務所など、一定レベルの執務環境を整えるには時間を要した。

私は、どんな環境下でも志高く奮闘する職員をたくさん見ながら、どんな仕事でも「この仕事が、震災復興につながる」という強い思いで、被災されて困っている方たちのため、職員のためになるならと仕事を進めてきた。現在は、広報チームで復興支援広報を担当しているが、災害公営住宅の完成や市街地整備の進捗状況など、漏らすことなく自社媒体に記録し、同時に全国へ情報発信できるように心掛けている。

組織として、後方支援はとても重要

岩手震災復興支援事務所 支援調整第1チーム(当時) 尚樹 靖節

URから「復興支援に協力してもらえないか」と依頼を受けたのは、URを退職して8年目のときだった。もちろん不安や迷いもあったが、何より被災地のために力になりたいという使命感と、またそれに対する家族の理解を得られたことで、平成24年1月に着任を決意した。任務は現地の借り上げ宿舎物件および宿舎建設用地を確保することだった。

当時は、沿岸部のみならず岩手県全体で住宅が不足しており、物件情報収集のため、地元不動産業者と関係を築くことが必須だった。特に沿岸部においては、新規物件の建設情報をいち早く入手することが求められ、ハウスメーカーなどもネットワークを構築した。当初被災地でのURの知名度は低かったが、事業が進むにつれ信用度も上がり、次第に協力体制を得られるようになった。

釜石宿舎については、入居職員がこれまでの生活環境と大きく異なった環境にあることから、特段の配慮を要した。近辺に飲食店が少ない環境を考慮して食堂を併設し、調理師協会を通じて地元の調理師の方に朝晩の食事提供を依頼した。また、東北特有の「やませ」*がもたらすカビや冬場の強風対策に当たっては、本社会計チームと協力して説明会を開き、さらに「水抜き」の作業説明や、「入居者の手引き」の作成を行うなどして、入居職員に対してできる限り丁寧な対応を心掛けた。

円滑な事業推進には、現場の最前線で業務に従事する職員の執務環境・生活環境を整えることが不可欠である。そのような「後方支援」は地味ではあるが、本来業務を進めるに当たり非常に重要な役割を担っている。今後にも備え、平時よ

り組織として体制・制度を整え、マニュアルを整備しておくべきだと強く感じている。

*夏季に吹く涼涼潤潤な北東風



釜石宿舎の食堂

6. 震災復興支援の3年間を振り返って

震災事業の初期段階の「総括」が重要

震災復興推進役 小山 潤二



東日本大震災が発生してから3年が経過し、UR都市機構の震災復興支援事業は、復興市街地整備事業、災害公営住宅整備事業とも最盛期を迎えようとしている。この3年間の復興支援の経緯は第2章で詳細に述べられているが、おおむね3つの段階で行われてきた。

第1段階は、被災自治体の復興計画策定の支援で、要請のあった自治体にUR職員2人を派遣するかたちで行った。しかし、各自治体によって差はあるが、実務レベルまでUR職員派遣の趣旨が理解されていないこと、「派遣」という立ち位置の曖昧さなどにより、計画策定以外の雑務的業務に従事した職員もいて、計画にURの意思を十分に反映できたとは言い難い。

第2段階は、事業実施を前提にした復興市街地整備の事業計画策定受託、災害公営住宅の基本計画検討の段階である。この段階に至ってURの役割が明確になるとともに、現地に事務所を設置しURの業務の実施体制も組織的なものになった。しかし、前提となる市町の計画の精度の粗さ、不十分な現地の条件の把握などにより、計画の大幅な修正が必要な場合も多々あった。

第3段階は、事業実施の段階である。市街地整備については事業受託方式、災害公営住宅建設については買取方式での事業実施である。この段階でURの事業の実施体制は大幅

に拡充されたが、事業量との対応でいうとマンパワーは不足していた。そのため従来とは異なる業務方式を採用し、民間のマンパワーを最大限活用するなどの工夫が必要となり、市街地整備においてはCM方式、災害公営住宅建設においては基本実施設計・施工一体発注方式などが導入された。これから、これらの方式を駆使して、事業のコスト管理とスケジュール管理がURの大きな課題となる。また、ハードな事業にとどまらず、総合的なまちづくり、家づくりに積極的に取り組むことが重要である。それを成し遂げてはじめてURは広く評価されたいと考えている。

復興事業は、URが関与していない事業も含めて総体的に初期の段階から事業最盛期に移行した。しかし、この初期段階の「総括」をURだけではなく、国、県、被災自治体、被災住民など関係者の間で、記憶が鮮明なうちに十分に行うことが重要である。復興事業の内容やスピードは初動期の対応で決まると言うべく、将来確実に起きるといわれている大規模災害の復興に資するためにも…。

終わりに、この機会に改めて、3年間東北の厳しい業務環境、居住環境の中で奮闘してくれたUR職員の皆さんに心からお礼を申し上げます。また、復興の現場を直接的、間接的に支援、協力をいただいた本社をはじめ各支社・本部の皆さんに感謝を申し上げます。

多くの方々への感謝と組織としての継承

前宮城・福島震災復興支援局長 茂木 貴志



平成23年7月に着任し、2年9カ月復興支援に携わりました。振り返ると、最初に被災地に接した際の感覚が鮮明によみがえってきます。あまりにも甚大な被災状況に言葉を失ったこと。全てが失われた状況に復興への使命感がかき立てられ身が引き締まる思いがしたこと。今、URが復興事業を加速させていると評価してもらえる状況まで至ったこと、在任中に災害公営住宅の入居にこぎ着け被災者の笑顔に出会えたことに、復興支援の第1走者として安堵と喜びを感じています。

ここに至るまでには多くの方々のご協力がありました。URに期待を寄せ、ともに尽力していただいた公共団体の方々、CM方式などの新しい試みに積極的に対応していただいた民間会社の方々、そしてノウハウと使命感にあふ

れる仕事ぶりで活躍してくれたUR職員の面々も含め、関係した全ての皆さまに感謝申し上げます。

ただ復興はいまだ道半ばです。一刻も早い完成に向け、地元からURに寄せられる期待はますます高まっています。さらに復興を加速化し期待に応えられるよう、また超高齢化社会と人口減少に直面する我が国のモデルとなり、東北らしい地域の輝きを取り戻す復興が実現できるよう、現地のUR職員の皆さまにはソフト面での展開も含め、より一層の奮闘をお願いします。

また、今後想定される大災害時にもURが被災地の期待に応え得るには、ノウハウと遂行力を組織として継承していくことが重要と痛感しています。復興の当事者の一人として、この面でもお役に立てればと思います。

持続するまちづくりを進め、地元経済を活性化

前岩手震災復興支援局長 佐々木 功



大震災直後に私に電話があったのが3月下旬のことでした。私の出身地の岩手県から支援要請が出そうで、至急現地に行くようにと。秋田空港から盛岡入りしたのが4月2日で、翌日から支援依頼のある7市町村を巡りました。4月1日の岩手県知事の関係省庁への緊急要望の具体事項のトップに国およびURの支援強化が掲載されて、連休前には、各役場にUR職員2人を派遣して、役所の復興計画策定支援に最初から携わりました。この迅速さが、URの被災地での関係構築に役立ち、現在、宮古市から陸前高田市までの主だった市街地で、URが市街地整備事業を包括的に受託しております。

岩手県下のURが支援する復興事業は、現在まで、横一線で、大筋、工程表通りに進行中です。これは、地元の結束力の固さ、粘り強さが背景にあると感じておりますが、URのニュータウン事業の経験(特に経験則)、組織

力も貢献したとよく耳にいたします。受託事業における市町役所とURのパートナーシップ形成については、合意形成や計画設計などのまちづくり業務を通じて、また定例会などへのURの参画などを通じて強化されています。

私が、復興支援業務を通じて基本的スタンスとしたことは、第1に市町のまちづくりのパートナーであること。第2に見えざる復興時計を常時意識してスピード化に切磋琢磨すること、第3に地域に根差した持続するまちづくりを進めること、第4に地元経済活性化に貢献することです。そして、講演会や新聞取材を通じて、地元にかかれたURの姿勢や取り組みを強調させていただきました。

復興まちづくりもハード面からソフト面へと重点が移行してはいますが、一日も早い今後のさらなる復興事業の円滑な進捗を関係者の一人として期待しております。

被災地産直品販売、Tシャツ、義援金など

被災地産直品販売

URでは、さらなる被災地支援を検討し、UR賃貸住宅やURが開催するイベント内での被災地産直品販売の提案を行ってきた。

URが現地に設置した各震災復興支援局（当時）を通じて地元自治体などに打診したところ、福島県観光交流局県産品振興戦略課（福島フードライブ）および岩手もりおか復興ステーション（SAVE IWATE）から実施の意向が示され、平成24年度は西上尾第一団地（埼玉県上尾市）ほか計6団地の青空祭りなどで出店いただいた。

平成25年度には、岩手もりおか復興ステーションのほか遠野まごころネットが加わり、新所沢けやき通り団地（埼玉県所沢市）ほか計11団地の夏祭りや青空祭りなどに出演いただき、特産品である和グルミや南部せんべい、復興ぞうきんなどが販売された。

出店者からは、震災後2年を経過してもなお復興には遠い被災地の現状を広く皆さんに知ってほしいという声があった。また団地にお住まいの方からは、震災当時の様子や被災地の現状などを聞くことができよかったといった声があった。

また、茨城県つくば市でURが主催した「チビッコ研究学園祭」のイベントでは、復興庁後援のもと「結の場 いしのまき復興マルシェ」を同時開催し、石巻市内の水産加工業者8社に出店いただいた。



URが作製したオリジナル復興支援Tシャツ

復興支援Tシャツ

より被災地と一体となって復興支援に取り組んでいくため、現地職員は積極的に地元イベントへ参加しており、その際に着用することを目的にオリジナル復興支援Tシャツを作製した。Tシャツの背面には「けっぱっぺし がんばっぺし がんばっぺ」と、それぞれ岩手県、宮城県、福島県で「がんばろう」を意味する方言がデザインされており、地元の方々に溶け込み、まちを盛り上げる一助となっている。



Tシャツを根本復興大臣へ

義援金

被災者の方々への救援および今後の復興に役立てていただけるよう、UR

においても義援金の募集を行い、882万4891円を日本赤十字社を通じて送金を行った。



「岩手もりおか復興ステーション」の皆さま



「結の場 いしのまき復興マルシェ」販売ブース



第3章

復興まちづくり 概要 (22自治体への支援事業)

復興支援事業 1

岩手県九戸郡 | 野田村

被害状況

津波による浸水状況	面積	2km ²
人的被害	死者	39人
	行方不明	0人
住宅家屋被害	全壊	311棟
	半壊	168棟

村職員と机を並べて スムーズな事業進捗

被災状況と復興計画

野田村は岩手県北東部に位置し、震災後、NHK朝の連続テレビ小説「あまちゃん」の舞台となった久慈市の南側にある。ホタテやワカメなどの養殖漁業や「のだ塩」の製塩業が古くから盛んであった。

東日本大震災では死者39人を数え、可住地面積の約20%が浸水被害に遭うなど大きな被害を受けた。村内の行方不明者は平成23年3月中に全て発見され、復興に早期着手できた点はその後の復興事業の進捗にも大きく影響している。

村は、平成23年11月に「安全・安心で活力あるむらづくり」を基本理念とした復興計画を策定した。防潮堤の建設や嵩上げ、高台移転によって復興市街地整備を行うほか、災害公営住宅を岩手県と野田村で101戸建設する計画となっている。

UR都市機構の役割

URは、平成23年4月から職員2人を派遣し、復興計画の策定支援などを

行った。翌年4月には村長から土地区画整理事業の事業計画策定のための職員派遣を依頼され、同年6月に村と「復興まちづくり総合支援事業業務委託契約」を締結、その後、7月からは職員2人を村役場に派遣した。派遣職員は、平日は村内や久慈市内のホテルに宿泊し、役場では村職員と机を並べて土地区画整理事業の事業計画策定支援に当たった。村長からも「村の職員と同じ立場で復興事業に携わってもらったことが、事業がスムーズに進んだ要因の一つ」との言葉をいただいている。平成26年3月末、事業コーディネートの完了により、野田村におけるURの支援も完了。村長からは感謝状が贈られた。なお、具体的な事業については、



被災後の城内地区空撮



村役場内執務室
(中:小田野田村長、
右:UR高橋氏=当時野田村担当)



支援地区内で住宅再建中

村が整備を進めている。

現在の進捗と今後の予定

野田村は平成24年4月に防災集団移転促進事業2地区(城内地区、米田・南浜地区)の国土交通大臣同意を得た。これは、被災地では3例目、岩手県内においては初である。

災害公営住宅については、平成25年3月に岩手県が建設した木造長屋2階建ての住宅4棟8戸が県内第1号で竣工し、続いて翌年1月にも木造平屋建て9棟18戸が竣工し、既に入居している。

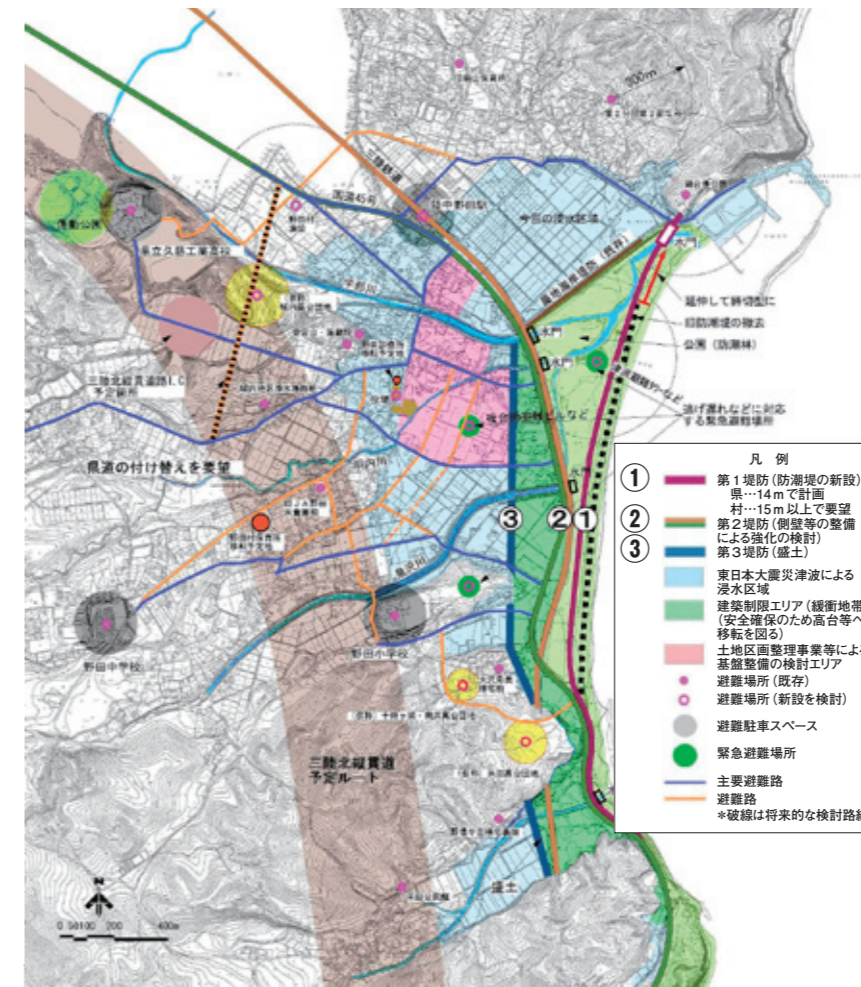
支援地区概要

復興市街地整備	地区名	面積	事業手法	事業期間(年度)
	城内	13ha	区画整理(コーディネート)	H24~27



地図使用承認 © 昭文社第53G125号

野田村東日本大震災津波復興計画



地元自治体からのメッセージ

野田村 小田祐士 村長



かけがえのない尊い生命と貴重な財産、歴史、思い出を奪われるとともに、商店街や住まい、働く場、交通網、漁港など広範囲にわたり壊滅的な被害を受けた東日本大震災大津波から3年が経過しました。

この震災から立ち直るべく、平成23年11月には「安全・安心で活力あるむらづくり」を基本理念とした復興計画を作成し、現在は、この計画に基づき事業を実施しているところです。

被災直後の混乱の中で、復旧・復興に取り組んでいかなければならないというときに、URから支援をいただけるという話を頂戴し、以来、復興計画の策定から事業のコーディネートまで数多くの業務をお願いし、村と一体となり、誠心誠意、取り組んでいただきました。

おかげさまで、村の復興事業も着実に進捗し、城内地区の土地区画整理事業につきましても、県内で最も早く仮換地指定を行って工事に着手し、一部使用収益開始まで進むことができました。これもひとえに、URのご支援の賜と、大変、感謝しているところであります。

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 城内

県内最速で仮換地指定

城内地区は行政機能や商店街が並ぶ村の中心市街地となっていたが、津波によって大きな被害を受けた。

そこで、二度と同様の被害を受けないために、第1堤防を岩手県が14mの高さで再整備し、その後背に三陸鉄道と国道45号の第2堤防、さらにその後背に高盛土をして第3堤防とする。この高盛土から海側は建築制限エリアとなり、一部を都市公園事業(約19.3ha)で整備する。一方山側では、城内地区土地区画整理事業(約12.9ha)を平成27年度までの期間で行い、上下水道や道路の整

備などが行われる。平成25年10月には岩手県内初の仮換地指定を地区の約7割の範囲で行い、既に一部で住宅の建築工事が始まっている。

凡 例	
住居系	商業系
工業系	公共施設
災害公営住宅	区画道路
特殊道路	河川・雨水処理施設
公園・広場	施行地区界

城内地区土地利用計画図



復興支援事業 2

岩手県 | 宮古市

被害状況

津波による浸水状況	面積	10km ²
人的被害	死者	473人
	行方不明	94人
住宅家屋被害	全壊	2767棟
	半壊	1331棟

森・川・海との共生を目指して ～多重防災型まちづくり～

被災状況と復興計画

宮古市は三陸復興国立公園のほぼ中央に位置する本州最東端のまちである。港まちとして栄えてきたほか、浄土ヶ浜や三王岩など観光地としても有名である。東日本大震災では死者・行方不明者が550人を超え、「万里の長城」とも呼ばれた巨大防潮堤が破壊されるなど、大きな被害が生じた。

市では平成23年6月に「宮古市震災復興基本方針」を定め、それに基づき同年10月に「宮古市東日本大震災復興計画【基本計画】」を、翌年3月には「宮古市東日本大震災復興計画【推進計画】」を策定し、「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまちの実現に向けて、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」を柱とした復興まちづくりに取り組んでいる。

UR都市機構の役割

URは平成23年4月より、延べ4人の職員を派遣し、復興計画の策定支

援を行った。翌年4月には市と「東日本大震災に係る宮古市復興整備事業の推進に関する協力協定」を締結した。平成25年4月には現地に宮古復興支援事務所を開設し、平成26年4月現在12人体制で復興まちづくりを支援している。

復興市街地整備事業では、市内で整備予定の17地区のうち、特に被害が甚大だった田老地区と、宮古漁港を擁する^{くわがさき こうがんじ} 鉾ヶ崎・光岸地地区について、土地区画整理事業などを市から受託し、ともに整備を進めている。また、市内に整備予定の災害公営住宅については、県と市で建設を進めている。

現在の進捗と今後の予定

田老地区については平成25年4月に、鉾ヶ崎・光岸地地区については同年6月に事業受託し、両地区とも既に工事着手しており、平成26年度中に一部宅地の引渡し開始を目指している。

地元自治体からのメッセージ

宮古市 山本正徳 市長



宮古市は東日本大震災において大きな被害を受けました。特に田老地区は「万里の長城」とまで呼ばれた防潮堤を築くなど、「津波防災の町」として安全なまちづくりを進めていましたが、180人を超える方が犠牲になってしまいました。

宮古市の復興に向けて、「宮古市東日本大震災復興計画」をもとに、復興まちづくりに向けて住民や関係機関との協議を重ね、早期に事業化に努めてまいりました。URには、特に被害が大きく広範囲で復興まちづくりを行わなければならない田老地区の土地区画整理事業と防災集団移転促進事業、宮古の基幹産業が数多く被災した宮古港を中心とした鉾ヶ崎・光岸地地区の土地区画整理事業をお願いしています。田老地区は移転先となる高台の造成が進み、復興が進んでいることが分かるようになってきました。

一日も早い復興のため、事業の推進はもとより、コミュニティや生業の再生にも引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

支援地区概要

復興市街地整備	地区名	面積	事業手法	事業期間(年度)
	田老	44ha	区画整理 集団移転	H24~27
	鉾ヶ崎・光岸地	24ha	区画整理	H25~27

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 田老

二度と津波被害を受けないまちに

田老地区では、土地区画整理事業と防災集団移転促進事業によって復興まちづくりを行う。浸水被害のあった中心部約19haで、土地区画整理事業によって道路・公園などを整備する。また、国道45号を山側へ移設し、そこから山側を約1.5m程度高上げて集約化した住宅用地や商業用地とする。海側から防潮堤の間は産業地や広場などを集約して非居住エリアとする。宅地の整備に当たっては、権利者の方々から起工承諾を得ることで、基礎撤去や下水道工事などに早期着手できた。

防災集団移転促進事業は被災した住宅の移転先として約25haの高台住宅団地を整備する。宅地はT.P.+30mから59.5mの間で段々に造成され、集会所や診療所などの公共・公益施設や災害公営住宅も市によって整備される。既

に用地取得と樹木伐採を終え、高台の土砂搬出と整地工事を行っている。

当地区の工事においてはCM方式を活用し、高台の造成と市街地の再整備を一体的に進めている。同方式の導入

事業費	129億円
地権者数	約470人
事業認可等	H25.1(集団移転)、H25.5(区画整理)
事業受託	H25.4(集団移転)~

により、大型重機の使用などの技術提案がCMRよりなされ、工期を短縮することができた。平成26年度末には一部宅地を引渡す予定である。



完成イメージ

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 鉾ヶ崎・光岸地

港町・宮古の早期復興

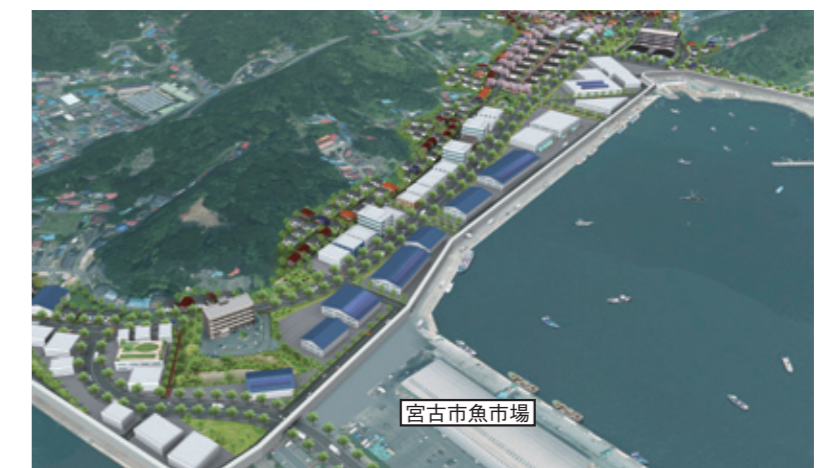
鉾ヶ崎・光岸地地区では、魚市場や水産加工関連施設と、その後背にあった住宅が被災したため、早期の生活再建と漁業・水産加工業など生業の再生が急務となった。

そこで当地区では、岩手県が実施する防潮堤の整備と併せて、URが市から土地区画整理事業を受託し整備を行うこととなった。当地区では、従来の2~4m程度であった狭隘な道路を5mに拡幅し、低地部からの避難路を整備する。また地区を南北に縦貫するメインとなる通りを17mに拡幅し、一部ラウンドアバウトと呼ばれる円形交差点を設置する。このメインの通りから海側に水産加工関連施設を集約・拡張し、住宅は地区西側または北側のやや高台となっているエリアに集められる。

当地区でも起工承諾を得て工事の前

倒しを行い、建物基礎の撤去などを進めている。また、稼働中の水産加工施設などに配慮しながらさまざまな工種を同時並行的に施工する必要があるため、施工検討業務も組み込んだ詳細設計付き

の工事発注方式として、総合評価で施工者を決定した。現在、平成26年度末に一部宅地を引渡す予定で工事を進めている。



完成イメージ



地図使用承認 © 昭文社第53G125号

復興支援事業 **3**

岩手県下閉伊郡 | 山田町

被害状況

津波による浸水状況	面積	5km ²
人的被害	死者	682人
	行方不明	148人
住宅家屋被害	全壊	2762棟
	半壊	405棟

津波から命を守るまちづくり 碧い海とともに暮らす町

被災状況と復興計画

山田町は岩手県沿岸部のほぼ中央に位置し、カキやホタテの養殖など、漁業と水産加工業が主な産業となっている。東日本大震災では、死者・行方不明者が800人を超え、被災家屋が町全体の46.7%に上るなど、甚大な被害を受けた。

平成23年5月には「復興計画策定に向けた基本方針」を定め、同年6月には「山田町復興ビジョン」、12月には「山田町復興計画」を策定した。復興計画では「二度と津波による犠牲者を出さない」を大命題としている。

UR都市機構の役割

URは平成23年4月より、延べ3人の職員を町に派遣し、復興計画策定の支援を行ってきた。翌年1月には「復興まちづくりの推進に向けた覚書」を、3月には「東日本大震災に係る山田町復興事業の推進に関する協力協定」を締結して、町の復興整備事業の推進に協力することを約束した。平成25年4月には山田復興支援事務所を開設し、平成26年4月現在15人体制で町

の復興を支援している。

復興市街地整備事業は、町内6地区で進められており、URはそのうち大沢地区、山田地区、織笠地区の3地区について土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などを受託している。災害公営住宅は、町内に町が整備する予定の地区全てについて、URに建設要請がされる見込みである。また、平成25年度には、被災者の方の生活再建の判断材料となるよう、町が作成する「災害公営住宅・住宅再建ガイドブック」の作成支援を行った。

現在の進捗と今後の予定

織笠地区については平成25年4月に、大沢地区、山田地区については同年8月に町から事業受託した。3地区ともCM方式の活用による一体的業務受注者が決定しており、平成26年度中の宅地一部引渡し開始を目指して、既に工事着手している。災害公営住宅については、大浦(大浦第1)地区、大浦(大浦第2)地区、山田(山田中央)地区の3地区で建設要請を受け、現在、調査・設計を進めている。

地元自治体からのメッセージ

山田町 佐藤信逸 町長



当町は東日本大震災によって800人を超える犠牲が生じ、町の中心部も含めて多くの地区が被災し、住宅や生業の場が失われてしまいました。

震災から復興するべく、平成23年12月には「二度と津波による犠牲者を出さない」を大命題として復興計画を策定し、住民や関係機関との協議を重ねてまいりました。しかし、膨大な復興事業の量から、町役場の体制だけでは復興事業を進めることができないため、被災市街地のうち山田地区、織笠地区、大沢地区の3地区で土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などの市街地整備事業や災害公営住宅の建設をURにお願いしております。市街地整備事業では各地区とも工事が始まり、遅いといわれた復興事業がようやく目に見えて分かるようになりました。

まだまだ課題山積で困難事例が顕在化してきていますので、専門家集団であるURの力なくしては山田町の復興はあり得ないと思っています。今後もお一層のご支援を期待しています。

支援地区概要

復興市街地整備	地区名	面積	事業手法	事業期間(年度)
	大沢	22ha	区画整理 漁集強化	H24~28
織笠	15ha	区画整理 集団移転	H24~27	
山田	44ha	区画整理 津波拠点 集団移転	H25~30	
災害公営住宅整備	地区名	計画戸数	構造	完成時期(予定)
	大浦(大浦第1)	9戸	木造	H27.8
	大浦(大浦第2)	16戸	木造	H28.7
	山田(山田中央)	140戸	RC造	H28.9



地図使用承認 © 昭文社第53G125号

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 山田

町の中心市街地として 住宅・市街地・漁港の一体的再生

山田地区は安全な住宅地の整備、中心市街地として商業・業務などのにぎわい空間の再生、山田漁港や水産関連施設の再生が一体的に求められている。そこで当地区では土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、防災集団移転促進事業を組み合わせる復興市街地整備を行う。

防災集団移転促進事業では3カ所の高台住宅団地を造成し、土地区画整理事業では、高台造成で発生した土を使用して、JR陸中山田駅周辺約20.3haを平均3m嵩上げる。

津波復興拠点整備事業は2地区で実施するが、高台の公共防災エリアでは消防署や県立病院などを立地し、JR陸中山田駅東側の地区では商業・業務施設の集約を図る予定である。この商業・

業務施設エリアでは商工会や漁協などを委員とした「山田地区津波復興拠点活用検討委員会」を立ち上げ、共同店舗の建設や将来的に管理・運営を行っていくまちづくり会社の設立について協議を重ねている。

工事はCM方式を活用して、織笠地区と一体的に発注し、平成25年4月には受注者が決定、平成26年度末には一部宅地を引渡し開始し、平成30年度には工事完了となる予定である。



完成イメージ

事業費	229億円
地権者数	約500人
事業認可等	H25.1(集団移転)、 H25.11(区画整理・津波拠点)
事業受託	H25.8 (区画整理・津波拠点・集団移転)~

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 大沢

漁業集落を安全なまちに再建

大沢地区の復興方針は、防潮堤整備と嵩上げ、高台移転による安全な居住地の確保、生業の中心である大沢漁港の再生、水産加工施設などの立地誘導である。

防潮堤は岩手県によって建設され、水産加工施設などが防潮堤の海側に建設される予定である。居住地は、漁業集落防災機能強化事業によって高台に4団地(計4.8ha程度)を造成し、造成の際に発生した土を利用して低地部の約13.4haについて平均1m程度嵩上げを行う。これにより177戸(災害公営住宅を含む)の宅地が整備される。

土地区画整理事業は、漁業集落防災機能強化事業によって嵩上げされた区域の一部(約6.5ha)で実施し、漁村地域特有の細街路の改善と道路整備、敷地の整序を行う。

当地区の工事もCM方式を活用して進められ、平成25年11月に受注者が決定、現在、平成26年度の工事本格

化に向けて関係機関との協議や調整を行っている。工事は平成28年度に完了する予定である。



完成イメージ

事業費	86億円
地権者数	約160人
事業認可等	H24.6(漁集強化)、 H25.12(区画整理)
事業受託	H25.8(区画整理・漁集強化)

復興支援事業 4

岩手県上閉伊郡 大槌町

海の見える 美しい町の復興へ

被害状況

津波による浸水状況	面積	4km ²
人的被害	死者	853人
	行方不明	431人
住宅家屋被害	全壊	3092棟
	半壊	625棟

被災状況と復興計画

大槌町は、江戸時代から水産業が盛んなまちで、人形劇「ひょっこりひょうたん島」のモデルとされる蓬萊島が町のシンボルとなっている。東日本大震災では町の人口の約8%が亡くなり、この中には当時の町長をはじめとした町役場職員も多く含まれていた。

平成23年9月には住民主体で復興計画を策定することを決めた災害復興基本条例が制定され、各地域の復興計画をもとに同年12月に復興基本計画が策定された。その中で、「海の見える 美しいまち」を町の将来像として定めた。

UR都市機構の役割

URは平成23年4月より、延べ5人の職員を派遣し、復興計画策定の支援などを行った。翌年3月には「復興まちづくりの推進に向けた覚書」を、7月には「東日本大震災に係る大槌町復興整備事業の推進に関する協力協定」を締結し、町の復興整備事業の推進に協力することを約束した。平成25年4月には大槌復興支援事務所を設置し、平成26年4月より11人体制で町の復興を支援している。

復興を支援している。

復興市街地整備事業では、町内で整備する6地区のうち、中心市街地である町方地区の土地区画整理事業などを受託している。また、町が進める町方地区以外の5地区について、平成25年3月に「工事発注支援等の実施に係る相互協力協定」を締結し、CM方式を活用した工事および管理業務の受注者選定などを支援している。災害公営住宅については、町が整備する480戸のうち、要請受諾済地区のほかに町方地区などでもURが建設を進める予定である。

現在の進捗と今後の予定

町方地区では、平成25年3月に土地区画整理事業を受託し、同年6月にCM方式の活用による一体的業務受注者が決定、盛土工事を進めている。災害公営住宅については、6地区の建設要請を受けており、そのうち大ケ口地区、屋敷前地区はそれぞれ平成25年8月、11月に完成、入居が始まっている。さらに平成26年度中には、大ケ口二丁目地区、柵内地区も完成を迎える予定である。

地元自治体からのメッセージ

大槌町 碓川 豊 町長



あの忌まわしい3月11日、東日本大震災津波により大槌町は甚大な被害を受けました。市街地が壊滅し、役場機能も失われ、復興を進めるにはあまりに過酷な状況にありましたが、まちづくりの実績があるURに復興計画策定の段階からご支援いただき、歩み始めることができました。心より感謝申し上げます。

現在では、中心部町方地区の復興市街地整備事業や計6地区の災害公営住宅の建設をお願いしているほか、町内5地区の復興市街地整備事業については、発注する町の支援をしていただきました。昨年には町内に災害公営住宅が竣工し、完成を待ち望んだ町民に入居いただくことができ、このうちURに建設を要請した2地区91戸は木造の大槌らしい住宅として大変好評をいただいております。当時「周回遅れのトップランナー」と言われた大槌にどんだん復興の槌音が響いてまいりました。今後とも、一日も早いまちの復興のため、一層のご支援ご協力をよろしくお願いたします。

支援地区概要

	地区名	面積	事業手法	事業期間(年度)
復興市街地整備	町方	39ha	区画整理 津波拠点 集団移転	H24~29
	発注支援等	浪板ほか4地区	区画整理 集団移転 漁集強化	-
災害公営住宅整備	大ケ口	70戸	木造長屋	H25.8
	屋敷前	21戸	木RC 混構造長屋	H25.11
	大ケ口二丁目	23戸	木造戸建	H26.9
	柵内	13戸	木造戸建	H26.12
	町方(末広町)	52戸	RC造	H28.3
	寺野	27戸	木造	H28.2



地図使用承認 © 昭文社第53G125号

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 町方

コンパクトな市街地へ再編

町方地区では町の中心市街地として再生するために、岩手県が整備する防潮堤に加えて、土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、防災集団移転促進事業の3事業によってURが復興事業を実施している。

当地区は土地区画整理事業によって平均2.2mの嵩上げを行うとともに、区域を震災前の市街地の約半分に当たる約30haとし、コンパクトな市街地への再編を目指している。JR山田線より海側は非居住エリアとし、浸水時には浸水ポケットとして機能する計画としている。

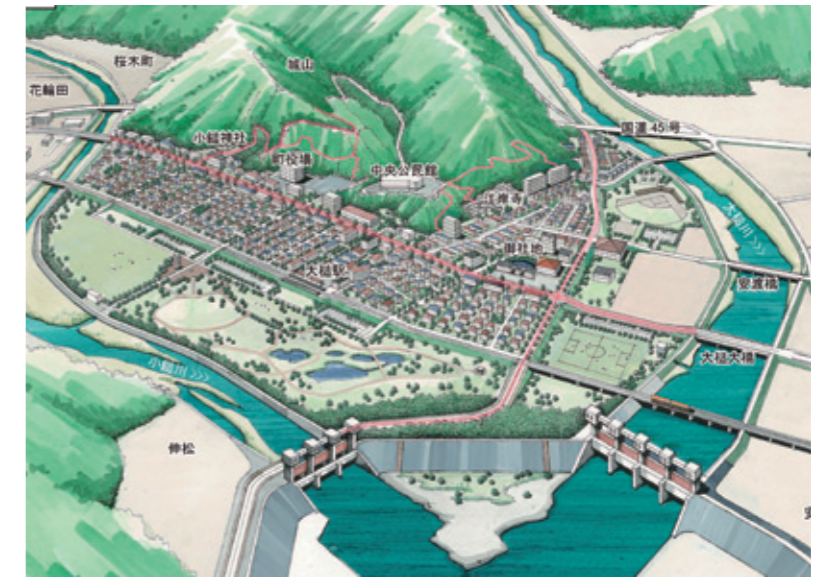
また防災集団移転促進事業によって、町の内陸部に住宅団地を整備する。旧町役場付近には津波復興拠点整備事業によって早期に商業や産業が再開できる区域を整備している。

土地区画整理事業は平成25年6月にCM方式の活用による一体的業務受注

者を特定した。並行して早期工事着手のため住民に起工承諾をお願いし、8月には現地着工した。当地区は自噴水が豊

事業費	145億円
地権者数	約810人
事業認可等	H24.9(集団移転)、 H25.3(区画整理)、 H25.8(津波拠点)
事業受託	H25.3(区画整理)~

富にあり地下水位も高いことから地盤対策も重要であり、先行盛土を行って施工方法や安定性などを検証している。



完成イメージ

PICK UP 地区 [災害公営住宅] 大ケ口

木材の約6割に大槌町産を活用

大ケ口地区は、震災時には老朽化した町営住宅が建っていたが、大槌川を遡上した津波によって床上浸水する被害を受けたため解体され、その跡地に災害公営住宅を建設することとなった。

町長からの「地元の木材を活用して、城のようなイメージにしてほしい」という依頼を受け、周辺との調和を図る低層住棟とするべく、東北の平城として名高い「志波城」(岩手県盛岡市)や「根城」(青森県八戸市)をイメージした木造の和風住宅となった。真壁風の白い外壁や木目調のサイディング、瓦をイメージした銅板屋根、山の稜線に合わせた切妻形状の屋根など、周辺との調和や維持管理の面にも配慮して設計している。また、地元へ供給を依頼することにより、木材の約6割に大槌町産を、約9割に



周辺との調和を図ったデザイン



東北の城をイメージした木造和風住宅

岩手県産を活用することができた。

当地区には集会所やコミュニティー広場を設け、入居者だけでなく周辺の住民

との交流ができるようにした。また、近隣住民同士で声掛けをしやすいよう濡れ縁を設けるなどの配慮をした。

復興支援事業 **5** 岩手県 | 釜石市

たわ
撓まず屈せず
スクラム釜石のまちづくり

被害状況

津波による浸水状況	面積	7km ²
人的被害	死者	989人
	行方不明	152人
住宅家屋被害	全壊	2957棟
	半壊	698棟

被災状況と復興計画

釜石市は岩手県沿岸南部にあり、製鉄業と水産業を中心に発展してきた「鉄と魚のまち」である。東日本大震災では、死者が1000人近くに上る甚大な被害があった。

市は平成23年4月に「釜石市復興まちづくり基本方針」を定めた。その後、委員会やワークショップなどを重ね、同年12月に「釜石市復興まちづくり基本計画スクラム釜石復興プラン」を策定した。その中で、市が目指すべき将来像として「三陸の大地に光輝き希望と笑顔があふれるまち釜石」を定め、4つの基本方針のもと、計画を推進していくこととしている。

UR都市機構の役割

URは平成23年4月より延べ6人の職員を市へ派遣し、復興計画の策定支援などに当たった。翌年3月には「復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換して相互の協力を確認し、さらに「東日本大震災に係る釜石市復興事業の

推進に関する協力協定」を締結。平成25年4月には釜石復興支援事務所を設置し、平成26年4月現在は職員13人体制で復興支援を行っている。

復興市街地整備事業では、市内21地区のうち、片岸地区、鵜住居地区、花露辺地区の3地区で土地区画整理事業などの事業を受託している。災害公営住宅については、市内で整備予定の1345戸のうち、花露辺地区などの住宅について建設を行う。

現在の進捗と今後の予定

片岸地区と鵜住居地区では、平成25年10月にCM方式の活用による一体的業務受注者が決定し、現在造成工事を進めている。花露辺地区では、既に戸建住宅敷地や先行整備部分の引渡しを行っており、平成26年度中の事業完了に向け整備を進めている。災害公営住宅については、平成24年3月に花露辺地区で建設要請を受け、平成25年12月に完成、既に入居している。

地元自治体からのメッセージ

釜石市 野田武則 市長



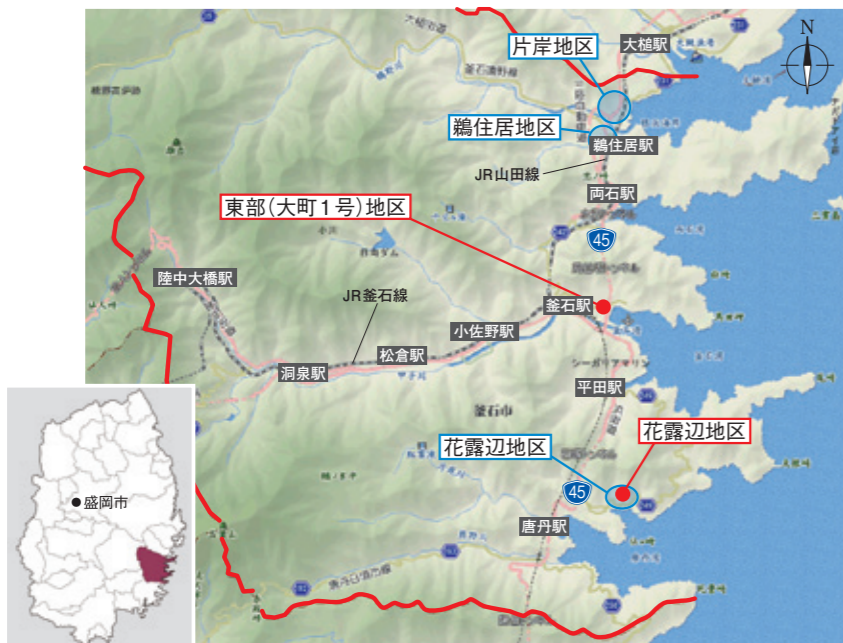
東日本大震災で「鉄と魚のまち」と呼ばれた釜石市も大きな被害を受け、多くの人命と生活が失われました。URには震災直後の平成23年4月より、復興計画策定の段階から支援いただき、同年12月には復興計画の策定ができました。

復興事業の推進に当たっては、市内でも特に被害の大きかった片岸地区・鵜住居地区において土地区画整理事業などを推進していただいています。また、市内でも最も早く復興事業に着手することができた花露辺地区では、災害公営住宅が昨年竣工して被災者が新たな住宅で新年を迎えることができました。生活再建と生業の再生が進み始めたものと思います。

まだまだ釜石市の復興も道半ばですが、市内の大型商業施設オープンや三陸鉄道の全線復旧などによって、人やもの、情報の交流拡大が見込まれます。今年が「本格復興」の実施の年であり、釜石の将来の希望をつくるためにも、どうぞ皆さまのお力添えをいただきますようお願いいたします。

支援地区概要

	地区名	面積	事業手法	事業期間(年度)
復興市街地整備	片岸	23ha	区画整理	H24~30
	鵜住居	60ha	区画整理 津波拠点	H24~30
	花露辺	1ha	集団移転 漁集強化	H24~26
災害公営住宅整備	地区名	計画戸数	構造	完成時期(予定)
	花露辺	13戸	RC造	H25.12
	東部(大町1号)	65戸	RC造	H28.3



地図使用承認 © 昭文社第53G125号

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 片岸・鵜住居

釜石市北部拠点の復興まちづくり

片岸地区においてはJR山田線より山側(一部海側を含む)の約23haを土地区画整理事業により平均1.1m嵩上げし、宅地や商業および工業用地を整備する。また、JR山田線より海側の隣接地では業務エリアや公園エリアの非居住地とし、市が企業誘致を行っている。

鵜住居地区では、約49haの範囲で土地区画整理事業を実施して平均1.7mの嵩上げを行い、住宅地や商業用地、下水処理場用地などを整備するとともに、国道45号の線形を整える。また、新たに整備される公園は、地域の方々とも協議して、お祭りなどにも活用できる配置としている。

さらに津波復興拠点整備事業により、JR山田線鵜住居駅前と鵜住神社に隣接する高台部の2カ所の整備を行う。鵜住居駅前については約2haの範囲に交流拠点となる地域交流施設や体育

館、追悼広場を整備し、高台部の約6haにおいては、平成29年春の釜石東

中学校と鵜住居小学校などの開校を目指して、造成工事を進めていく。



片岸地区完成イメージ(H25.3作成)



鵜住居地区完成イメージ(H25.3作成)

PICK UP 地区 [復興市街地整備・災害公営住宅] 花露辺

なりのわい
住まいと生業の一体的な再生

住民の多くが漁業を生業としている花露辺地区では、住まいと漁業関連施設双方を並行して整備することが求められた。復興計画ではこれまでと同様に防潮堤に頼らないまちとし、津波が襲ったT.P.+16mの高さに道路を設けてその下を非居住区域とする一方、高台に避難所機能を備えた集合住宅と戸建住宅敷地を整備するものとした。

災害公営住宅の建設には、高台にあった漁村センター跡地が利用された。URは、住民からの漁業集落ならではの要望に配慮して、「かけ下げ」という屋根付きの水場や玄関脇のかっぱ掛けのほか、高齢者に配慮した玄関のベンチや室内の様子がかがえる半透明の窓などを設置した。平成25年3月に着工し、同年12月に引渡しを行った。

また、災害公営住宅に隣接した場所には、防災集団移転促進事業によって戸建住宅敷地4画地を整備し、平成25年12月に全画地の引渡しが終了した。

一方漁業の復興については、非居住区域となる低地部に水産加工場などの用地を整備し、浸水高を考慮した高さに漁業集落道路を建設するなど、漁業集落防災機能強化事業をURが受託し整備を進めている。平成26年度に事業完了予定である。

事業費	13億円
事業認可等	H24.6(集団移転・漁集強化)
事業受託	H25.5(集団移転)~



地区の高台にたたずむ花露辺復興住宅



復興支援事業 6

岩手県 | 大船渡市

「災害に強いまち」へ 早期復興

被害状況

津波による浸水状況	面積	8km ²
人的被害	死者	415人
	行方不明	79人
住宅家屋被害	全壊	2789棟
	半壊	1148棟

被災状況と復興計画

大船渡市は岩手県沿岸南部に位置し、五葉山や碓石海岸などの景勝地を有するほか、大船渡港を中心に水産業が盛んなまちである。東日本大震災では死者が400人を超え、建物被害が全世帯の4割弱という大きな被害を受けた。

市は平成23年4月に「災害復興基本方針」、同年10月には「大船渡市復興計画」を策定し、市民ワークショップでの議論に基づき「命を守り、夢を育むまちづくりと防災に協働するまち大船渡」を目指すべき姿と定めた。

UR都市機構の役割

URは平成23年4月より、延べ4人の職員を市へ派遣し、復興計画の策定支援に当たった。翌年3月には「復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換して相互の協力を確認し、同年7月には「東日本大震災に係る大船渡市復興事業の推進に関する協力協定」を締結し、大船渡復興支援事務所を設置した。平成26年4月から11人体制で復興支援に当たっている。

復興市街地整備事業では、市の中

心部の大船渡駅周辺地区について受託し、市内で唯一の土地区画整理事業および津波復興拠点整備事業などを進めている。沿岸集落での防災集団移転促進事業については、全て市が整備を行っている。災害公営住宅については、市内で建設予定の790戸のうち507戸を岩手県が、市が整備する283戸のうち木造については市が、RC造についてはURが建設する役割分担となっている。

現在の進捗と今後の予定

大船渡駅周辺地区では、平成25年8月に事業受託し、同年10月にCM方式の活用による一体的業務受注者が決定、工事に着手しており、平成26年度より宅地の一部引渡しが行われる予定だ。災害公営住宅については、7地区で建設要請を受けており、そのうち平成26年4月に上山地区、平林地区の2地区、5月に宇津野沢地区、6月に赤沢地区が完成予定である。残り3地区についても、平成27年度中の完成を予定しており、現在、調査・設計および建設を進めている。

地元自治体からのメッセージ

大船渡市 戸田公明 市長



平成23年3月11日の東日本大震災で未曾有の被害を受け、400人を超える死者・行方不明者が生じ、自然の猛威を再認識することとなりました。平成23年10月には復興計画を策定し、復興に向けて動き出しました。再び津波が来ても「人が亡くならない」「家が流されない」ことを前提としたまちづくりを目指し、喫緊の課題である「住居の再建」と「生業の再生」を最優先に取り組んでいるところです。

URには本市の中心である大船渡駅周辺地区の市街地整備事業をお願いしており、既に盛土造成に着手されたことで復興の槌音が響くようになりました。災害公営住宅についてはまずは4地区65戸が今年完成予定であり、また一歩復興に向け前進することになります。

復興への道のりはまだ長く険しいものと思いますが、復興計画に掲げる「命を守り、夢を育むまちづくりと防災に協働するまち大船渡」の実現に向けて、今後ともご支援、ご協力をお願いいたします。



地図使用承認 © 昭文社第53G125号

支援地区概要

復興市街地整備	地区名	面積	事業手法	事業期間(年度)
	大船渡駅周辺	36ha	区画整理 津波拠点	H25~31
災害公営住宅整備	地区名	計画戸数	構造	完成時期(予定)
	宇津野沢	20戸	RC造	H26.5
	赤沢	23戸	RC造	H26.6
	上山	11戸	RC造	H26.4
	平林	11戸	RC造	H26.4
	川原	29戸	RC造	H27.5
蛸ノ浦	14戸	RC造	H27.5	
所通東	20戸	RC造	H28.1	

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 大船渡駅周辺

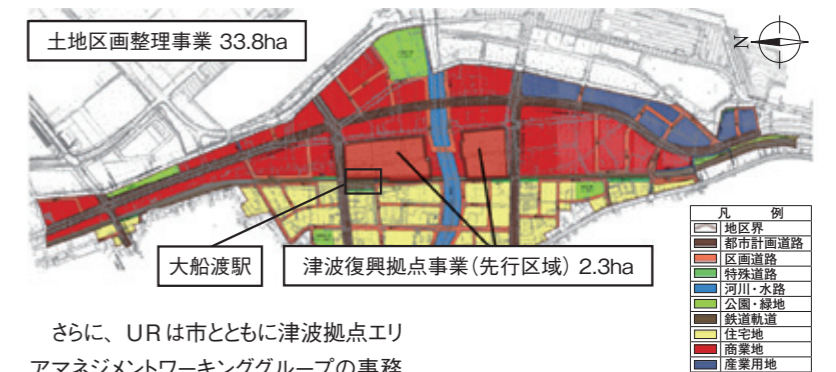
市、商工会、民間事業者と連携し中心市街地再生

大船渡駅周辺地区は、津波からの安全なまちづくりとにぎわいのある商業機能の集積を目指して、土地区画整理事業および津波復興拠点整備事業によって市街地の再生を行う。

土地区画整理事業では、JR大船渡線より海側には商業店舗を集約して居住を制限し、内水排除として嵩上げを行う。山側は5mまで嵩上げて安全な住宅地として自力再建を促進するほか、災害公営住宅の建設も予定している。

また、海側に約2.3haの津波復興拠点整備事業を導入し、地元商店街などの早期再建を図るため、先行的に整備を進めている。この区域には地元商店街や宿泊施設などを再建し、交通広場を設ける予定である。また、平常時の地域交流拠点と災害時の一時的な避難機能を併せ持つ公共施設が建設される予定であり、現在URは市から基本設計を受託している。

大船渡駅周辺地区土地利用計画図



さらに、URは市とともに津波復興拠点整備事業を導入し、地元商店街などの早期再建を図るため、先行的に整備を進めている。この区域には地元商店街や宿泊施設などを再建し、交通広場を設ける予定である。また、平常時の地域交流拠点と災害時の一時的な避難機能を併せ持つ公共施設が建設される予定であり、現在URは市から基本設計を受託している。

これらの事業を円滑に進めるため、CM方式を活用して工事を進めることとし、津波復興拠点整備事業のエリアを中心に造成に着手しており、平成30年度末には工事を終える予定である。

事業費	175億円
地権者数	約530人
事業認可等	H25.7(津波拠点)、H25.8(区画整理)
事業受託	H25.8(区画整理・津波拠点)



完成イメージ

PICK UP 地区 [災害公営住宅] 宇津野沢・赤沢・上山・平林

住戸プランの統一化で早期建設を実現

URが市から建設要請を受けた宇津野沢地区、赤沢地区、上山地区、平林地区の4地区については、各地区とも工事規模が小さく、単独発注では受注する者がいないことも懸念されることから、効率化を図るために4地区を一括で発注し、施工者を平成25年5月に決定した。同年6月には着工し、上山地区と平林地区は平成26年4月に、宇津野沢地区は同年5月に、赤沢地区は同年6月に竣工予定である。

住戸プランは、設計の効率化を図るためにほぼ統一されており、上山は1DK(約44㎡)、2DK(約56㎡)、その他3地区は2DKと3DK(約70㎡)の構成としている。

そのほか設計上の配慮として、全地



平林地区災害公営住宅

区のエントランスホールにたまり場となるベンチを配置し、平林地区では隣接する既存の公園との連続的な空間構成を図

るなど、入居者のコミュニティ形成の一助となるよう、工夫を施している。

復興支援事業 7

岩手県 | 陸前高田市

被害状況

津波による浸水状況	面積	13km ²
人的被害	死者	1599人
	行方不明	215人
住宅家屋被害	全壊	3805棟
	半壊	240棟

奇跡の一本松を復興のシンボルに 海浜新都市の創造へ

被災状況と復興計画

陸前高田市は岩手県南東部に位置し、かつては名勝「高田松原」が象徴となった自然豊かなまちである。東日本大震災では、河口部で13.8mもの高さの津波が約8km遡上し、甚大な被害をもたらした。市役所も被災したが、平成23年5月からは現在の庁舎で業務を再開し、復興計画の策定に着手。7カ月後の12月には「陸前高田市震災復興計画」を議決し、「『海と緑と太陽との共生・海浜新都市』の創造」を目指すまちの姿として定めた。

UR都市機構の役割

URは平成23年4月から職員2人を派遣し、津波到達点の痕跡調査から、マスタープランの作成、市街地整備スキームの検討など、復興計画策定の支援を行った。翌年3月には「東日本大震災に係る陸前高田市復興事業の推進に関する協力協定」を締結し、復興まちづくりの協働推進を約束した。市役所の一角にURの現地事務所を設置し、平成26年4月より17人体制で復興支援に当たっている。

市内で実施している復興市街地整

備事業のうち、防災集団移転促進事業については市が進めており、URは高田地区と今泉地区の土地区画整理事業などを受託している。災害公営住宅については、県と市により市内に計1000戸整備する予定だが、そのうち市が整備予定のRC造についてURが建設を行う予定だ。

現在の進捗と今後の予定

高田地区、今泉地区では、平成24年9月に先行地区について土地区画整理事業の事業受託をし、同年12月にはCM方式の活用による一体的業務受注者が決定、平成27年度中に一部宅地の引渡し開始を目指して現在工事を進めている。また土砂運搬のために活用されているベルトコンベヤーは、地元小学生により「希望のかけ橋」と名付けられ、親しまれている。

災害公営住宅は、現在、下和野地区、水上地区、大野地区、田端地区の4地区について、市から建設要請を受けURが整備を進めている。平成26年9月には、下和野地区120戸が市内で初の災害公営住宅竣工となる見込みである。

地元自治体からのメッセージ

陸前高田市 戸羽 太 市長



陸前高田市には名勝高田松原があり多くの観光客で賑わっていましたが、東日本大震災によって美しい松原と1700人を超える尊い生命を失いました。浸水域が約1300haと広大で、市役所も被災したため、復興の道のりが全く見えない状態でした。その中でURには平成23年4月から復興計画の策定を支援していただき、同年12月に無事に計画を策定することができました。

現在は、中心市街地である高田地区や今泉地区で300haを超える土地区画整理事業を委託し、市街地復興を推進していただいているほか、市内4カ所210戸の災害公営住宅の建設をお願いしています。これだけの大事業は市職員のみでは困難であり、URには本市の復興に大きな役割を果たしていただいています。

今年は「復興展開期」最初の年に当たります。今後も仮設住宅などで不自由な暮らしを余儀なくされている方々が一日も早く安心した暮らしを取り戻せるよう、復興を進めてまいりますので、一層のご支援をお願いいたします。



地図使用承認 © 昭文社第53G125号

支援地区概要

復興市街地整備	地区名	面積	事業手法	事業期間(年度)
	今泉	113ha	区画整理	H24~30
高田	189ha	区画整理	H24~30	
災害公営住宅整備	地区名	計画戸数	構造	完成時期(予定)
	下和野	120戸	RC造	H26.9
	水上	30戸	RC造	H26.12
	大野	40戸	RC造	H27.8
田端	20戸	RC造	H27.9	

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 今泉・高田

ベルトコン活用で事業期間6年短縮

市街地の復興に当たっては安全性の確保とにぎわいの再生を図ることとし、山林を切り開いた高台の住宅地とそこから発生する土砂を嵩上げに使った中心市街地を、震災前よりも山側に寄せて造成することとした。

今泉・高田両地区は土地区画整理事業によって新たな市街地を造る。一日でも早く住宅地を提供するため、開発規制の少ない部分を高台移転先として先行的に事業認可を取得した。平成26年2月には両地区とも全域で事業認可を得ている。

工事は平成24年12月に受注者が決まり、先行して事業認可を得た高台の造成工事や試験盛土に着手した。今泉地区の残土は高田地区の嵩上げに使用するため、ベルトコンベヤーを活用して運搬している。このベルトコンベヤーの導入により交通渋滞や事故を避けることができ、また2万m³(10tダンプトラック4000台相当)の土砂を1日で運搬することで、事業期間を約6年短縮できる見込みである。

平成27年度には一部の仮換地指定および宅地の一部引渡し予定であり、平成30年度の事業完了を目指している。

今泉地区・高田地区土地利用計画図



気仙川に建設されたベルトコンベヤー

PICK UP 地区 [災害公営住宅] 下和野

試験盛土による先行造成で着工1年前倒し

下和野地区は市の中心市街地で、東日本大震災の津波で約6m浸水した地域である。当地区はURが受託している高田地区土地区画整理事業地区内で、3~6m嵩上げが行われている。本来土地区画整理事業では事業認可後に嵩上げ工事に着手するが、当地区は先行的に着工している高台造成で発生した土を活用し、嵩上げの安全性を検証する試験盛土エリアで先行的に嵩上げをすることで、災害公営住宅の着工を約1年前倒しすることができた。

当地区の災害公営住宅は鉄筋コンク

リート造5~7階建てで、平成26年9月に竣工予定となっている。

1階部分には店舗などの生活利便施設を入れて居住者の利便性向上を図るほか、2階部分には回廊を設けてコミュニティの形成に寄与する設計とし、最上階には集会室を設けて、万が一の浸水時でも100人程度が避難できるようにしている。



完成イメージ

復興支援事業 8

宮城県 | 気仙沼市

被害状況

津波による浸水状況	面積	18km ²
人的被害	死者	1197人
	行方不明	234人
住宅家屋被害	全壊	8483棟
	半壊	2571棟

津波死ゼロのまちづくり ～高上げによる現地復興～

被災状況と復興計画

気仙沼市は、宮城県の最北端に位置し、全国屈指の水産都市として発展してきたまちである。東日本大震災では、市の基幹産業である水産業関連の事業所や、漁船の80%以上が被災するなど、甚大な被害を受けた。

平成23年10月、市は「気仙沼市震災復興計画『海と生きる』」を策定し、気仙沼の再生に取り組んでいる。市中心部においては、防潮堤・河川堤防の整備と、高上げによる現地復興型のまちづくりを計画しており、離半島部においては、高台移転による浜の再生を目指している。

UR都市機構の役割

URは、平成23年7月より、延べ4人の職員を市に派遣し、復興まちづくりの計画策定などの支援を行ってきた。翌年6月には、市と「復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換、また「東日本大震災に係る気仙沼市復興事業の推進に係る協力協定」を締結し、市の復興まちづくりを組織的に支援することとした。平成25年4月には気仙沼復興支援事務所を開設し、平成26年4月

現在16人体制で市の復興まちづくりを支援している。

復興市街地整備事業については、市内で行われる土地区画整理事業3地区のうち、鹿折地区と南気仙沼地区について、平成25年2月に事業を受託している。また、両地区では、ハード面の整備に加え、商業・産業誘致のためのソフト面での取り組みも行っている。災害公営住宅については、市内に約2200戸整備予定だが、そのうちURは市街地部のRC造の建設を行う予定である。

現在の進捗と今後の予定

鹿折地区、南気仙沼地区については、平成25年7月、CM方式の活用による一体的業務受注者が決定し、平成26年度中に一部宅地の引渡し開始を目指して工事が進められている。

災害公営住宅については、URは南郷地区、四反田地区、鹿折地区、南気仙沼地区の4地区についての建設要請を受け、整備を進めている。最も早い南郷地区では、平成26年度末に完成を迎える予定である。

地元自治体からのメッセージ

気仙沼市 菅原 茂 市長



本市では、東日本大震災によって1041人の尊い生命を失い、236人(平成26年1月14日現在)の方が行方不明です。復興事業はここ数年がピークになると考えておりますが、取り組むべき事業はあまりにも多く、これを着実に進めるためには、市民や企業、団体、議会など総力を挙げての取り組みが不可欠です。その中でURには平成24年6月の復興事業推進協定以降、鹿折地区および南気仙沼地区の土地区画整理事業や800戸を超える災害公営住宅の建設などにご尽力いただいているところで。大震災から4年目に入る本年は、市民がお互い笑顔で明日を語り合える「本格復興の年」を目指してまいります。URにおかれましても、復興事業のさらなる推進に向けて、一層のご支援をお願い申し上げます。



地図使用承認 © 昭文社第53G125号

支援地区概要

復興市街地整備	地区名	面積	事業手法	事業期間(年度)
	鹿折	42ha	区画整理	H24~29
南気仙沼	33ha	区画整理	H24~29	
災害公営住宅整備	地区名	計画戸数	構造	完成時期(予定)
	南郷	165戸	RC造	H27.3
	四反田	70戸	RC造	H27.9
	鹿折	284戸	RC造	H28.3
南気仙沼	320戸	RC造	H28.3	

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 鹿折・南気仙沼

地権者と企業のマッチングで早期復興

鹿折地区、南気仙沼地区いずれも、被災前は、市街地には住宅や工場が広がり、沿岸部には水産業関連施設が立地する地区であった。復興まちづくりに当たっては、土地区画整理事業により地盤の高上げを行うとともに、公共施設の再整備や住宅地と商業地の再編を実施し、安全な市街地の形成と産業の復興を推進する。

工事は、CM方式を活用し、両地区で一体的に発注を行っており、平成25年7月に受注者が決定、工事を進めているところである。また、地区内の災害公営住宅については、いずれも平成27年度末の完成に向け、敷地の高上げ整備を先行して行っている。

このようなハード面での事業に加え、URは市と共同で、商工会議所や宅地建物取引業協会の協力を得て「復興まちづくり事業者エントリー制度」を構築し、地区内の土地活用希望の地主と進出企業を募集しマッチングを行うなど、ソフト面での支援も行っている。これは、早期土地活用の促進や地域の中心核としてふさわしい機能の早期立地を目的としたもので、一日も早くまちがにぎわいを取り戻すことを目指している。

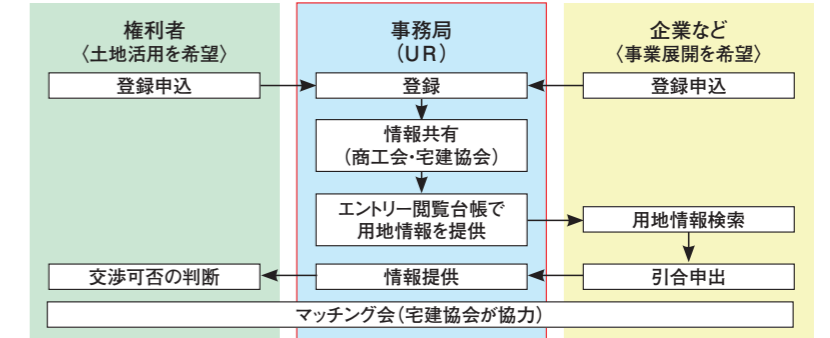
鹿折地区 土地利用計画図



南気仙沼地区 土地利用計画図



復興まちづくり事業者エントリー制度



PICK UP 地区 [災害公営住宅] 南郷

地域の避難所としても機能

南郷地区は、商業、住宅が混在した市街地にあり、気仙沼市の中心部としての地域を形成している。震災により廃校となった南気仙沼小学校跡地に、耐震性に優れた鉄筋コンクリート造による災害公営住宅の建設を進めている。併せて地域住民に開放され、災害時の避難所として備蓄倉庫が併設された集会所を整備する。なお、住棟は津波時一時避難ビルとして位置付けられる予定となっている。

住戸形式は、単身用からファミリータイプまで多様な世帯が入居できるよう配慮した1LDK~4DKおよび車いす対応住宅(2戸)を整備し、完成後も入居者と地域住民の交流によるコミュニティと安全な地域の形成を推進する。平成26年度末の完成に向けて、工事を進めている。



完成イメージ

復興支援事業 9

宮城県本吉郡 南三陸町

志津川ならではのまちづくりに向けて

被害状況

津波による浸水状況	面積	10km ²
人的被害	死者	619人
	行方不明	219人
住宅家屋被害	全壊	3143棟
	半壊	178棟

被災状況と復興計画

南三陸町は、東は太平洋に面し、三方を山に囲まれ、漁業・水産加工業を基幹産業としたまちである。東日本大震災では、過去の経験をもとに整備した防潮堤などの津波対策が全て破壊され、再び多くの犠牲者を出した。

町は、平成23年12月に「南三陸町震災復興計画」を策定し、「自然・ひととなりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち」への創造的復興を目指して動き出した。

UR都市機構の役割

URは発災4カ月後の平成23年7月から職員2人を町に派遣し、震災復興計画の策定などを支援した。平成24年8月には「東日本大震災に係る南三陸町復興事業の推進に関する協力協定」を締結し、町の復興整備事業の推進に協力することを約束した。平成25年4月には南三陸復興支援事務所を設置し、平成26年4月から15人体制で復興支援に取り組んでいる。

URでは、町の中心である志津川市街地において、土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業などを受託し、複合的な市街地整備を進めている。なお、沿岸集落の防災集団移転促進事業については、町が整備を行う。災害公営住宅については、町内での整備予定の770戸を宮城県、UR、民間事業者などで分担して建設することとしており、URは特に早期整備地区とURが市街地整備を進める志津川地区内の住宅を建設する。

現在の進捗と今後の予定

志津川地区では、平成25年4月に津波復興拠点整備事業について事業受託し、7月にはCM方式の活用による一体的業務受注者が決定。現在、平成26年度中の一部宅地引渡しを目指して、工事を進めている。災害公営住宅については、町から3地区の建設要請を受けており、そのうち入谷桜沢地区、歌津名足地区は平成26年7月に完成を迎える予定である。

地元自治体からのメッセージ

南三陸町 佐藤 仁 町長



昭和35年のチリ地震津波をはじめとした過去の経験から、災害に強いまちづくりを進めてきた町においても、東日本大震災では多くの尊い人命や財産を一刻にして失い甚大な被害を受けました。

当町では平成23年12月に定めた「南三陸町震災復興計画」の推進を一層加速させるため、平成25年度を「生活再建・住宅再建元年」と位置付け、町内20地区28団地に整備する防災集団移転促進事業および町内8カ所の災害公営住宅について、全地区で着工させるに至りました。URにおかれましては、それらの先頭を切って今夏に完成の運びとなる入谷地区および名足地区の災害公営住宅の建設とともに、当町の中心市街地である志津川地区のまちづくりをお願いしているところです。

心豊かな町民の暮らしの基礎は「家」にあり、本年は住宅建設やまちづくりの槌音をさらに確かなものとする必要があります。URにおかれましても引き続き「安心して暮らし続けられるまちづくりの推進」のため多大なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

支援地区概要

復興市街地整備	地区名	面積	事業手法	事業期間(年度)
	志津川	116ha	区画整理 津波拠点 集団移転	H24~30
災害公営住宅整備	地区名	計画戸数	構造	完成時期(予定)
	入谷桜沢	42戸	RC造	H26.7
	歌津名足	28戸	RC造	H26.7
	志津川東(第1)	82戸	RC造	H28~29年度



地図使用承認 © 昭文社第53G125号

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 志津川

志津川市街地における複合的なまちづくり

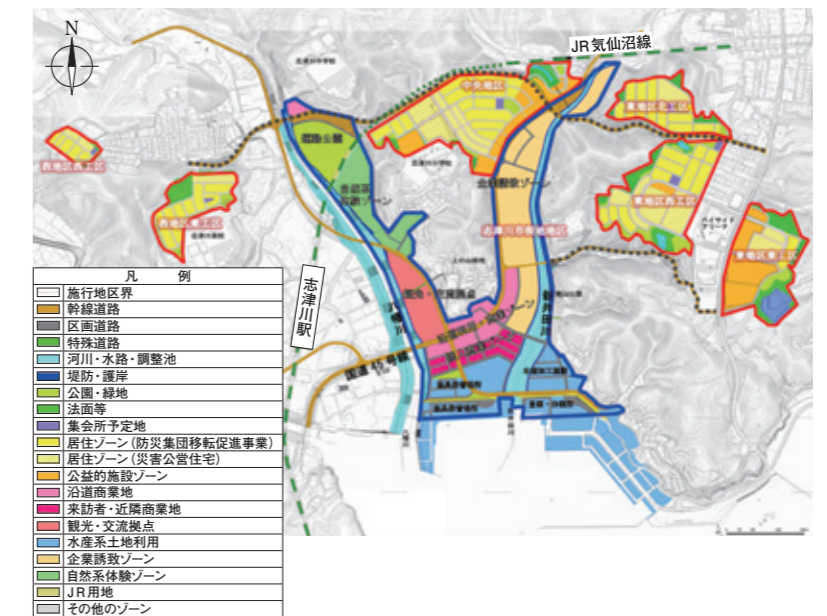
志津川市街地は、津波被害を受けた低地部の住宅を高台へ移転する「命を守る土地利用計画」を基本方針に、①住まいの確保と高台移転、②低地部では商業・産業や観光などによる非居住系の市街地整備、③避難路などの整備による防災まちづくりの3つを骨格として復興を推進している。

当地区では整備する高台を、東、中央、西の3カ所に分け、住宅市街地整備を進める。一方低地部では、国・県が整備する河川堤防、防潮堤、国道などの工事と調整しつつ、にぎわいや生業の早期の再生のため、町民の方々の再建の動きやニーズと連動して段階的に整備していく。低地部では夜間人口がゼロとなるため、高台に住まう町民の方々の利便や、新たな観光客の呼び込みにつながるまちづくりが求められており、引き続き志津川地区まちづくり協議会などと連携していく。

当地区の工事については、CM方式を活用し平成25年7月に受注者が特定

され、現在全ての地区で造成工事に着手している。平成26年夏ごろには志津川東地区(東工区)の公立病院で建設が始まり、その後順次災害公営住宅などの建設や戸建宅地の引渡しが始まる

志津川地区土地利用計画イメージ図



事業費	300億円
地権者数	約390人
事業認可等	H24.9(集団移転)、 H25.3(津波拠点一部)、 H25.10(区画整理)
事業受託	H25.4(津波拠点一部)~

れる。低地部は高台造成による発生土を用いた嵩上げを行いながら基盤整備を進め、平成27年夏ごろには先行街区の宅地造成が完了する見込みである。

PICK UP 地区 [災害公営住宅] 入谷桜沢・歌津名足

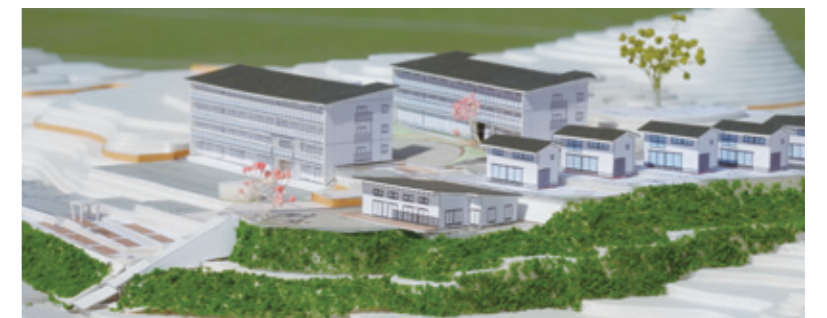
志津川市街地に先駆け先行整備

志津川市街地における災害公営住宅建設に先駆け、先行して着手可能な2団地(入谷桜沢地区、歌津名足地区)について、平成26年夏の完成に向けて建設を進めている。

小世帯向けは集合住宅、大世帯向けは戸建住宅という町の整備方針に基づき、戸建災害公営住宅については、地元の団体である南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会が担当する。

URでは、団地設計の当初から同協議会と連携して全体配置計画を策定、団地全体の造成を行ったうえで、集合住宅についてはURが、戸建住宅につい

ては協議会がそれぞれ建設している。両地区の地域性や地形条件は異なるが、斜面地の地形を生かした造成を行い、広場を囲むような配置計画、集会所や共同菜園の設置などで、地域のコミュニティと新たな暮らしが始まる団地のコミュニティの自然な重ね合わせに配慮した設計としている。



完成イメージ

千年に一度のまちづくりを全面的にバックアップ

被災状況と復興計画

女川町は、リアス式海岸が天然の良港を形成しており、養殖漁業や沿岸漁業、新鮮な魚介類を活用した水産業を中心に発展してきた。東日本大震災では死者・行方不明者など800人を超え、損壊建物は町全体の約90%という未曾有の被害を受けた。

平成23年9月、町は「とりもどそう笑顔あふれる女川町」を基本目標とした「女川町復興計画」を策定し、ふるさと女川の発展を目指したまちづくりに取り組んでいる。

町中心部においては、土地地区画整理事業、防災集団移転促進事業を組み合わせ、浸水区域の後背部の丘陵地を切土するとともに、山裾を嵩上げ盛土し、移転宅地と災害公営住宅を整備する宅地造成を行う。一方で、町役場や学校などの公共施設については、JR女川駅周辺に集約したコンパクトなまちづくりに取り組んでいる。離半島部(14の漁業集落)においては、高台の移転住宅地整備と浸水した漁業集落の再生を目指している。

この町全域にわたる大規模な復興まちづくりを、須田町長は「千年に一度のまちづくり」と呼び、関係者一丸となり、原状復旧にとどまらない新しい「港町おながわ」の再生に取り組んでいるところである。

UR都市機構の役割

URは、平成23年7月から職員2人を町に派遣し、復興まちづくりの計画策定支援などを行ってきた。平成24年3月には、町と「パートナーシップ協定」を締結し、中心市街地のほか離半島部も含めた町全体の復興に向けて、包括的、総合的に町をサポートし、協力して早期復興を図ることを確認した。続いて同年5月には「災害公営住宅の整備に係る基本協定」を、7月には「復興まちづくり事業の実施に係る協定」を締結した。さらに女川復興支援事務所を開設し、平成26年4月現在、職員29人体制で、町の復興まちづくりを支援している。

町では、土地地区画整理事業4地区、離半島部の防災集団移転促進事業

被災状況

津波による浸水状況	面積	3km ²
人的被害	死者	607人
	行方不明	262人
住宅家屋被害	全壊	2924棟
	半壊	349棟

12地区のほか、災害公営住宅整備事業、津波復興拠点整備事業、上下水道などの災害復旧事業、漁港施設機能強化事業および漁業集落防災機能強化事業など、多岐にわたる復興事業を実施している。URは、パートナーシップ協定に基づき、町からの受託により全ての復興市街地整備事業と災害公営住宅についてはRC造住宅の建設および木造住宅の買取業務技術支援を行っている。

現在の進捗と今後の予定

中心部の土地地区画整理事業においては、平成24年10月にCM方式の活用による一体的業務受注者が決定し、平成27年3月のJR石巻線復旧および女川駅再開に合わせて周辺エリアのまちびらきを行うべく、工事が進められている。

災害公営住宅は、町の第1弾として平成26年3月に女川町民陸上競技場跡地地区200戸が完成を迎えた。今後、町全体で約950戸の災害公営住宅を整備する予定である。



事業説明会でUR職員が地元住民に説明を行う

支援地区概要

地区名	面積	事業手法	事業期間(年度)	
復興市街地整備	中心部	区画整理 津波拠点 漁港強化	H24~30	
	離半島部	集団移転 漁集強化	H24~27	
地区名	戸数	構造	完成時期	
災害公営住宅整備	女川町民陸上競技場跡地	200戸	RC造	H26.3

地元自治体からのメッセージ

女川町 須田善明 町長



平成23年3月11日の東日本大震災により、本町は甚大な被害を受けるとともに、多くの尊い命を失いました。被災した町を早期に復興して安心して暮らせる町をつくるため、同年9月に「女川町復興計画」を策定しました。そのような中、女川町からURに対し包括的支援をお願いしたところ、翌年3月に「パートナーシップ協定」を締結し、本町の復興まちづくりをサポートしていただくこととしました。

これを皮切りにURには各種の復興事業に

ついてご支援をいただき、中でも陸上競技場跡地地区の災害公営住宅は本年3月に200戸の完成入居を迎えるなど、本町の復興に大きな役割を果たしていただいております。しかし、既に発災から3年が経過しているのも事実であり、平成26年度はまさに復興事業の正念場であります。引き続きURには「チーム女川」の一員として、多くの課題に着実にスピード感を持って取り組んでいただくことを心から期待いたします。

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 中心部

—平成27年3月 JR女川駅再開— まちびらきに向け急ピッチで進める大規模工事

女川町の土地地区画整理事業は中心部地区、荒立地区、宮ヶ崎地区および陸上競技場跡地地区の4地区に分かれており、そのうち中心部地区は、町の旧市街地のほぼ全体を含む面積約200ha、事業費約400億円、土工量約650万m³の大規模事業地区である。

事業の進捗としては事業認可を取得、現在は換地設計の作業や嵩上げ工事などを進めているところである。

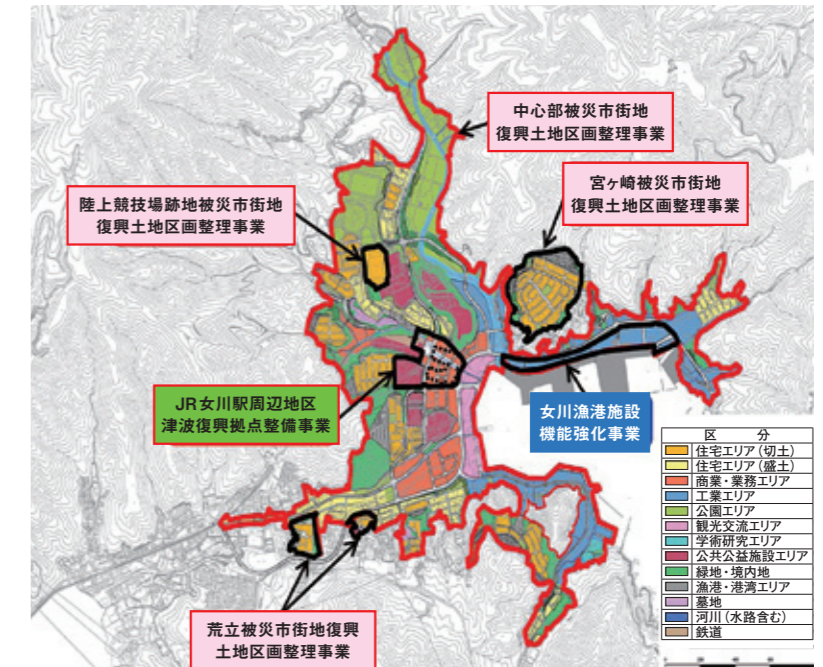
事業区域の中央部に位置するJR石巻線女川駅は被災により休止状態にあるが、平成27年3月に再開することを目標とし、平成26年4月には復旧工事がスタートする。

町は、女川駅の再開を皮切りに駅周辺部を段階的に整備し、まちの顔となる『にぎわい拠点』の早期形成を目指しており、女川駅前には商業施設などを集積させ、その中央部には駅と海を結ぶプロムナード(幅員15mの歩行者専用道路)を計画している。

また、高台住宅地や災害公営住宅の早期供給が喫緊の目標となっており、切土造成ならびに嵩上げ造成工事を一体的かつ早期に完了させるため、駅周辺の約24haの範囲を立ち入り禁止にしたうえで、約50トンの重ダンプトラックやブルドーザーなどの大型建設機械による大規模造成工事を行っている。

その一方で、時間の経過とともに、被

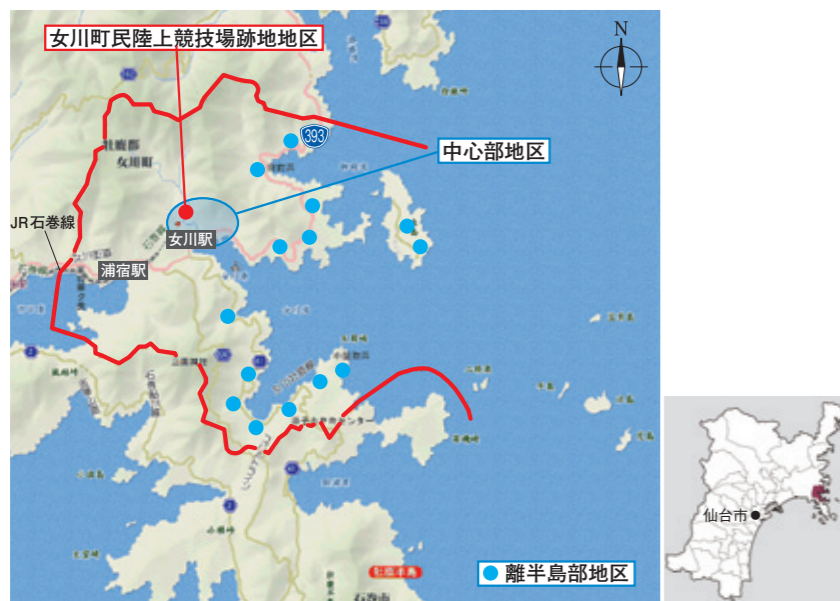
中心部土地利用計画図



事業費	534億円
地権者数	約1900人
事業認可等	H24.7(漁港強化)、 H24.9(区画整理一部)、 H25.3(津波拠点一部)
事業受託	H24.9(区画整理一部)~

災者の生活再建に係る意向が変化し、当初想定していた整備計画が実情に合わなくなっているという問題も生じている。平成25年3月より町民全体を対象に行った個別面談では、高台住宅地での自立再建希望者が計画戸数を大幅に下回る結果となったため、一部の高台住宅地において造成規模の縮小や整備見合わせといった抜本的な見直しを行うとともに、住宅配置計画全般について再検証し、同年12月には町中心部における新

しい宅地配置計画を定めている。また、優れた景観づくりと暮らしやすいまちの実現に寄与するため、平成25年9月に「復興まちづくりデザイン会議」が設置された。町民や専門家の監修のもと、宅地形状や公共空間整備計画の見直しが行われており、これらの検討結果を宅地造成計画や公共施設整備計画に反映させることで、将来にわたって無理なく維持発展が可能な市街地となるように取り組んでいるところである。



地図使用承認 © 昭文社第53G125号

PICK UP
地区 [復興市街地整備] 離半島部

漁業集落の再生に向け、 地元との協働で進めるまちづくり

町の離半島部に点在する14の漁業集落は、今般の震災でいずれも生業の場である漁港周辺の平地部が浸水し、高台への避難を余儀なくされた。

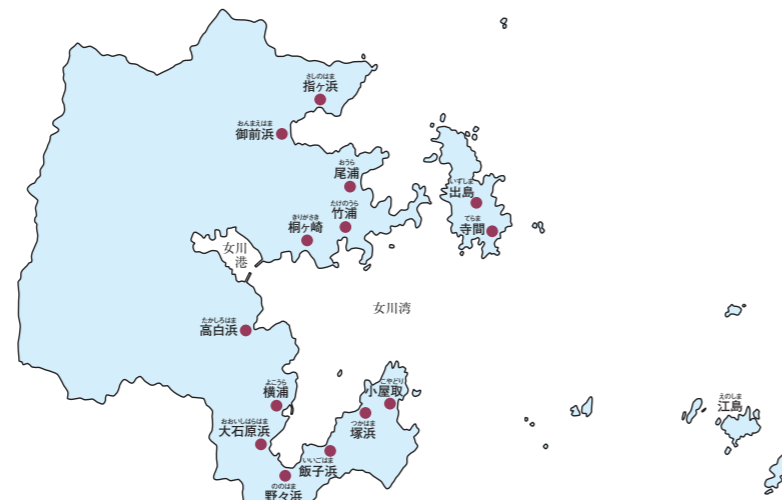
URは、町が平成24年7月に公表した防災集団移転促進事業計画のもと、同年9月に受託契約を締結し、離半島部における移転住宅団地の整備に係る業務を行うこととなった。

事業の性格上、漁港周辺から離れた高台に住居を整備するという計画内容になるため、従前は居住地と生業の場がほぼ同一であった町民から理解を得るには十分な計画内容の説明が必要であった。このため事業の推進に当たっては、住民懇談会を頻繁に行い、出てきた住民の意向を事業区域の設定や土地利用計画に反映することを繰り返し、一定のコンセンサスを得られた段階で用地買収を前提にした土地調査などに進み、底地権利者の筆ごとの境界立会を行ったうえで、立木等補償調査を行い、補償および用地売買交渉を行っていく。

こうした住民懇談会などを通じた地元との事業計画の擦り合わせは、多いところでは十数回、1年以上の期間を要した地区もある。そのようにして、計画内容が地元で受け入れられた地区から順次造成工事に入っていくため、各地区の進捗に差が生じている。

最も早く着工した出島地区(面積約1ha、24戸)については、平成25年3月に高台工事に着手し、平成26年1月に宅地が完成した。引き続き、戸建形式の災害公営住宅の建設に着手している。また、大石原浜地区でも宅地の造成工事が完了している。

女川町離半島部事業地区



事業費 137億円
事業認可等 H24.7(集団移転)、
H25.3(漁集強化一部)
事業受託 H24.9(集団移転)~



大石原浜地区 平成25年10月撮影



大石原浜地区 平成26年3月撮影

PICK UP
地区 [災害公営住宅] 女川町民陸上競技場跡地(運動公園住宅)

陸上競技場トラック跡に建設される県内最大級の災害公営住宅

女川町の災害公営住宅は、市街地中心部周辺で12地区約800戸、離半島部で14地区約150戸を整備する予定であり、その中で当地区は、他地区に先駆け平成24年5月に町より要請を受けて整備に着手した。

従前の陸上競技場は一周400mの競技用トラックを備えており、長年にわたり親しまれ活用されてきた町民の大切な施設であった。しかしながら、町は、町民からの早期の災害公営住宅供給の要望に応えるため、高台に位置して被災を免れた総合運動公園内の陸上競技場に、災害公営住宅を建設することを決断し、本事業が実施されることになった。

URは、平成24年11月より基盤整

備を開始し、翌年4月より住宅建設工事に着手、同年9月に入居者の募集を経て平成26年3月に完成・入居を迎えた。

200戸の集合住宅タイプの災害公営住宅は、宮城県内で計画されているものとしては最大級の規模のものであり、被災者の安心で快適な生活の場としての役割だけでなく、町民の新たな地域コミュニティ拠点としての役割を担うことが期待されている。

住戸プランは2Kから4LDKまで6タイプを用意し、敷地への入り口側に「マルシェ広場」、反対側に「お祭り広場」を配置し、それらを「みんなの道」でつないで車の入らない安全な共用空間の軸を形作っている。住棟内に配置されるコミュ

ニティプラザは集会室、ふれあいカフェ、心と体と暮らしのサブセンターの機能を整備し、コミュニティ形成に配慮している。また、住戸ごとの駐車場やトランクルームを敷地内に用意し、住棟のうち独立した1棟はペット共生住宅とするなど、事前の住民意向調査の中で聞き取った要望を取り入れる工夫がなされている。

そのほか、多くの町民が被災前は戸建住宅に居住していたことから、集合住宅での生活イメージを持ってもらうため、平成25年8月に地区に隣接する土地にモデルルームを設置・公開するなど、被災町民の生活設計の一助となるよう努めている。



平成25年7月撮影



平成25年10月撮影



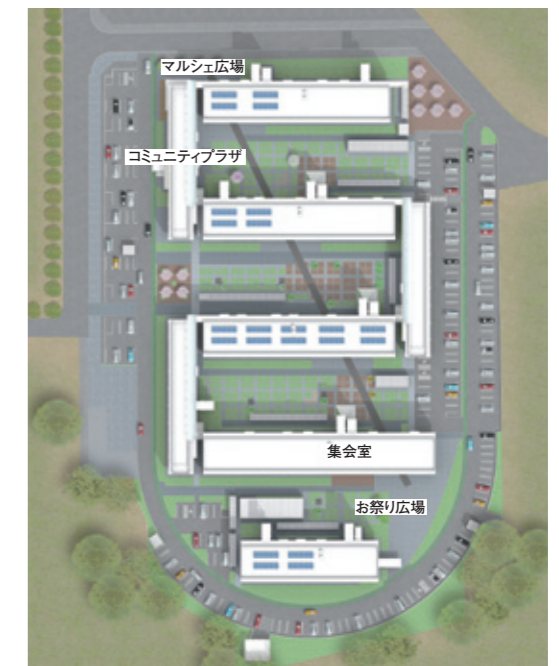
平成26年3月撮影



競技用トラックをモチーフにした案内板



敷地内をつなぐ「みんなの道」



配置図

被害状況

津波による浸水状況	面積	73km ²
人的被害	死者	3518人
	行方不明	439人
住宅家屋被害	全壊	1万9975棟
	半壊	1万3097棟

最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指して

被災状況と復興計画

宮城県内第2の人口を擁する石巻市は、東日本大震災により、死者3000人を超える未曾有の大災害を受けた。

市は、平成23年12月に今後10年間にわたる復興の道筋を示す「石巻市震災復興基本計画」を策定し、復興の基本的な考え方や地区別の整備方針などを定めている。同計画は、最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指し、「災害に強いまちづくり」「産業・経済の再生」「絆と協働の共鳴社会づくり」を基本理念としている。

UR都市機構の役割

URは、平成24年1月から延べ4人の職員を市に派遣し、復興まちづくりの計画策定支援などを行った。同年10月には「復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換し、翌年3月「東日本大震災に係る石巻市復興整備事業の推進に関する協力協定」を締結した。平成25年4月からは、市役所近傍に石巻復興支援事務所を開設し、平成26年4月現在職員10人体制で、市の復興

事業を支援している。

市内では、12地区で土地区画整理事業が進められているが、URは既成市街地内の新門脇地区において、市から受託して事業を進めている。災害公営住宅については、市で整備予定の4000戸のうち、既成市街地内の7地区についてURが建設を行っている。

さらに、平成25年9月には「工事発注支援等の実施に係る相互協力協定」を締結し、市が進める半島部46地区の防災集団移転促進事業などについて、CM方式を活用した工事および管理業務の受注者選定などの支援を行っている。

現在の進捗と今後の予定

新門脇地区については、平成25年9月に事業受託し、翌年3月にCM方式の活用による一体的業務受注者が決定した。災害公営住宅については、7地区で建設要請を受けている。中でも大街道西二丁目地区が最も早く平成27年2月の完成を予定している。

地元自治体からのメッセージ

石巻市 亀山 紘 市長



URにおかれましては、東日本大震災の発生以降、本市への人材派遣をはじめ、都市基盤整備や復興公営住宅整備などにご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今回の震災により、当市は死者・行方不明者が約4000人となるなど未曾有の被害を受け、最大の被災都市となりました。その復興に向け、「石巻市震災復興基本計画」を定め、昨年度までの3年間の「復旧期」を踏まえ、今年度からの4年間は「再生期」と位置付け、復旧されたインフラと市民の力を基に、震災以前の活力を回復して地域の価値を高めてまいります。

具体的には、生活再建のため復興公営住宅を約4000戸整備することとしており、URにも7地区250戸の建設を担っていただいております。

また、被災市街地復興土地区画整理事業も着実に進捗しており、URに事業委託している新門脇地区も今年度から着工していただきました。さらに、半島部における46地区の防災集団移転促進事業においても支援をいただき、さらなるスピードアップが期待されます。

今後も市民が一日も早い復興を実感できるよう各種事業にスピード感を持って取り組んでまいりますので、さらなるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

支援地区概要

復興市街地整備	地区名	面積	事業手法	事業期間(年度)
	新門脇	24ha	区画整理	H25~29
発注支援等	半島部46地区	-	集団移転漁集強化	-
災害公営住宅整備	地区名	計画戸数	構造	完成時期(予定)
	大街道西二丁目	15戸	RC造	H27.2
	大街道北二丁目	39戸	RC造	H27.6
	中央一丁目	51戸	RC造	H27.6
	駅前北通り一丁目	65戸	RC造	H27.10
	泉町四丁目	28戸	RC造	H27.6
	中里一丁目	28戸	RC造	H27.8
	不動町二丁目	24戸	RC造	H27.10



地図使用承認 © 昭文社第53G125号

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 新門脇

石巻復興のシンボル、新しい門脇の復興まちづくり

新門脇地区がある「門脇・南浜エリア」は、石巻市震災復興基本計画において、石巻湾側の防潮堤(T.P.+7.2m)と旧北上川河川堤防(T.P.+7.2m)によって津波を防御し、さらに2線堤防となる南光門脇線(T.P.+3.5m)を境に、南側は復興公園ゾーン、北側は居住系ゾーンとして位置付けられている。

当地区は、この居住系ゾーンに当たり、2線堤防となる高盛土道路と併せて、日和山への避難経路となる区画道路や上下水道などのインフラ整備を一体的に行い、安全安心な市街地整備を図るものである。

当地区の復興まちづくりは、平成24年3月以降、地元で2つの復興まちづくり協議会が設立され、石巻市長に対して「要望書」が提出された。現在は、都

市計画決定、事業計画決定を経て、仮換地指定に向けた準備を進めている。工事については、CM方式を活用して

事業費	80億円
地権者数	約450人
事業認可等	H25.9(区画整理)
事業受託	H25.9(区画整理)



完成イメージ

PICK UP 地区 [災害公営住宅] 駅前北通り一丁目

地域コミュニティ形成と地域の安心・安全への貢献

駅前北通り一丁目地区は石巻駅に程近い、利便性の高い立地である。現在、平成27年10月の完成に向けて工事が進められており、併せて市道の拡幅や歩道状空地の整備を行うことで、地区周辺の交通基盤の改善にも貢献することとなる。

住戸プランは1~3LDKの8タイプ(うち車いす使用者向け住宅2タイプ)を用意し、多様な世帯が入居することにより、世代を超えて居住者間の交流が進むことを意図している。

敷地内には、地域の利便性に配慮して、東西に通抜け可能な広場を設け、その広場に面する1階住戸は広場からのアクセスが可能な開放的なバルコニーを備えている。広場と1階住戸に連続性を持たせることで、近隣住民と居住者のコミュニティ形成が進むことを目指した。

また、最上階には、緊急一時避難所が整備され、災害時に必要な物資を保管する防災倉庫としても機能する。敷地内にはかまどベンチやマンホールトイレを備えており、災害時に防災拠点の役割も担う。さらに住棟には太陽光パネル・

蓄電池を装備しており、夜間停電時には共用部分を点灯して「まちの灯台」の役割を担うことで、近隣住民が当地区へ避難しやすいように誘導する機能を発揮する。



完成イメージ

復興支援事業 **12** 宮城県 東松島市

あの日を忘れず ともに未来へ ～東松島一心～

被害状況

津波による浸水状況	面積	37km ²
人的被害	死者	1128人
	行方不明	25人
住宅家屋被害	全壊	5511棟
	半壊	5560棟

被災状況と復興計画

東松島市は、仙台市と石巻市の間に位置し、養殖漁業のほか、日本三景「松島」などによる観光産業も盛んなまちである。東日本大震災では死者・行方不明者は1000人を超え、損壊建物は市全体の約97%、市街地の約65%が浸水という未曾有の被害を受けた。

平成23年12月、市は「東松島市復興まちづくり計画」を策定し、短期間での復旧・復興を目指し、多重防御による防災・減災型の都市構造の構築や安全な高台への集団移転などを進めるとともに、災害公営住宅を整備し、復興まちづくりに取り組んでいる。

UR都市機構の役割

URは、平成23年7月より延べ2人の職員を派遣し、復興計画策定支援を行った。翌年2月に、市との間で宮城県内初となる「復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換し、3月には「東日本大震災に係る東松島市復興事業の推進に関する協力協定」を締結した。平成25年4月からは東松島復興支援事務所を設置し、平成26年4月現在

12人体制で復興支援を行っている。

URは、市内に計画される復興市街地整備事業7地区のうち、規模の大きな野蒜北部丘陵地区と東矢本駅北地区の2地区について、土地区画整理事業を受託し整備を行っている。災害公営住宅については、市全体の整備計画戸数1010戸のうち、URが整備する市街地整備地区内の住宅をURが建設する予定である。

現在の進捗と今後の予定

野蒜北部丘陵地区、東矢本駅北地区をそれぞれ平成24年10月と12月に事業受託し、既に工事が進んでおり、平成25年度には宅地の一部引渡しを開始した。災害公営住宅については、東矢本駅北地区307戸について建設要請を受け、先行街区の47戸で既に着工しており、平成26年11月に第一次入居を予定している。

支援地区概要

復興市街地整備	地区名	面積	事業手法	事業期間(年度)
	野蒜北部丘陵	92ha	区画整理	H24～28
	東矢本駅北	22ha	区画整理	H24～27
災害公営住宅整備	地区名	計画戸数	構造	完成時期(予定)
	東矢本駅北	307戸	木造戸建・RC造	H28.11

地元自治体からのメッセージ

東松島市 阿部秀保 市長



このたびの東日本大震災で本市では、1000人を超える尊い人命が失われ、市街地の65%が浸水し、多くの住宅や都市基盤に大きな被害を受けました。

この未曾有の大被害からの復旧、復興を目指し策定した「東松島市復興まちづくり計画」では、「あの日を忘れず ともに未来へ 東松島一心」を復興スローガンに掲げ、これまでのまちづくりの理念に加えて、この災害を風化させることなく、教訓とすることで新しいまちづくりを進めること、そして市民と心をつなげてまい進し、一日も早い復興まちづくりを実現することをキーワードとし、復旧、復興に取り組んでおります。

特に、大規模な集団移転を実現するため実施している野蒜北部丘陵地区、東矢本駅北地区における「被災市街地復興土地区画整理事業」においては、新たな取り組みに伴う課題の解決とマンパワー不足への対応が不可欠とされ、阪神・淡路大震災や新潟中越地震などの震災復興への実績や高い技術力を持つURの支援をお願いしたところです。

野蒜北部丘陵地区は復興の迅速化に向け、URからの提案を受け、民間の高度な技術力を活用するコンストラクション・マネジメント(CM)方式の導入とJR仙石線工事調整により大規模造成工事が進んでいるところです。東矢本駅北地区は集団移転先団地で基盤整備と災害公営住宅整備を一体的に進め、先行的に整備される災害公営住宅によって住宅再建が促進されと考えています。

復興がより見える形になってきたことに感謝するとともに今後、本市が進める産業の再生や環境未来都市の構築などの新たなまちづくりにもURのお力添えが必要であり、本市とともに復興を進めていただくをお願い申し上げます。



地図使用承認 © 昭文社第53G125号

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 野蒜北部丘陵

野蒜地域における市街地の高台への移転

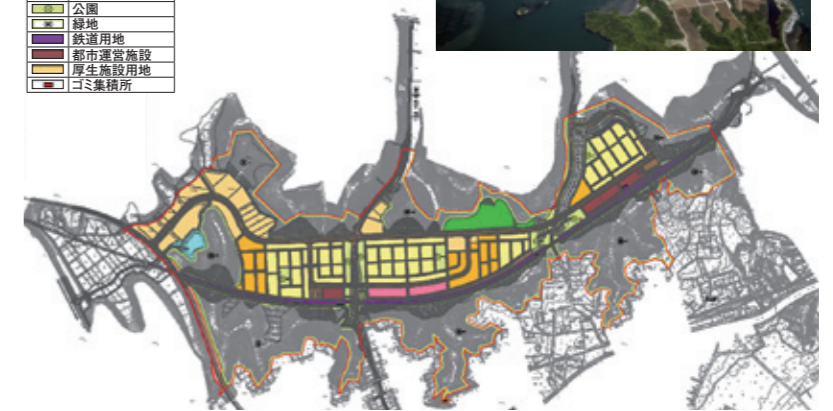
被災した野蒜地域の移転先として、北側に隣接する丘陵地約91.5haに計画戸数448戸と、同じく被災した公共公益施設の移転先を含む新たな市街地を整備する。また、本事業の施行と併せて、津波による甚大な被害を受けたJR仙石線も、安全な高台へと移設される。

事業期間を短縮するため、事業実施に先立ち、市は地区内の用地を全て先買いし、平成24年10月に市とURが事業受委託契約を締結、11月には市内7地区で最初となる造成工事に着手した。

造成計画の作成に当たっては、JR仙石線の移設計画、特別名勝「松島」の現状維持、既存道路へのアクセスなどを考慮する必要があった。また、造成に伴い発生する約310万㎡の残土は、期間短縮のため、大型重機およびベルトコンベヤーを活用して搬出することとした。平成26年1月にベルトコンベヤーが稼働を開始し、1日約1万㎡の土砂を地区外の仮置き場に搬出している。搬出された

野蒜北部丘陵地区土地利用計画図

凡	例
施行地区区域界	
都市計画街路	
区画街路	
特殊街路	
住宅地	
災害公営住宅地	
商業地	
調整池・溜池等	
学校用地	
公園	
緑地	
鉄道用地	
都市運営施設	
厚生施設用地	
ゴミ集積所	



土砂は、他の復興事業で活用される計画である。

事業の実施に当たっては、CM方式を活用して設計・施工を一括で発注し、

事業費	365億円
地権者数	1人
事業認可等	H24.9(区画整理)
事業受託	H24.10(区画整理)



工事の迅速化、省力化を図っており、平成27年のJR仙石線再開に向け急ピッチで工事を進めている。

PICK UP 地区 [復興市街地整備・災害公営住宅] 東矢本駅北

矢本東地域における市街地の集約化による移転先整備

東矢本駅北地区では、被災した大曲浜地区と浜須賀地区の移転先として、JR仙石線東矢本駅の北側に隣接する約22haに、市内で最大規模の集団移転先となる計画戸数580戸(うち、災害公営住宅307戸)の新たな市街地を整備する。

地区西側には、市役所、小・中学校をはじめとする公共公益施設が東西幹線道路沿いに立地し、また南北軸を整備することで、地区南側にある国道45号沿道の市街地と連携し、コンパクトなまちづくりを行う計画である。平成25年2月から造成などの工事に着手し、平成27年度に

は基盤整備が完了する予定である。

災害公営住宅については、エリアごとに4期に分けて整備が進められ、先行街区の47戸については、既に工事着手している。街区内には、2戸1住宅、戸建住宅、集合住宅が整備され、また、コモンスペースや街角広場を設けるなど、コミュニティの醸成を図る配置を行っている。

事業費	40億円
地権者数	2人
事業認可等	H24.12(区画整理)
事業受託	H24.12(区画整理)



完成イメージ

東矢本駅北地区土地利用計画図



復興支援事業 **15** 宮城県 | 名取市

被害状況

津波による浸水状況	面積	27km ²
人的被害	死者	952人
	行方不明	40人
住宅家屋被害	全壊	2801棟
	半壊	1129棟

いつまでも暮らしたくなるまちを目指して

被災状況と復興計画

名取市は宮城県のほぼ中央に位置し、カーネーションや赤貝の産地として名高い。東日本大震災では、津波により海岸から最大約5kmの地点まで浸水し、浸水範囲は市域面積の約3割に及ぶほどの被害があった。

市は平成23年10月、「互いに支え合い、強い絆で結ばれた暮らし」など3つの復興の目標を柱とした「名取市震災復興計画」を策定し、復興が本格的に動き出した。

UR都市機構の役割

URは、平成23年7月から延べ4人の職員を市に派遣し、復興まちづくりの計画策定などの支援を行ってきた。平成25年3月には、「災害公営住宅の整備に係る基本協定」を締結し、災害公営住宅建設を支援・協力することを約束した。URは、宮城・福島震災復興支援本部(仙台市)を拠点に、市内で整備予定の3地区の災害公営住宅の

ち、RC造について建設を行う予定である。なお、復興市街地整備事業については、下増田地区、下増田地区の全てで市が事業を進めている。

現在の進捗と今後の予定

平成25年8月、URは下増田地区50戸について市から建設要請を受けた。現在、設計を進めており、平成26年7月には着工、翌年7月には完成を予定している。同地区内に市によって整備される42戸の木造戸建住宅については、市内で最も早く、平成26年度中に完成を迎える予定である。



支援地区概要

災害公営住宅整備	地区名	計画戸数	構造	完成時期(予定)
	下増田	50戸	RC造	H27.7

PICK UP 地区 【災害公営住宅】 下増田

仙台駅・空港へ直結の好立地

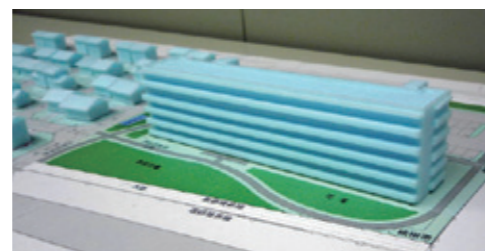
下増田地区は、仙台空港臨空都市「なとりりんくうタウン」の美田園駅の北に隣接し、市が施行する防災集団移転促進事業で整備される美田園北団地の東側の一角を成す。

同地区に設定された地区計画を踏まえ、地区全体の防災計画の一翼を担う屋外空間とともに、仙台への通勤圏として人気の高いエリアであることを意識し、災害公営住宅としてシンプルでありながら

も多様な世代の入居を想定して、1LDK~3LDKの住宅プラン(車いす対応住宅)およびペット飼育可能住宅を用意している。

敷地内には、隣接する戸建災害公営住宅との調和領域として広場を設け、地域のコミュニティ形成を促すほか、かまどベンチを設置するなど防災機能としての役割も担っている。また、

多目的広場を設置し、住民の憩いの場となることを想定している。



完成イメージ

復興支援事業 **16** 福島県

被害状況

津波による浸水状況	面積	112km ²
人的被害	死者	3263人
	行方不明	226人
住宅家屋被害	全壊	2万1235棟
	半壊	7万3388棟

原子力災害避難者向け住宅URが1000戸整備

被災状況と復興計画

福島県では、東日本大震災により沿岸部を中心に大きな被害があり、死者は3000人を超えている。また、地震や津波の被害に加え、原発事故による原子力災害が重なっていることで、より長期的に困難な状況が続くことが予想される。避難指示区域などからの避難者は10万人を超えると推定(*)されており、また、区域内の市町村については、役場機能を県内の他市町村へ移転することを余儀なくされている。

県は、平成23年8月に「福島県復興ビジョン」を策定し、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」をはじめとする3つの基本理念を掲げた。これを踏まえて、同年12月には「福島県復興計画」を策定。平成24年3月には、「福島復興再生特別措置法」が制定され、原子力災害からの福島の復興・再生に関する施策を国の責務として実施していくことが示された。

UR都市機構の役割

URは平成24年4月から延べ5人の職員を派遣し、県が整備する復興公営住宅の建設支援などの業務に当たっている。

平成25年11月には、県とURで「福島の復興及び再生に向けた復興公営住宅の整備に係る基本協定」を締結した。県内には、原子力災害避難者向けに計4890戸の復興公営住宅を整備する予定だが、そのうち、いわき市内に整備予定の1760戸のうち約1000戸について、URで建設を支援することとしている。平成26年度より、順次、URへ具体の地区における建設要請がなされる見込みであるが、これを受け、平成26年4月から宮城・福島震災復興支

援本部内に福島県内の業務に特化した福島復興支援部を設置し、計9人体制で支援を行っている。また、併せて県への派遣職員も計4人へと増強した。

現在の進捗と今後の予定

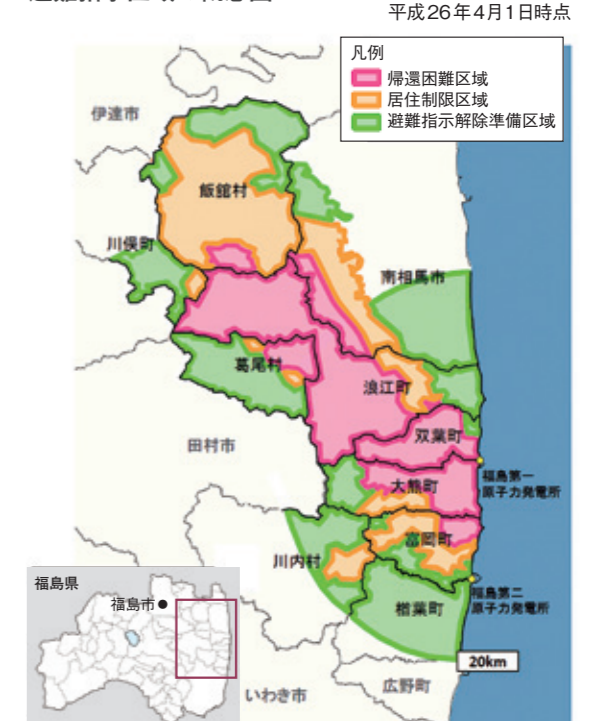
県は、原子力災害避難者向けに整備予定の計4890戸のうち、第一次計画に掲げた約3700戸については平成27年度までの入居を目指し、第二次計画で追加された1190戸については、平成27年度以降早期に入居できるよう整備を進めていくこととしており、現在、576戸については平成26年度中に入居可能となる見通し。また、建設用地についても、平成26年度上半期までの地権者のおおむねの合意を目指している。なお、地震・津波被災者向けの公営住宅は、県内の各市町村が整備を進めている。

*復興庁「復興の現状(平成26年3月10日)」より



基本協定締結式 左:佐藤福島県知事 右:上西UR都市機構理事長

避難指示区域の概念図



第二次福島県復興公営住宅整備計画 (平成25年12月20日)

福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	二本松市	南相馬市	川俣町	三春町	田村市 本宮市 桑折町 大玉村 川内村 ほか	合計
430戸	100戸	570戸	1760戸	340戸	900戸	170戸	220戸	400戸	4890戸

復興支援事業 **17**

福島県相馬郡 | 新地町

被害状況

津波による浸水状況	面積	11 km ²
人的被害	死者	97人
	行方不明	10人
	住宅家屋被害	全壊 439棟 半壊 138棟

UR建設では福島県内第1号 着工から約1年で完成

被災状況と復興計画

新地町は福島県浜通り地方北端部に位置し、農業・漁業を基幹産業とするまちである。東日本大震災では、津波による浸水範囲は町域面積の約25%に及び、さらに、原発事故に伴う放射能汚染被害、風評被害は町民にさらなる追い打ちをかけた。

町は平成24年1月、「やっぱり新地がいいね」「自然輝き笑顔あふれる町再建」の2つの基本理念を柱とした「新地町復興計画」を策定し、復興への一歩を踏み出した。

UR都市機構の役割

URは、平成23年11月から職員2人を町に派遣し、復興まちづくりの計画策定などの支援を行ってきた。

平成24年2月には、「災害公営住宅の整備に係る基本協定」を締結し、町の災害公営住宅建設を支援・協力することを約束した。町内で整備予定の災害公営住宅のうち、木造については町

が、RC造についてはURが建設する役割分担とし、URは宮城・福島震災復興支援局=当時(仙台市)を拠点に、要請受諾地区の住宅建設を行った。

現在の進捗と今後の予定

平成24年3月、URは愛宕東地区30戸について、町から建設要請を受けた。平成25年1月には造成工事に、同年4月に建築工事に着工し、同年12月、約1年間の工期で無事完成・引渡しを迎えた。当地区の竣工をもって、新地町におけるURの支援は完了となった。



地図使用承認 © 昭文社第53G125号



支援地区概要

災害公営住宅整備	地区名	戸数	構造	完成時期
	愛宕東	30戸	RC造	H25.12

地区中央の桜坂が地域をつなぐ

県道沿いの既存集落と丘の上の中学校とに挟まれた斜面地に立つこの災害公営住宅は、「地域をつなぐ桜坂」をテーマに、敷地内に災害発生時の避難経路となる道路を整備し、町の花である桜を植樹して復興のシンボルを創出している。また周辺にも多く見られる勾配屋根とすることで、地域景観との調和にも配慮している。

住宅の玄関先や階段付近には、住棟ごとにコミュニティ醸成のきっかけをつくる仕掛け

として、ベンチを配した「えのめえ(この地域の方言で「家の前」の意)」コーナーを設けている。

また団地内には公園と集会所を設け、消防団倉庫など既存施設と連携して地域の防災拠点としての役割も担っている。



「えのめえ」コーナー



1号棟前より左の桜坂は中学校へつながる

復興支援事業 **18**

福島県伊達郡 | 桑折町

被害状況

津波による浸水状況	面積	なし
人的被害	死者	0人
	行方不明	0人
	住宅家屋被害	全壊 55棟 半壊 187棟

町唯一の災害公営住宅を URが建設

被災状況と復興計画

桑折町は福島県中通り地方北端部に位置し、仙台藩伊達家発祥の地であり、現在は、献上桃の郷として知られる果樹栽培が盛んなまちである。東日本大震災では、震度6弱の激しい揺れが町を襲い、幸い死者は出なかったが、建物被害は2000棟に及んだ。

町は平成24年2月、「町民の安全安心を確保」など3つの基本理念を柱とした桑折町総合計画「復興こおり創造プラン」を策定した。東日本大震災と原発事故災害を克服し、未来に夢と希望の光輝く復興の町を実現するため、町は動き始めている。

UR都市機構の役割

平成25年3月、町とURは「災害公営住宅の整備に係る基本協定」を締結し、町の災害公営住宅建設を支援・協力することを約束した。URは宮城・福島震災復興支援本部(仙台市)を拠点

に、町で整備する唯一の災害公営住宅の建設を行う。

現在の進捗と今後の予定

平成25年8月、URは桑折駅前地区47戸について、町から建設要請を受けた。現在、既に設計業務を行っており、平成27年3月の完成を目指して、4月に施工者が特定される予定である。

47戸のうち25戸は、桑折町と浪江町で締結した「浪江町避難者支援のための災害公営住宅整備に関する協定」に基づき、原発事故により長期避難を余儀なくされる浪江町民向けに整備されるものである。



地図使用承認 © 昭文社第53G125号



支援地区概要

災害公営住宅整備	地区名	計画戸数	構造	完成時期(予定)
	桑折駅前	47戸	木造戸建	H27.3

工場跡地にモダンな住宅

町の中でも一等地である、蚕糸工場跡地(約6ha)には、大規模な都市公園と戸建住宅群の整備という将来的構想があり、今回の災害公営住宅は、その構想を踏まえ、また一部先取りをする形ともなるものである。

既存の街並みとの調和を図りつつも、次代に向けた住宅群を形成することをコンセプトとした計画としており、景観軸とコミュニティ軸を設けることなどによりモダンな家並みとコミュニティ空間を創出し、駅前に位置する工場跡地再編の縮矢となるモダンな住宅地を目指している。



完成イメージ

復興支援事業 **19** 福島県 | いわき市

被害状況

津波による浸水状況	面積	15km ²
人的被害	死者	425人
	行方不明	37人
住宅家屋被害	全壊	7917棟
	半壊	3万2537棟

～日本の復興を「いわき」から～ がんばっぺ、いわき

被災状況と復興計画

いわき市は東北地方の東南端に位置する中核市であり、福島県内で最大の面積を有する浜通り地方の中心都市である。東日本大震災での被災者の多くは津波によるもので、死者は400人を超えている。

市は、平成23年9月に「いわき市復興ビジョン」を、同年12月に「いわき市復興事業計画」を策定し、復興まちづくりの推進に取り組んでいる。

UR都市機構の役割

URといわき市の関わりは古く、昭和38年に工業団地造成に着手して以来、いわきニュータウンなどの開発を行ってきた。

今回の震災においては、平成24年4月から職員1人を市に派遣し、市が行う事業計画策定などの支援(コーディネート業務)を行ってきた。平成24年8月には「復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換して相互の協力を確認し、翌年2月には「東日本大震災に係るいわき市復興事業の推進に関する協力協定」を締結した。平成25年4月にはい

わき復興支援事務所を設置し、平成26年4月現在職員17人体制(復興公営住宅担当含む)で復興支援を行っている。

市内では10地区で復興市街地整備事業が行われており、そのうちURは特に被害が甚大であった薄磯地区、とよま豊間地区の2地区において、平成25年7月に土地区画整理事業を市から受託した。地震・津波被災者向けの災害公営住宅については市内に16地区1513戸整備される予定だが、いずれも市によって建設される。

現在の進捗と今後の予定

薄磯地区、豊間地区については、平成25年11月にCM方式の活用による一体的業務受注者が決定し、現在、平成27年度中の宅地一部引渡し開始を目指して、建物基礎などの撤去工事など、急ピッチで工事が進められている。

今後、市内に整備予定の原発避難者向け福島県営住宅1760戸のうち、約1000戸をURが建設する予定である。

地元自治体からのメッセージ

いわき市 清水敏男 市長



URにおかれましては、豊間・薄磯地区における震災復興土地区画整理事業の施行受託や、県の要請による原子力災害避難者を対象とした復興公営住宅の整備など、多大なるご支援をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、未曾有の複合災害となった東日本大震災から3年が経過いたしました。本市においては、これまで「市復興ビジョン」や「市復興事業計画」を策定し、復興へ向けて着実な推進を図ってまいりました。

特に、本年は復興に向けて極めて重要な年となりますことから、市民の皆さまが一日も早く生活の安寧を取り戻せるよう、生活基盤の再生に最優先で取り組むこととしております。

復興への道のりは決して平坦ではありませんが、ふるさといわきの力強い復興と再生、さらには「明るく元気ないわき市」の創造に向け、全力で取り組んでまいり所存でありますので、URのなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

支援地区概要

復興市街地整備	地区名	面積	事業手法	事業期間(年度)
	薄磯	37ha	区画整理	H24～28
	豊間	56ha	区画整理	H24～28



地図使用承認 © 昭文社第53G125号

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 薄磯

防潮堤と防災緑地で多重制御

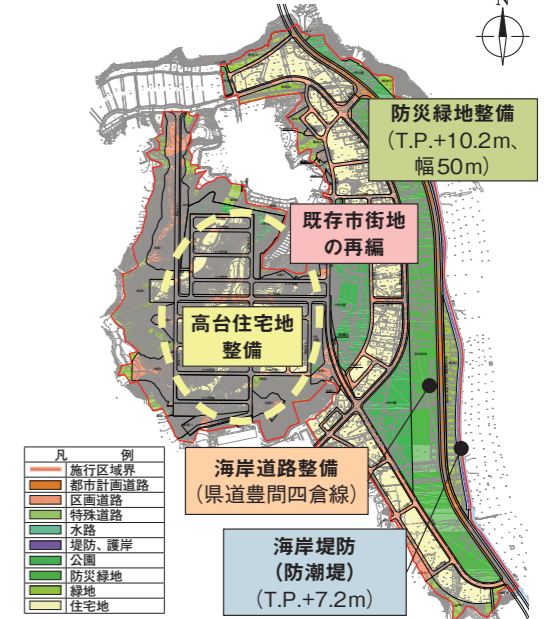
薄磯地区はいわき市の中心地である平地区市街地から南東約10kmに位置する約37haの地区である。日本の渚百選に選ばれている薄磯海岸は砂浜近くまで丘陵地が迫り、白い砂浜と背後の山の緑、岬と白亜の塩屋崎灯台が美しい景観を成していた。また、薄磯海水浴場は広い砂浜と遠浅が魅力で、東北地方の海水浴場で最多の入込客数を誇る観光地でもあり、夏季には多くの海水浴客でにぎわっていた。震災により、山林丘陵地の裾野を除いてほぼ全域の家屋が全壊・流出し、また、0.5mの地盤沈下が発生した。

当地区では、土地区画整理事業の導入により道路や公園などの公共施設を適切に整備し、海岸堤防の復旧、防災緑地・避難路の整備などを行い、安全で快

適な新たなまちづくりを実現する。

URは、土地区画整理事業(市施行)、県道・防災緑地整備事業(県施行)などを受託し、当地区の総合的な整備を行う。具体的には、近隣山林部を切土造成して高台住宅地を整備し、高台造成土の活用を行い既存市街地の再編を行う。また、沿岸部においては、海岸堤防(T.P.+7.2m)および防災緑地(T.P.+10.2m)を整備し、多重防御を行う。

薄磯地区土地利用計画図



事業費 79億円
地権者数 約750人
事業認可等 H25.2(区画整理)
事業受託 H25.7(区画整理)

PICK UP 地区 [復興市街地整備] とよま豊間

ゾーニングにより利便性・安全性も向上

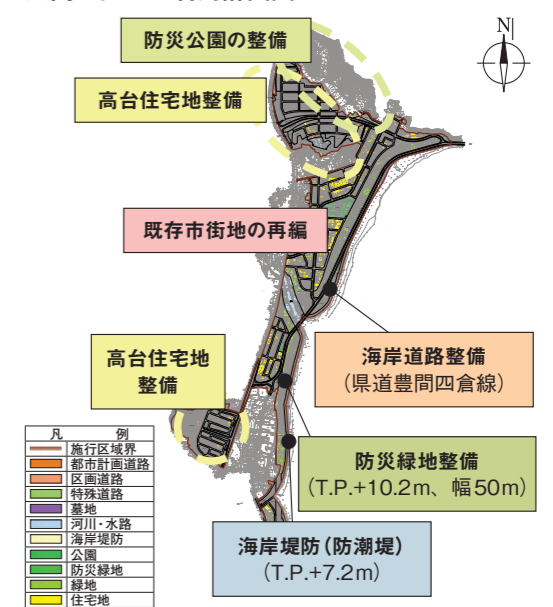
豊間地区はいわき市の中心地である平地区市街地から南東約10kmに位置する約56haの地区である。太平洋沿いから主要地方道・小名浜四倉線に囲まれた範囲に住宅、店舗併用住宅、水産加工施設、商業施設、民宿などから成る市街地が広がっており、豊間海水浴場は年間を通して多くのサーファーが訪れる東北有数の観光地でもあった。震災により、山林丘陵地の裾野を除いて約7割以上の家屋が全壊・流出し、また、1.0mの地盤沈下が発生した。

当地区では、土地区画整理事業の導入により道路や公園などの公共施設を適切に整備し、海岸堤防の復旧、防災緑地・避難路の整備などを行い、安全で快適なまちづくりを実現する。

URは、土地区画整理事業(市施行)、

豊間津波防災公園整備事業(市施行)、県道・防災緑地整備事業(県施行)などを受託し、当地区の総合的な整備を行う。具体的には、近隣山林部を切土造成して地区内2カ所に高台住宅地を整備し、高台造成土の活用を行い既存市街地の再編とともに、防災公園の整備を行う。また、沿岸部においては、海岸堤防(T.P.+7.2m)および防災緑地(T.P.+10.2m)を整備し、津波減災を図る。

豊間地区土地利用計画図



事業費 149億円
地権者数 約520人
事業認可等 H25.3(区画整理)
事業受託 H25.7(区画整理)

復興支援事業 **20** 福島県 須賀川市

被害状況

津波による浸水状況	面積	なし
人的被害	死者	10人
	行方不明	1人
	住宅家屋被害	全壊
	半壊	3503棟

被災した公共公益施設の再建と復興を通じた中心市街地活性化

被災状況と復興計画

福島県の中通り地域に位置する須賀川市は人口約7万7000人の市である。震災により、死者10人、主たる公共施設である市庁舎などが全壊し、現在の行政機能はプレハブ仮設庁舎や他の建物に分散している状況である。

市は平成23年12月に「共有、共感、共生へ」とともに築く復興都市すかがわを復興都市像に掲げた「須賀川市震災復興計画」を策定し、復興に向けて動き出している。

UR都市機構の役割

URは市からの依頼を受け平成23年度より「須賀川市復興まちづくり事業計画」の策定支援を開始。平成24年7月にはパートナーシップを確認する覚書を交換し、復興事業の推進に向け総合的な支援を行っている。

市は、市庁舎再建に当たり、震災の教訓を踏まえ、幹線道路に直接面する緊急時のアクセスや一時避難所として機能する防災広場などを設けた防災拠点の形成を目指し、敷地を一部拡張

し、復興交付金基幹事業である市街地再開発事業によって整備を行うこととした。URは事業化検討段階から市をバックアップし、平成25年1月に「須賀川市八幡町地区第一種市街地再開発事業支援業務基本協定」を締結し、平成27年度末の市庁舎竣工に向けて、事業の確実な進捗を図るべく施行者である市を支援している。

また、市は、震災の影響により壊滅的な被害を受けた市街地中心部について、にぎわいと防災性を向上させた復興を先導するような地域として再生することを目的に平成26年3月「須賀川市中心市街地活性化基本計画」を策定した。URは中活基本計画の認定に向けた、まちづくり会社の設立や中心市街地活性化協議会の開催、計画案の検討など、一連のプロセスに対する総合的な支援を実施し、市は平成26年3月28日内閣府から中活基本計画の認定を受けた。

さらに、平成25年度に当計画で位置付けられた災害公営住宅整備事業に関する基本計画についても策定支援を行った。



支援地区概要

復興市街地整備	地区名	面積	事業手法	事業期間(年度)
	須賀川市八幡町	3ha	再開発	H25~30

PICK UP 地区 [復興市街地整備] 須賀川市八幡町

被災市庁舎の再建・防災拠点形成

市は当地区の再建について、平成24年より事業化の検討を開始し、復興交付金基幹事業である第一種市街地再開発事業により整備を進めることとした。具体的には、被災した市庁舎の再建と同時に防災拠点の形成を図るべく、それまで奥まった場所に立地していた庁舎敷地を、国道など幹線道路に直接面し災害時の緊急車両のアクセスや一時避難所として活用できる広場的空間を有する新たな行

政サービスと防災の拠点空間として再整備することとしている。現在は、一部造成工事に着手しており、平成27年度末の市庁舎竣工に向け動き出している。



(上)配置計画案(基本設計時点)
(左)市庁舎外観イメージ(基本設計時点)

復興支援事業 **21** 福島県岩瀬郡 鏡石町

被害状況

津波による浸水状況	面積	なし
人的被害	死者	2人
	行方不明	0人
	住宅家屋被害	全壊
	半壊	768棟

内陸部の震災復興を加速する全体事業計画策定

被災状況と復興計画

鏡石町は、福島県中通りに位置する町で、国道4号線とJR東北本線が町の中央を南北に縦断しており、両者に挟まれた比較的狭い範囲に町民の約60%が居住している。

町は、東日本大震災において震度6強を観測し、市街地を中心に全戸数の25%に当たる約1000戸が全半壊し、また、本来避難所として機能すべき公共施設(小学校や集会所)が全壊したほか、住宅地の大規模な地滑りや各所に道路被災などが発生するなど、大きな被害を受けた。

町は、平成24年3月に「鏡石町震災復興計画」を策定し、「がんばろうかがみいし!総合的な復興と新たな飛躍に向けて」を基本目標として掲げて復興への取り組みを進めている。

UR都市機構の役割

URは、震災復興計画の具体化に苦慮していた町からの依頼を受け、平成24年7月より支援を開始し、被災状況や課題を整理しつつ、震災復興を加速するための全体事業計画となる「復興まちづくり事業計画」を平成25年3月、町の委託により策定した。

町は、復興まちづくり事業計画において、被災住民の生活基盤となる住宅などの確保、東西それぞれへの防災拠点の形成と防災機能強化、東西連携の強化、放射線被害への対応などを主な取り組み事項に掲げるとともに、これらを具現化するために、主に平成27年度末までに一定のめどを立てるべき事業として11事業を位置付け、震災復興事業に取り組んでいる。



地滑りした住宅地

復興まちづくり事業計画

凡例

- 防災拠点
- 指定避難場所
- 地域コミュニティ拠点
- 東西連携軸

鏡石三区コミュニティセンターの再建
・平常時は、地域コミュニティの拠点形成
・災害時は、住民に身近な避難所再建

岡ノ内地区滑動崩落宅地の整備(岡ノ内地埋立事業)
・岡ノ内池周辺住宅地に発生した大規模な地滑りの復旧にあわせ、池を埋立てることで周辺地盤を安定させ、良好な住環境を創出
・埋立地に震災復興記念公園等の整備検討

第一小学校の防災機能強化(児童ふれあい施設等)
・平常時は、児童の生活環境の改善、見守りの目育成、被災者と児童のふれあいの場の確保
・災害時は、駅西側の総合的な防災拠点一翼を担う機能を確保

飲料水兼用耐震性貯水槽の整備
・平常時は、防火水槽としての機能確保
・災害時は、安定的かつ効果的な給水機能の確保

主要避難所の防災機能強化等
・平常時は、地域コミュニティの拠点形成
・災害時は、耐震性強化、避難所としての機能拡充

災害公営住宅及び関連基盤等の整備
・被災者(原発避難者含む)や子育て世帯の生活環境の改善(鏡石町東第1土地区画整理事業の推進等)

町道鏡田58号線踏切等の拡幅など
・平常時は、地域交流の活性化
・災害時は、東西物資輸送路・避難路の確保

鏡石駅周辺の整備検討
・平常時は、駅利用者の利便性の向上
・災害時は、駅前滞留者に対応可能な防災機能を確保

鳥見山公園の再整備等
・誰もが安心して運動できる屋外施設の確保

自由通路の耐震性強化及びエレベーター設置検討
・平常時は、交通弱者対策の強化
・災害時は、町民の東西横断路の安全性確保

(仮称)防災福祉センターの整備検討
・平常時は、保健、福祉機能を確保
・災害時は、福祉避難所としての機能確保、駅東側の総合的な防災拠点の核となる機能を確保

原子力災害からの復興 4年後の帰町に向けて

津波による浸水状況	面積	2km ²
人的被害	死者	111人
	行方不明	1人
住宅家屋被害	全壊	48棟
	半壊	不明

被災状況と復興計画

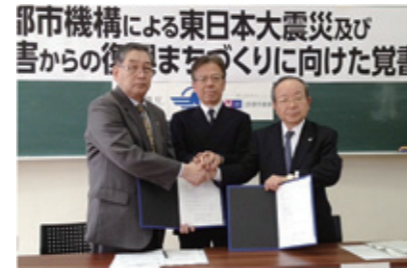
大熊町は、福島県浜通りの中央部に位置し、福島第一原子力発電所の所在地である。東日本大震災では、震度6強を記録、死者は100人を超え、津波による家屋被害も見られた。さらに、3月12日には、原発事故により全町避難指示があり田村市へ避難を開始、4月には会津若松市へ役場機能を移転した。平成24年12月には、避難指示区域および警戒区域が見直され、中屋敷行政区については避難指示解除準備区域に、大川原1・2区行政区については居住制限区域に、そのほかの地区については帰還困難区域に再編された。これを受け、町としても「5年間帰町しない」という判断がなされた。

町は、平成26年3月に「大熊町復興まちづくりビジョン」を策定し、当面の避難生活支援に関する町の考え方や中長期的な大熊町土の復興・再生に関する町の考え方を示した。この中で、町土復興・再生の第一ステップとして、大川原地区を町の復興拠点に位置付け、復興まちづくりを進めていく方針を明らかにした。

UR都市機構の役割

大熊町とURは、平成26年3月3日、復興庁立ち会いのもと、「東日本大震災及び原子力災害からの復興まちづくりの推進に向けた覚書」を交換し、町が行う復興まちづくりの計画策定や復興市街地整備事業の実施などについて、町からの要請に基づき、URが協力していくことを確認した。このような原子力災害を受けたまちにおける復興計画

の協力に関する覚書は、URとしてもはじめてのケースである。また、具体的な協力内容については、今後町と協議のうえ、協定書を締結する予定である。



覚書調印式
左:渡辺大熊町長
中央:中島福島復興再生総局事務局長
右:上西UR都市機構理事長

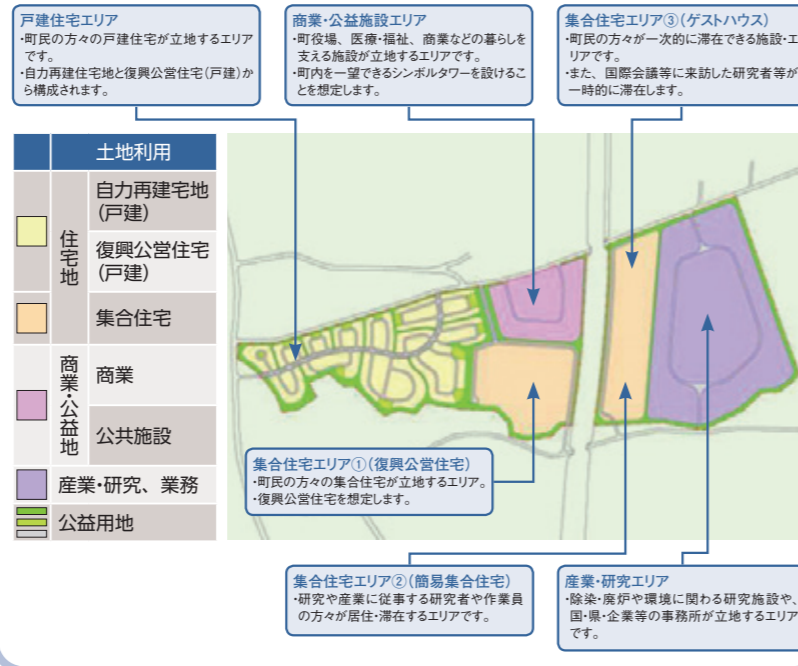
「大熊町復興まちづくりビジョン」より

帰還のための生活インフラ整備時期の目安(想定)



出典:国土交通省「国土数値情報(河川データ)」より作成

大川原復興拠点の空間配置のイメージ



UR都市機構では、復興支援のシンボルマークを作成しました。

シンボルマークをデザインしていただいた星野明子さんからのメッセージをご紹介します。

私の生まれ故郷、宮城県多賀城市は、津波の被害を受けた地域のひとつです。
私が制作した復興のシンボルマークは、倒れても倒れても立ち上がる「起き上がり小法師」をモチーフとしています。そのシルエットを重ねることで、復興に最も大切な「人と人とのつながり」を表現しています。青・緑・赤は、特に被害の大きかった岩手・宮城・福島の県旗の色を参考にしています。
実際の色よりも鮮やかな色彩にすることで、元気さやアクティブ感を演出しています。このシンボルマークによって、さらに人の輪が広がっていき、復興の一助となればうれしいです。

第3章 注釈
*データは平成26年4月1日時点のものです。
*地図中には一部休業中の駅が含まれています。

■出典
●津波による浸水状況
「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)」国土地理院(H23.4.18)
●人的被害、住宅家屋被害
「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(第149報)」消防庁災害対策本部(H26.3.7)

■写真 沖裕之(Blue Hours):表紙
野 弘路:総扉、第2章扉、裏表紙中央、支援MAP「背景」、支援の歩み「背景」「工事」
井上 健:第3章扉、裏表紙右、支援MAP「野田村」「大槌町」「東松島市」「塩竈市」「陸前高田市」、第3章「野田村」(P42左下)「陸前高田市」(P54、55)「塩竈市」(P68)
阿部 勝弥:支援MAP「女川町」、支援の歩み「体制づくり」
菊池 齊:支援MAP「いわき市」

【資料編】事業年表

平成23年

日付	国の動き	URの動き
3.11	緊急災害対策本部設置 原子力災害対策本部設置	総合災害対策本部(本部長:理事長)設置
3.12		第一次現地調査団派遣(～4.15第五次まで延べ21人派遣)
3.14	国交省、URに対して被災者へのUR賃貸住宅提供を要請	
3.15	国交省、URに対して応急仮設住宅建設支援の要請	応急仮設住宅建設用地などの提供(2地区約8ha)
3.17	被災者生活支援特別対策本部設置	第一次応急仮設住宅建設支援要員の派遣(～8.13第22次まで延べ181人派遣)
3.22	国交省、「被災者向け公営住宅等情報センター」を設置	被災者へのUR賃貸住宅の貸与開始(H26.4.1現在、延べ970戸)
3.27	被災者受け入れ可能な公務員宿舎などの数を公表	
3.28		応急仮設住宅着工開始
3.29	原子力被災者生活支援チーム発足	
4.4	「東日本大震災」に呼称決定	松田審議役(当時)ほか5人が現地調査のため被災地へ(～4.7)
4.11	国交省、URに対して岩手県内被災市町村への職員の派遣を要請 平成23年度予算成立	
4.12		盛岡市に「岩手震災復興支援事務所」設置
4.13		大船渡市(～H24.7.31)、山田町(～H24.3.31)に職員派遣開始
4.14	第1回東日本大震災復興構想会議開催 国交省、URに対して被災地危険度判定支援に係る協力要請	東日本復旧支援連絡室設置(東日本支社(当時)内)
4.18		宅地危険度判定士派遣(3人、～4.22)
4.21		野田村(～H24.6.30)、宮古市(～H24.3.31)に職員派遣開始
4.28		陸前高田市(～H24.3.31)、大槌町(～H24.7.31)、釜石市(～H26.3.31)に職員派遣開始
5.2	東日本大震災財特法成立 平成23年度第一次補正予算成立	
5.16	国交省、応急仮設住宅の完成見通しについてを作成	
6.15	国交省、URに対して宮城県内被災市町村への職員の派遣を要請	
6.24	東日本大震災復興基本法公布、施行 東日本震災復興対策本部発足	
6.25	第12回東日本大震災復興構想会議、復興への提言～悲惨のなかの希望～とりまとめ	
7.1		本社に「震災復興支援室」設置 仙台市に「宮城震災復興支援事務所」設置 名取市に職員派遣開始(～H25.1.31)
7.5		
7.16		気仙沼市(～H24.7.31)、南三陸町、女川町、東松島市、岩沼市、山元町(～H24.3.31)に職員派遣開始
7.25	平成23年度第二次補正予算成立	
7.29	東日本大震災からの復興の基本方針決定	
8.5	原発避難者特例法成立	
9.2	野田内閣発足	
10.13	国交省、URに対して福島県内被災市町村への職員の派遣を要請	
11.1		新地町に職員派遣開始(～H24.12.31) 宮城震災復興支援事務所を「宮城・福島震災復興支援事務所」に改称
11.21	平成23年度第三次補正予算成立 ・復興交付金創設 ・「東日本大震災復旧・復興技術支援事業制度」創設	

日付	国の動き	URの動き
11.26	岩手県、各市町村の復興計画出そろ	
11.30	復興財源確保法成立	
12.1		亘理町に職員派遣開始(～H24.3.31)
12.7	東日本大震災復興特別区域法が成立 ・復興整備計画に記載された復興整備事業をURが受託可能となる(機構法改正)	
12.9	復興庁設置法成立	
12.24	平成24年度予算政府案閣議決定 ・災害公営住宅(買取方式)2000戸整備 ・機構の技術派遣への補助金	
12.28	宮城県、各市町村の復興計画出そろ	

平成24年

日付	国の動き	URの動き
1.1		石巻市に職員派遣開始(～H26.3.31)
1.6	「復興特別区域基本方針」決定	
1.16		国交省へ4人出向
1.17		岩手県山田町と覚書交換(復興まちづくり推進)
1.20	独法の制度及び組織見直しの基本方針(閣議決定)	
2.1		宮城県塩竈市と基本協定締結(災害公営住宅整備) 宮城県塩竈市より「伊保石」、「錦町」地区の災害公営住宅建設要請
2.10	復興庁設置法施行 復興庁発足	
2.14	第1回復興推進会議開催	
2.29		福島県新地町と覚書交換(復興まちづくり推進)、基本協定締結(災害公営住宅整備) 宮城県東松島市と覚書交換(復興まちづくり推進)
3.1		宮城県女川町とパートナーシップ協定締結(復興まちづくり推進)
3.2	復興交付金交付可能額(第1回)通知	岩手県陸前高田市と覚書交換(復興まちづくり推進)、協力協定締結(「今泉」、「高田」、災害公営住宅整備) 岩手県山田町と協力協定締結(「大沢」、「織笠」、「山田」、災害公営住宅整備) 宮城県南三陸町と覚書交換(復興まちづくり推進)
3.7		福島県新地町より「愛宕東」地区の災害公営住宅建設要請
3.9		岩手県釜石市と覚書交換(復興まちづくり推進)
3.10		宮城県石巻市と基本協定締結(災害公営住宅整備)
3.23		岩手県釜石市と協力協定締結(「片岸」[鶴住居])
3.26		岩手県釜石市より「花露辺」地区の災害公営住宅建設要請(3.30に県から要請)
3.27		岩手県陸前高田市と「今泉」、「高田」地区の計画策定受委託契約締結
3.28		岩手県大槌町と覚書交換(復興まちづくり推進) 岩手県大船渡市と覚書交換(復興まちづくり推進)
3.29		宮城県東松島市と協力協定締結(「野蒜」、「東矢本」、災害公営住宅整備)
3.30	福島復興再生特別措置法成立	宮城県多賀城市と基本協定締結(災害公営住宅整備) 宮城県多賀城市より「桜木」地区の災害公営住宅建設要請
4.1	川内村・田村市「警戒区域」解除	現地の権限および支援体制を強化(震災復興推進役設置、事務所を局へ組織改編、100人規模で増員) いわき市(～H24.11.30)、福島県に職員派遣開始
4.5	平成24年度予算成立	

日付	国の動き	URの動き
4.11		岩手県宮古市と覚書交換(復興まちづくり推進)、協力協定締結(「田老」、「鍛ヶ崎」) 岩手県大槌町と基本協定締結(災害公営住宅整備) 岩手県大槌町より「大ケロ」、「屋敷前」地区の災害公営住宅建設要請
4.16	南相馬市「警戒区域」解除	
5.11		宮城県南三陸町と基本協定締結(災害公営住宅整備) 宮城県南三陸町より「入谷桜沢」、「歌津名足」地区の災害公営住宅建設要請 宮城県女川町と基本協定締結(災害公営住宅整備) 宮城県女川町より「女川町民陸上競技場跡地」地区の災害公営住宅建設要請
5.18	第2回復興推進会議開催	
5.26	復興交付金交付可能額(第2回)通知	
5.30		岩手県宮古市と「田老」、「鍛ヶ崎・光岸地」地区の計画策定受委託契約締結
6.6		宮城県東松島市と「野蒜北部丘陵」地区の計画策定受委託契約締結
6.20		岩手県山田町と「大沢」、「織笠」、「山田」地区の計画策定受委託契約締結
6.25		岩手県野田村と復興まちづくり総合支援事業業務委託契約締結
6.26		宮城県石巻市より「大街道西二丁目」地区の災害公営住宅建設要請
6.27		宮城県気仙沼市と覚書交換(復興まちづくり推進)、協力協定締結(「鹿折」、「南気仙沼」)
7.5		岩手県大槌町と協力協定締結(「町方」)
7.13	福島復興再生基本方針決定	福島県鏡石町と復興まちづくり事業計画策定業務委託契約締結
7.17	飯舘村「計画的避難区域」見直し	
7.19		宮城県女川町と事業実施協定締結(「中心部」、「離半島部」)
7.23		岩手県大船渡市と協力協定締結(「大船渡駅周辺」) 岩手県大船渡市より「宇津野沢」、「赤沢」、「上山」、「平林」地区の災害公営住宅建設要請
7.27		福島県須賀川市と覚書交換(復興まちづくり推進)
7.31		岩手県大船渡市と「大船渡駅周辺」地区の計画策定受委託契約締結
8.3		宮城県気仙沼市より「南郷(南気仙沼小学校跡地)」地区の災害公営住宅建設要請
8.8	初の災害公営住宅竣工(福島県相馬市)	
8.9		宮城県南三陸町と協力協定締結(「志津川」)
8.10	楢葉町「警戒区域」解除	
8.15		宮城県気仙沼市と「鹿折」、「南気仙沼」地区の計画策定受委託契約締結
8.29		福島県いわき市と覚書交換(復興まちづくり推進)
8.31		岩手県陸前高田市より「下和野」地区の災害公営住宅建設要請(9.3に県から要請)
9.4	「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針」(グランドデザイン)公表	
9.18		宮城県女川町と「中心部」、「離半島部」地区の計画策定受委託契約締結
9.21		岩手県大槌町と「町方」地区の計画策定受委託契約締結
9.26		岩手県陸前高田市と「今泉」地区、「高田」地区(先行)の事業受委託契約締結
9.27		宮城県女川町と事業受委託契約締結
10.1		宮城県石巻市と覚書交換(復興まちづくり推進)
10.16	第3回復興推進会議開催	
10.19		宮城県女川町「中心部」、「離半島部」地区における工事施工等に係る一体的業務(CM方式)の契約締結

日付	国の動き	URの動き
11.1		岩手県大槌町より「大ケロ二丁目」、「柗内」地区の災害公営住宅建設要請(11.5に県から要請)
11.2		宮城県東松島市「野蒜北部丘陵」地区における工事施工等に係る一体的業務(CM方式)の契約締結
11.15		岩手県陸前高田市より「水上」地区の災害公営住宅建設要請(11.19に県から要請)
11.27	第4回復興推進会議開催	
12.10	大熊町「警戒区域」解除	岩手県陸前高田市「高田」、「今泉」地区における工事施工等に係る一体的業務(CM方式)の契約締結
12.14		岩手県釜石市と「花露辺」地区の計画策定受委託契約締結
12.16	第46回衆議院総選挙(民主党から自民党・公明党へ政権交代)	
12.26	安倍内閣発足	宮城県石巻市より「大街道北二丁目」、「中央一丁目」、「駅前北通り一丁目」地区の災害公営住宅建設要請

平成25年

日付	国の動き	URの動き
1.10	第5回復興推進会議開催(安倍総理より復興加速などに向けた指示)	
1.25	平成24年度補正予算政府案閣議決定 除染・復興加速のためのタスクフォース設置	
1.29	平成25年度予算政府案閣議決定 第6回復興推進会議	
1.30		福島県須賀川市と八幡町地区第一種市街地再開発事業支援業務基本協定締結
2.1	福島復興再生総局設置	
2.4		宮城県石巻市より「泉町四丁目」、「中里一丁目」地区の災害公営住宅建設要請
2.8		福島県いわき市と協力協定締結(「豊間」、「薄磯」)
2.12		宮城県気仙沼市より「四反田」、「鹿折」、「南気仙沼」地区の災害公営住宅建設要請
2.22	住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース第1回会合開催	
3.1		岩手県大槌町と発注者支援に係る協力協定締結
3.7	第7回復興推進会議開催(住まいの復興工程表を公表)	宮城県東松島市より「東矢本駅北」地区の災害公営住宅建設要請
3.13		宮城県石巻市と協力協定締結(「新門脇」)
3.21		宮城県名取市と基本協定締結(災害公営住宅整備)
3.22		福島県桑折町と基本協定締結(災害公営住宅整備) 福島県いわき市と「豊間」、「薄磯」地区の計画受託契約締結
4.1		復興の一層の加速化のため支援体制を強化(沿岸部に12事務所設置し、80人規模で増員)
4.16		岩手県山田町「山田」 「織笠」地区における工事施工等に係る一体的業務(CM方式)の契約締結
4.19		宮城県石巻市と「新門脇」地区の計画策定受委託契約締結
4.24		岩手県山田町より「大浦(大浦第1)」地区の災害公営住宅建設要請
5.10	福島復興再生特別措置法の改正	
5.15	平成25年度予算成立	
6.5	復興推進委員会(第12回)、「新しい東北」の創造に向けて(中間とりまとめ)についてとりまとめ	
6.10		宮城県多賀城市より「鶴ヶ谷」、「新田」地区の災害公営住宅建設要請
6.14	原子力被災者向け災害公営住宅の整備戸数公表	岩手県大槌町より「町方(未広町)」地区の災害公営住宅建設要請 岩手県宮古市「田老」地区における工事施工等に係る一体的業務(CM方式)の契約締結
6.21		岩手県大槌町「町方」地区における工事施工等に係る一体的業務(CM方式)の契約締結

日付	国の動き	URの動き
7.2	第8回復興推進会議開催	
7.10		宮城県気仙沼市「鹿折」「南気仙沼」地区における工事施工等に係る一体的業務(CM方式)の契約締結
7.12		岩手県大船渡市より「川原」、「蛸ノ浦」地区の災害公営住宅建設要請(7.24に県から要請) 岩手県陸前高田市より「大野」、「田端」地区の災害公営住宅建設要請
7.24		宮城県南三陸町「志津川」地区における工事施工等に係る一体的業務(CM方式)の契約締結
7.31		女川町・建設推進協議会と三者共働による災害公営住宅整備に係る基本協定・覚書締結
8.7	川俣町における避難指示区域の見直し(避難指示区域再編完了)	
8.20		福島県桑折町より「桑折駅前」地区の災害公営住宅建設要請
8.21		宮城県名取市より「下増田」地区の災害公営住宅建設要請
8.30		岩手県大槌町「大ヶ口災害公営住宅」入居開始
9.2		宮城県石巻市と発注者支援に係る協力協定締結
9.20	コミュニティ復活交付金交付可能額(第1回)通知	
9.30		宮城県塩竈市より「浦戸桂島」、「浦戸野々島」、「浦戸寒風沢」、「浦戸朴島」地区の災害公営住宅建設要請 宮城県石巻市より「不動町二丁目」地区の災害公営住宅建設要請
10.4	「新しい東北」先導モデル事業選定結果公表	
10.18		岩手県大船渡市「大船渡駅周辺」地区における工事施工等に係る一体的業務(CM方式)の契約締結
10.29		岩手県釜石市「片岸」、「鶏住居」地区における工事施工等に係る一体的業務(CM方式)の契約締結
11.12		福島県いわき市「薄磯」、「豊間」地区における工事施工等に係る一体的業務(CM方式)の契約締結
11.26		福島県と原子力災害避難者を対象とする復興公営住宅の整備に係る基本協定締結 岩手県山田町「大沢」地区における工事施工等に係る一体的業務(CM方式)の契約締結
11.29		宮城県南三陸町より「志津川東(第1)」地区の災害公営住宅建設要請 岩手県大槌町「屋敷前災害公営住宅」入居開始
12.20		岩手県釜石市「花露辺復興公営住宅」入居開始
12.24	平成26年度政府予算案閣議決定	
12.25		福島県新地町「愛宕東災害公営住宅」入居開始

平成26年

日付	国の動き	URの動き
1.14		岩手県釜石市より「東部(大町1号)」地区の災害公営住宅建設要請
1.17	第9回復興推進会議開催	
2.1		宮城県塩竈市「伊保石災害公営住宅」入居開始
2.6	平成25年度補正予算成立	
3.3		福島県大熊町と覚書交換(復興まちづくり推進)
3.24		岩手県大船渡市より「所通東」地区の災害公営住宅建設要請 岩手県山田町より「大浦(大浦第2)」、「山田(山田中央)」地区の災害公営住宅建設要請
3.27		宮城県石巻市「新門脇」地区における工事施工等に係る一体的業務(CM方式)の契約締結
3.28		宮城県女川町「女川町民陸上競技場跡地」地区災害公営住宅」入居開始 岩手県大槌町より「寺野」地区の災害公営住宅建設要請
4.1		各本部での迅速な意思決定のため支援体制を強化(2本部体制に組織改編、70人規模で増員)

出典：国土交通省東北地方整備局ホームページ

終わりに

東日本大震災から3年が経過しました。地元の皆さま、自治体、国ほか関係者の皆さまの懸命の努力の結果、復興事業は本格化しております。

UR都市機構も発災直後の復旧支援の職員派遣に始まり、復興市街地整備と災害公営住宅建設を中心に現地400人体制で取り組む現在に至るまで、懸命に復旧・復興支援に取り組んでまいりましたが、いまだに多くの被災者の皆さまが仮設住宅で生活されている現状が示す通り、復興支援は道半ばです。

この冊子は、UR都市機構の復興支援事業を紹介するものですが、特に復旧・復興の初動期の私たちの取り組み、どのようなプロセスで復興支援に取り組んでいるか、何が課題で、それに対してどう取り組んできたかを記録し、今回の震災復興支援で私たちが学んだことを多くの方に早くお知らせしたいという思いから、復興半ばのこの時期に作成したものです。

また、この記録は、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が懸念される中、大規模災害にどう備えるべきか、発災後迅速な復旧・復興を図るためにはどのように行動するべきかを示すものになると考えています。

最後に、今回の刊行に際し、数多くの方々のご協力を賜りましたことにお礼申し上げますとともに、被災された皆さまが一日でも早く安心した生活を送ることができるよう引き続き尽力していきたく思います。

平成26年6月

独立行政法人都市再生機構
震災復興支援室

東日本大震災
震災復興支援事業3年の歩み
～被災地の皆さまとともに～

発行日 平成26年6月30日
発行・制作 独立行政法人都市再生機構
〒231-8315
神奈川県横浜市中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー
TEL 045-650-0871 / FAX 045-650-0772
制作協力 I&S BBDO / 日経BPコンサルティング



一日も早い東北の復興へ
全力で取り組んでいます



——— 街に、ルネッサンス ———



UR都市機構